



JAバンク東京信連 ディスクロージャー誌

TOKYO SHINREN REPORT 2026



目 次

● ごあいさつ	1
● J Aバンク東京信連の概要	2
● 経営方針、経営環境と業績	3
● 業務の適正を確保するための体制	5
● リスク管理	8
● コンプライアンス（法令等遵守）	10
● 金融A D R制度への対応	14
● 金融商品の勧誘方針、 お客さま本位の業務運営に関する取組方針	15
● 貸出についての考え方、社会的責任と地域貢献活動	16
● J Aバンクシステム	19
● トピックス	21
● グラフで見る業績の推移	23
<資料編 1>	
・ 組織	27
・ 事業のご案内	29
・ 主な取扱商品・サービス	30
・ 主な手数料	34
・ 当会のあゆみ	36
<資料編 2>	
[単体情報]	
・ 貸借対照表	39
・ 損益計算書	40
・ 注記表	41
・ 剰余金処分計算書	58
・ 貯金	59
・ 貸出金	60
・ 受託業務・為替業務	63
・ 債務保証、有価証券	64
・ 有価証券の時価情報等	65
・ デリバティブ取引等の状況	67
・ 経営諸指標	68
・ 自己資本の充実の状況（単体）	72
[連結情報]	
・ グループの概況	97
・ 連結貸借対照表	98
・ 連結損益計算書	99
・ 連結キャッシュ・フロー計算書	100
・ 連結注記表	101
・ 連結剰余金計算書、連結事業年度の農協法に基づく開示債権の 状況、事業の種類別情報	118
・ 自己資本の充実の状況（連結）	119
役員等の報酬体系にかかる開示	142
財務諸表の適正性等にかかる確認、会計監査人の監査	143
<参考資料>	
・ 東京都J Aの業績の推移	145
・ J A東京グループエリアマップ	146

ごあいさつ



経営管理委員会会長

大山 裕 視



代表理事理事長

田代 栄 一

平素より、私ども東京都信用農業協同組合連合会（愛称／J Aバンク東京信連）をお引立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年設立以来、地域の農協（J A）の皆さまとともに金融を通じて業務をいたしております。

金融情勢は、賃金と物価がともに緩やかに上昇したことで、日本銀行が令和7年1月に0.50%、同年12月に0.75%、令和8年6月に1.00%と段階的な政策金利の引上げを実施いたしました。更なる利上げも想定され、金利ある世界における金融機関同士での預貯金獲得競争が激化しております。

また、管内においては、農業者の高齢化などによる担い手不足や相続に伴う農地の減少等、依然として厳しい状況が続いております。

このような情勢を踏まえ、J A東京グループでは、持続可能な東京農業の実現とJ Aの発展をビジョンに掲げ、目標達成に向け邁進しております。

当会では、令和7年度～令和9年度中期経営計画の初年度として、3つの経営目標「会員J Aが地域金融機関として存在価値を確立するため、経営基盤強化に資する機能提供を行う」「会員J Aの経営健全性維持に資する安定的な収益還元に努める」「金融経済環境に則した、内部管理態勢の強化および健全性を維持し、盤石な組織を構築する」を将来にわたって達成すべく、J Aと一丸となり事業活動に取り組んでまいりました。

このディスクロージャー誌は、このようなJ Aバンク東京信連の現況について最近の業績や現在の状況について取りまとめ、皆さまにご理解いただけるよう作成いたしました。

今後とも当会は、農業はもとより地域社会発展のため、金融機能サービスの充実に、役職員一同更なる努力を重ねてまいりますので、なお一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月

JAバンク東京信連の概要

●JAバンク東京信連プロフィール（令和8年3月31日現在）

名 称（愛 称）	東京都信用農業協同組合連合会（JAバンク東京信連）
設 立	昭和23年（1948年）8月
本 店 所 在 地	東京都立川市柴崎町3-5-25
出 資 金	1,367億円
総 資 産	2兆7,269億円
貯 金 等	2兆4,959億円
貸 出 金	2,808億円
自 己 資 本 比 率	18.66%
経 営 管 理 委 員	10名
理 事	5名
監 事	4名
職 員 数	140名



●発行体格付

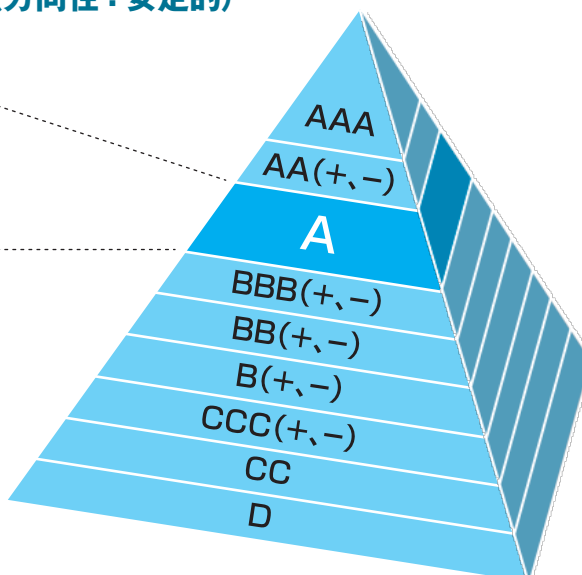
当会は、組合員及び地域の皆様へのより透明性の高い情報開示の一環として格付機関である株式会社格付投資情報センター（R&I）から発行体格付けとして「A（シングルA）」を平成29年度に取得し、現在もその格付けを維持しています。また、中期的な格付の見通しである方向性についても「安定的」との評価を得ています。

今後も、取得した格付の維持・向上を経営上の目標の一つに据え、適正な内部統制を実施することで、当会の持続可能性を高め、安定的で健全な経営を継続するよう、役職員一丸となって努力してまいります。

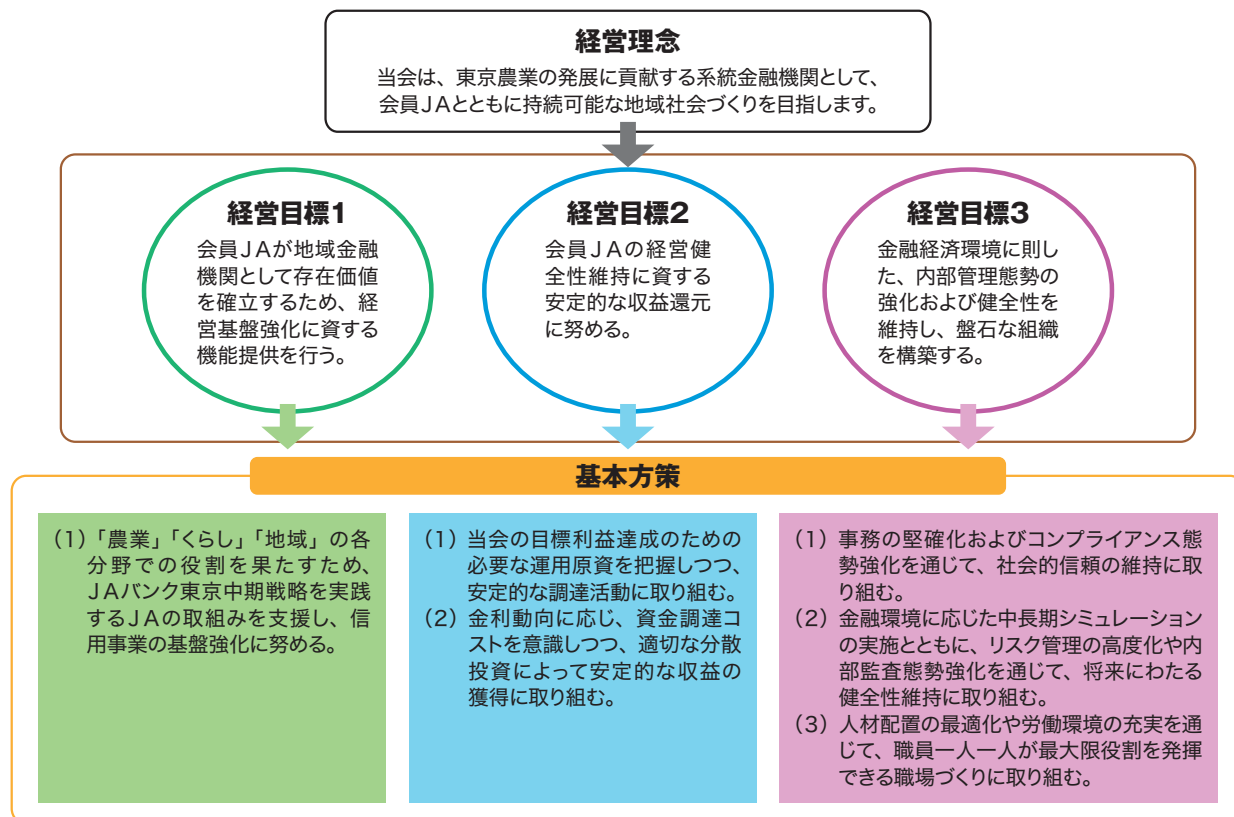
—発行体格付『A』（方向性：安定的）—

A+
A 当会の格付
A-

発行体格付とは、企業の総合的な信用力について、第三者である格付機関が客観的な立場から評価を行い、その結果を符号で表したものです。「A（シングルA）」とは、「信用力は高く、部分的に優れた要素がある。」とされています。



経営方針



● SDGsへの取組み

上記経営理念のもと、国際連合が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」に賛同し、持続可能な社会の実現を目指した取組を、事業活動を通じて貢献してまいります。

▶ 取組内容

未来へ続く東京農業の確立

- ・農業経営等を行うにあたり必要な資金支援
- ・農業にかかる各種助成・コンサルティング・ビジネスマッチ
- ・都内JAに対する相談対応力を発揮できる人材の育成支援や持続可能な経営基盤の確立を支援



自然環境の保全

- ・気候変動に対応する投融資（ESG投融資）を一定基準に適合しているか確認のうえ実施
- ・ペーパーレス化やCO2排出量削減等に取組むことにより、当会の業務運営に伴う環境への負荷を低減



地域社会への貢献

- ・地域のニーズに応えるため、都内企業等への資金対応等実施および非対面チャネルを通じた利用者の利便性向上
- ・住宅ローン等の展開および利用者のライフイベントに応じた対応の実施
- ・食育活動や寄付金の活用等により、地域社会の活性化に貢献



ゆとりや働きがいのある職場づくり

- ・勉強会を定期的実施し、ハラスメントや差別の防止等について周知
- ・多様な働き方による職員のワークライフバランスを充実化
- ・職員の専門知識習得に向け、研修会への参加奨励、通信講座の受講および資格取得を支援
- ・職員の健康管理



経営環境と業績

● 経営環境

令和7年度の世界経済は、ロシア・ウクライナの地政学リスクが燦るなか、産油国の大幅な増産による原油価格の落ち着きを背景に緩やかな回復基調となりました。米国は底堅い個人消費とAI関連の設備投資に支えられ景気拡大が続く一方、欧州は中国経済減速の影響を受け成長が鈍化しました。足元では中東情勢の悪化や台湾海峡の緊張が継続しており、原油価格や物流コストの高止まりが懸念されています。

国内経済は、雇用・所得環境の改善により個人消費に持ち直しの動きが見られたものの、物価上昇による実質購買力の低下が重石となる中で、堅調なインバウンド需要や企業の設備投資の増加を背景に緩やかな回復が続きました。金利面では、日銀が令和7年1月に短期金利の誘導目標を0.50%、同年12月には0.75%程度に引き上げたことで、国内金利は上昇傾向となりました。

● 業 績

令和7年度の東京都JA貯金は、段階的な政策金利の引き上げによる金融機関同士の預貯金獲得競争の激化等により、前年度末比で188億円の減少となりました。JA貸出金は、住宅ローン推進を中心とした貸出強化への取組み等を行った結果、前年度末比で299億円の増加となりました。

当会の貯金は、大口資金の流出やJA自主運用強化への取組みにより、前年度末比で673億円減少の2兆4,959億円となりました。貸出金は、既存相対取引先の積増しやシンジケートローン、債権流動化案件のほか、食農関連企業への融資にも取り組んだものの、国内金利の上昇局面において変動金利の提案を含めた金利交渉の末、合意に至らなかった案件も多く、前年度末比で304億円減少の2,808億円となりました。余裕金運用については、有価証券において国内金利が上昇する中、安定的な収益構造を確立すべく、一部資産を入れ替えつつ国内債券を中心に残高を積み増した結果、前年度末比で520億円増加の7,832億円となりました。

また、今年度決算については、日銀による政策金利の引上げに伴い資金調達コストが増加した一方、有価証券運用における資金効率を考慮した外貨建て資産から国内資産への入替えやファンド等の取組みの強化に加え、貸出金において変動金利案件の利回り上昇が利息収入の増加に寄与した結果、経常利益は62億円、当期剰余金は55億円となりました。

業務の適正を確保するための体制

● 内部統制基本方針

当会は、農林水産業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、適切な内部統制システムを構築することが経営の最重要課題であると認識し、企業倫理及び法令等の遵守、適切なリスク管理、その他業務執行の適正性を確保するための基本方針を以下のとおり定め、更なる業務の健全性・適切性の向上に努めております。

(令和8年7月1日現在)

内部統制基本方針

1. 法令遵守態勢

役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための統制として、次の事項に取り組む。

- (1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、倫理憲章、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
- (2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、重要事項の決定にあたっては、当該事項の主管部署において事前に確認を行う。
- (3) コンプライアンスに関して、職員がリスク統括部、総務部、外部の法律事務所および常任監事に相談・情報提供できる内部通報制度を設置する。
- (4) コンプライアンス・プログラムを年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
- (5) マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策について、「マネー・ロンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、適切な業務運営を行う。
- (6) 財務報告にかかる規定等を定め、財務報告の信頼性・適正性を確保するための態勢を整備する。
- (7) お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を制定するとともに、役職員へ研修等を通じて、お客さま本位の金融サービスを提供する態勢を整備する。

2. 理事の職務の執行にかかる情報管理態勢

理事の職務の執行にかかる情報を適切に保存・管理するための統制として、次の事項に取り組む。

- (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
- (2) サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。
- (3) 各業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。

3. リスク管理態勢

損失の危機の管理に関する規程等の態勢を確保するための統制として、次の事項に取り組む。

- (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するため、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスクマネジメント基本方針を制定する。
- (2) 管理すべきリスクを信用リスク、市場リスク、流動性リスクとオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理する。
- (3) 前記(2)の管理を適切に実施するため、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割・責任を明確にして実施体制を整備する。
- (4) 種々のリスクについて、リスク量を計量し、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるようあらかじめ部門別に資本を配賦し、これを上限とした運用を行う経済資本管理の実施により、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
- (5) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められた要件に基づく規制資本管理を実施する。
- (6) 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。

4. 理事の職務の効率性を確保する態勢

理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための統制として、次の事項に取り組む。

- (1) 事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
- (2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事により構成される会議を設置し、一定の事項にかかる執行の決定等を行うほか、理事会の議決事項にかかる原案の検討等を付託する。
- (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。

5. 当会およびその子会社からなる集団における業務の適正性を確保する態勢

当会グループにおける業務の適正性を確保するための統制として、次の事項に取り組む。

- (1) 当会グループにおける業務の適正性を確保するため、子会社管理規程を定める。
- (2) 円滑なグループ運営を図るため、当会と子会社の間において協議または報告すべき事項を定め、子会社の経営・業務の執行状況等を把握し、適宜指導・助言・管理・実績検討等を行う。

6. 内部監査態勢

経営の健全性確保・効率性向上に向けた内部監査態勢を確保するための統制として、次の事項に取り組む。

- (1) 当会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査室を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
- (2) 内部監査は、当会の全業務および子会社等を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
- (3) 監査室は、内部監査終了後、内部監査結果を理事会に報告するとともに、担当理事は年度内部監査実施状況を取りまとめ、理事長を通じて経営管理委員会に報告する。
- (4) 監査室は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。

7. 監事へのサポート態勢

監事の職務を補助する職員を確保するための統制として、次の事項に取り組む。

- (1) 監査室は、監事の職務執行を補助する。
- (2) 監査室に配属する職員の業績評価、人事異動、その他人事に関する事項の決定について、あらかじめ常勤の監事による意見を聴取し、当該意見に留意する。

8. 監事への報告態勢

監事への報告に関する態勢を確保するための統制として、次の事項に取り組む。

- (1) 理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事実を監事に報告する。
- (2) リスク統括部は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
- (3) 監査室は、業務監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
- (4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
- (5) リスク統括部は、前記1(3)の「内部通報制度」の運用状況およびコンプライアンス所管部署が子会社の内部通報制度担当部門から子会社における内部通報の状況について報告を受けた内容を、監事に報告する。
- (6) 適正な目的により、監事へ報告を行った当会および子会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保し、その旨を周知徹底する。

9. 監事の職務執行について生ずる費用を確保する態勢

監事とその職務執行について生ずる費用を支弁するための統制として、次の事項に取り組む。

- (1) 監事とその職務執行について生ずる費用等を支弁するために、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用をすべて負担する。

10. 監事監査の実効性を確保するための態勢

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、監事監査の実効性を確保するための統制として、次の事項に取り組む。

- (1) 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べるができるものとする。
- (2) 会の代表は、監事と定期的に意見交換を行う。
- (3) 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
- (4) その他、理事および職員は、監事監査規程および監事監査実施要領に定めのある事項を尊重する。

●内部統制基本方針運用状況

当会は、法令遵守、リスク管理、子会社管理、内部監査等の各管理体制について、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の会議体において進捗管理を行い、適切な内部統制の構築・運用に努めており、令和7年度の運用状況は以下のとおりです。

内部統制基本方針運用状況

1. 法令遵守態勢

役職員の行動規範として「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、倫理憲章を定めるとともに、コンプライアンス・プログラムの策定や役職員の研修等を行い、コンプライアンス態勢の強化に取り組んでいる。

また、法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報等の適時・適切な開示をしている。

2. 理事の職務の執行にかかる情報管理態勢

当会は、重要な会議体については議事録の作成保管に対する体制を整備するとともに、文書取扱規程をはじめとする諸規定を制定のうえ役職員に対し周知し情報の管理を確実なものとしている。

3. リスク管理態勢

当会は、リスク管理方針を定め、業務遂行から生ずる様々なリスクを把握し、リスク管理委員会、理事会・経営管理委員会で定期的に協議・検討を行っている。

また、災害等が発生した場合でも利用者に基本的サービスを継続的に提供できるよう業務継続要領を定めている。

4. 理事の職務の効率性を確保する態勢

中期経営計画および事業計画にかかる所管部署が、進捗状況を定期的に理事に報告し、実効性について確認している。

また、役員・部長会議を随時開催し、重要案件の報告等を行い理事の迅速な経営判断ができるような協議の場としている。

5. 当会およびその子会社の業務の適正性を確保する態勢

各業務に係る諸規定を適時適切に見直し、業務フロー等の管理体制の改善を行い、効率的な業務運営ができるよう努めている。

また、子会社管理規程を策定し、子会社における業務管理体制やリスクの把握に努めている。

6. 内部監査態勢

内部監査規程を定め、当会の経営諸活動の全般にわたる管理、運営の制度および業務の遂行状況を内部統制の適切性の観点から検討・評価している。

また、その結果については理事長、理事会および監事に報告するとともに理事長を通じて経営管理委員会に報告している。

7. 監事へのサポート態勢

監事の職務執行を補助するため、業務執行部門から独立した機構として監査室を設置し、兼任の職員を2名以上配置している。

8. 監事への報告態勢

常勤役員会議あるいはコンプライアンス委員会等の諸委員会において、監事が出席し報告を受ける体制を整え、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供している。

また、監事監査規程に、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保することを明記しており、役職員に周知している。

9. 監事の職務執行について生ずる費用を確保する態勢

監事の職務執行について生ずる費用については、年度ごとに予算化するほか、個別に発生する追加費用についても支払うこととしている。

10. 監事監査の実効性を確保するための態勢

理事と監事は、業務の運営や課題等について定期的に意見交換を行っており、内部監査部署には監事との連携を指示し、監事監査が実効的に行われるための体制を整備のうえ運営している。

※内部統制基本方針（令和8年3月31日時点）に基づく運用状況となります。

リスク管理

金融環境の急激な変化等に伴い、リスクは多様化・複雑化しており、様々なリスクをその特性に応じて適切に管理する必要があります。

このため、当会では、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスクマネジメント基本方針」及び「リスク管理方針」を制定し、認識すべきリスクの種類や管理体制等の基本的な体系の整備を進め、リスク管理態勢の強化に努めております。

●リスク管理態勢

・リスク管理委員会

当会が抱えるリスク構造等の実態把握と諸リスクの統合的な管理を目的として、リスクマネジメントに関する方針や各種リスクに係る限度額の設定・管理方法等の検討・協議を行っております。

・ALM委員会

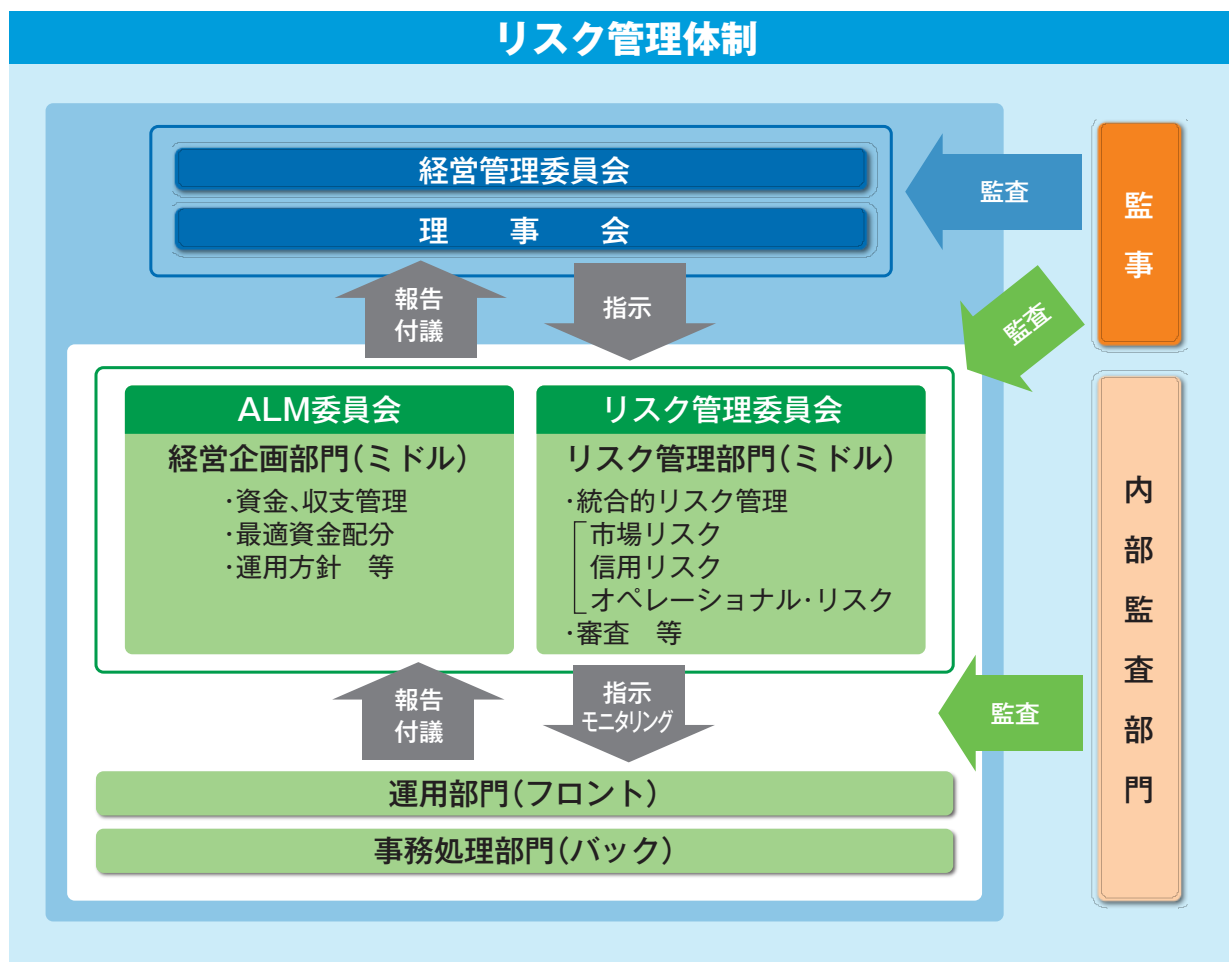
調達・運用全体の金利変動リスク等を踏まえ、安定的かつ持続的な収益の確保を目的として、最適資金配分及び有価証券等の運用方針等の検討・協議を行っております。

・審査体制

審査機能強化のため、融資担当部署とは独立した審査部署を設け、融資先に対し財務諸表分析等により厳格な審査を行っております。

・監査体制

独立した監査部署により全部署に対して定期的に内部監査を行い、業務、事務及び会計の適正化、事故の未然防止に努めております。



●各種リスク管理

・統合的リスク管理

業務上発生すると予想されるリスクを定量化し、そのリスク量をあらかじめ定めた許容範囲内にコントロールするため、「経済資本管理規程」、「信用リスク管理規程」、「市場リスク管理規程」等を制定し、諸リスクを統合的に把握・管理することで、当会経営の安定性を確保しております。

・市場リスク管理

経営体力の範囲内において効率的な資金運用を行うことを基本方針に据えてリスクコントロールを実施しております。具体的には、V a R（バリューアットリスク）計測によるリスク量が、自己資本の許容範囲に収まるように管理を行っております。また、市場取引における運用限度額や損失限度額についても、リスク管理部署及び運用部署による管理を実施しております。

・信用リスク管理

信用リスク管理は、信用リスク取引の実施部署が個別与信の審査、内部格付の審査、格付に応じた与信限度額管理及び自己査定における第1次審査を実施したうえで、独立した他部署において第2次審査を実施し、相互に牽制することを基本としてリスクコントロールを実施しております。また、特定の取引先や業種に対する与信集中についてもリスク管理部署及び運用部署が定期的にモニタリングを実施し、リスク分散に努めております。

・オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、様々な人為的又は技術的エラーによって損失が発生するリスクをいいます。当会では、主に事務リスク、システムリスクにかかる規程等を制定し、オペレーショナル・リスクの管理を実施しております。

◆事務リスク管理

役職員による事故・不正等の発生、若しくは役職員が正確な事務を怠ることを未然に防止するため、「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定するとともに、事務手続等の遵守並びに内部監査・自己検査の実施等により、適切なリスク管理を行っております。

◆システムリスク管理

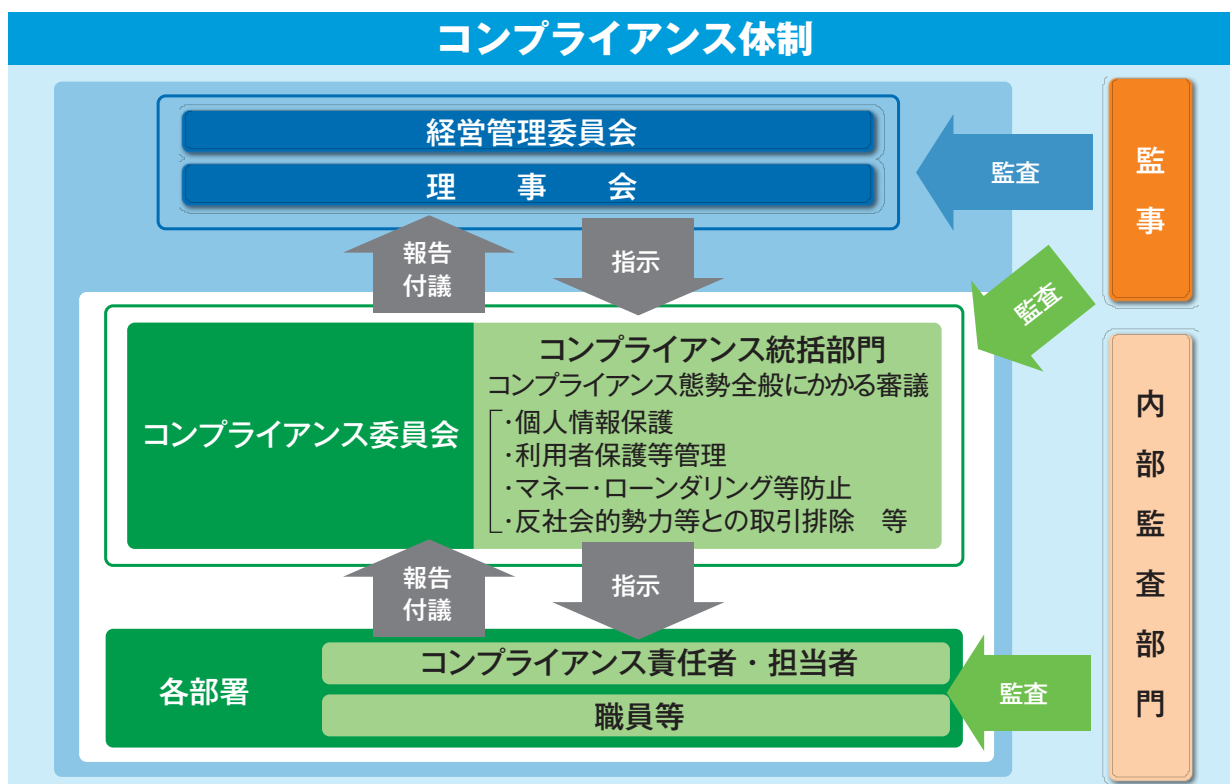
コンピュータシステムの停止・誤作動、システムの不備等によるトラブルの発生を未然に防止するため、情報セキュリティ関連規程等を制定し、セキュリティ管理体制の整備、情報資産管理の明確化等の対応を図るとともに、災害時対策の整備について、「危機管理計画」を制定することにより、適切なリスク管理を行っております。

コンプライアンス（法令等遵守）

当会は系統信用事業の都道府県段階の連合会組織であり、農業者及び地域の企業・住民のための協同組合金融機関として、①農業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会の発展に貢献することを基本的な役割・使命とし、地域社会からの揺るぎない信頼を確立していくため、全ての役職員が業務運営を遂行する際に堅持すべき考え方や指針を明文化した「コンプライアンスにかかる基本方針」を定め、コンプライアンスに徹した経営態勢の充実・強化に取り組んでおります。

コンプライアンス態勢全般にかかる審議を行う場としては、コンプライアンス委員会を設置しており、内部監査、監事監査等のチェック体制も確立しております。

また、コンプライアンスに関する基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、研修会等により役職員への周知徹底を行うとともに、コンプライアンスを実践するための取組事項である「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、コンプライアンス態勢の強化に努めております。



コンプライアンスにかかる基本方針

1. 基本的使命と社会的責任
当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、都内信用秩序の維持に責任を負っています。
こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。
2. 質の高いサービスの提供
お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高い金融サービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。
3. 法令等の厳格な遵守
関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に応じ、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。
5. 透明性の高い組織風土の構築
経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。
6. 持続可能な社会への貢献
社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

●個人情報保護

当会は、利用者の個人情報及び個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、「個人情報保護方針」を定め遵守しております。

個人情報保護方針

1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会の事業所に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正な取得

当会は、個人情報等取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業者および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9. 開示・訂正等、利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等ならびに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

●情報セキュリティ

当会は、当会内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、「情報セキュリティ基本方針」を定め遵守しております。

情報セキュリティ基本方針

1. 当会は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、デジタル社会形成基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、当会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合に備えて、手順と連絡体制を確立し、発生した場合には原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当会は、当会の業務に従事する者が、情報セキュリティに関する意識を高め、基本方針に基づいた行動ができるよう、本方針や諸規程の内容を通知し、定期的な教育を実施いたします。
6. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、監査および定期的な見直しを実施し、維持改善に努めます。本方針も定期的な見直しを実施し、社会情勢等に合わせて改定いたします。

●利用者保護等管理

当会は、利用者（利用者になろうとする方を含み、以下も同様です。）の正当な利益の保護と利便を確保するため、「利用者保護等管理方針」を定め遵守しております。

利用者保護等管理方針

1. 利用者に対する取引「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当会との間で事業として行われるすべての取引をいいます。以下も同様です。」または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

●利益相反管理

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインに基づき、「利益相反管理方針」を定め遵守しております。

利益相反管理方針（概要）

1. 対象取引の範囲
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会等（当会および当会の子金融機関等をいいます。以下同じ。）の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
2. 利益相反のおそれのある取引の類型
「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。
 - （１） お客さまと当会等の間の利益が相反する類型
 - （２） 当会等の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
3. 利益相反の管理の方法
当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。
 - （１） 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - （２） 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
 - （３） 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会等が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
 - （４） その他対象取引を適切に管理するための方法
4. 利益相反管理体制
 - （１） 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会等の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
 - （２） 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。
5. 利益相反管理体制の検証等
当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

●マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応

近年、インターネット・SNSの普及により、フィッシング詐欺、ネットバンク口座の不正利用、特殊詐欺など金融犯罪が多様化・巧妙化しております。

また、国際的に金融機関が取組まなければならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が益々高まっております。

当会ではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付けており、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を定めるとともに、マネー・ローンダリング等の防止及び反社会的勢力等の排除にかかる実務規程を制定のうえ、リスクに応じた対策を適切に講じております。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

1. 管理態勢等
当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。
また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。
2. マネー・ローンダリング等の防止
当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
3. 反社会的勢力との決別
当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。
4. 職員の安全確保
当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。
5. 外部専門機関との連携
当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

金融ADR制度への対応

当会では、お客様からの相談・苦情等への対応について、金融ADR制度（裁判外紛争解決制度）にかかる業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な苦情等の解決に努めております。

・相談・苦情等の申出先

相談・苦情等があれば当会の窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。

まずは、当会窓口へお申し出ください。

本店事務統括部 貯金課 042-523-3101

上記のほか下記の窓口でも受け付けます。

当会の苦情等受付窓口（総務部 総務課）

電話番号：042-528-1114

受付時間：月～金 午前9時から午後5時（金融機関の休業日を除く）

JAバンク相談所

電話番号：03-6837-1359

受付時間：月～金 午前9時から午後5時（金融機関の休業日を除く）

・紛争解決の申出先

お客様が外部機関を利用した紛争解決を希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会に直接お申し立ていただくことが可能です。

東京弁護士会紛争解決センター 電話番号：03-3581-0031

第一東京弁護士会仲裁センター 電話番号：03-3595-8588

第二東京弁護士会仲裁センター 電話番号：03-3581-2249

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会では、東京以外の地域のお客様からの申し立てについて、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める次の方法も用意しております。

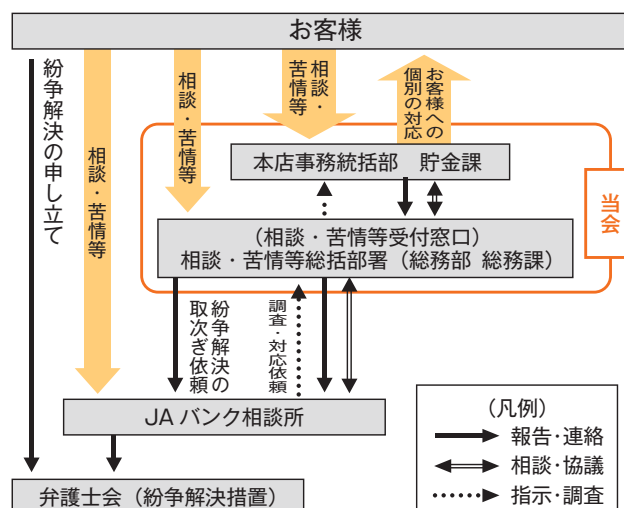
◆現地調停

東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

◆移管調停

東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容はJAバンク相談所または東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター等にお問合せください。



金融商品の勧誘方針

当会は、貯金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、「金融商品の勧誘方針」を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行っております。

金融商品の勧誘方針

1. お客様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当会では、東京農業の発展に貢献する系統金融機関として、会員 J A とともに持続可能な地域社会づくりを目指すことを理念とし、暮らしやすい地域社会の実現に向けて、金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、利用者の安定的な資産形成に貢献するために、以下の取組方針を定め遵守しております。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

1. お客さまへの最適な商品提供
 - (1) お客さまに提供する金融商品として、いろいろな「投資に関する好み」に合った商品を揃えつつ、お客さまにとっての選びやすさも考慮したうえで、一定の商品数に絞った「J A バンク セレクトファンド」をご用意しております。
「J A バンク セレクトファンド」は、主に以下①～⑤の基準をもとに商品を選定しており、お客様のニーズに合った商品を取入れ、パフォーマンスが芳しくない場合は取扱いを行わない等、定期的な商品ラインアップの見直しを行います。
 - ① 将来の備えに向けて、「長期投資」を前提とした投資信託であること
 - ② 長期投資の観点から投資効率が良い商品であるかを判断して、過去の運用実績が相対的に良好であること
 - ③ 「過去の運用成績を今後も再現すると期待できるか」を踏まえて商品を評価し、過去の運用成績の再現性が認められること
 - ④ 商品内容に応じて手数料が割安・良心的な水準であること
 - ⑤ これから将来に向けて資産を築いていく資産形成層に向けた商品であり、過度に分配金を捻出する投資信託ではないこと
 また、投資に関する好みについては、都度お客様のリスク許容度を確認したうえで、そのリスク許容度に沿った商品をご案内いたします。
なお、当会では、上記の金融商品の組成に携わっておりません。
 - (2) お客さま本位のご提案と情報提供
 - (1) 投資信託商品をご提案するにあたり、以下の対応を行うことで、お客さまにあった商品をご提案いたします。
・「J A バンク 資産運用スタイル診断シート」において、3つの観点（① 投資目的、② 許容できるリターンへの振れ幅、③ 相場変動時の運用方針）からお客様のリスク許容度を判定したうえで、お客さまに相応しいと思われる投資信託商品をご提案いたします。
・適合性チェックを実施し、お客様の知識・経験・財産状況・投資目的などを総合的に勘案して不適当と認められる勧誘は行いません。
なお、商品の特性・リスク等を踏まえたうえで、お客さまに「相応しいとはいえない可能性がある」と当会で判断した場合には、ご提案を控えさせていただきます。
 - (2) お客様の投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について、「J A バンク セレクトファンドマップ」や「重要情報シート」等を用いて、分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。
 - (3) お客様にご負担いただく手数料について、当会ではお客様の投資判断に資するよう、「J A バンク セレクトファンドマップ」や「重要情報シート」等を用いて、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。
3. 利益相反の適切な管理
 - (1) お客様のリスク許容度にあった投資信託商品をご提案することとしており、お客様の知識・経験・財産状況・投資目的などを総合的に勘案することで、ご意向に反した販売手数料の高い商品を優先するようなご提案はいたしません。
また、金融機関の利益相反管理にかかる社会的要請が一層高まっていると認識しており、当会で定める「利益相反管理方針」等に基づき、利益相反のおそれがある取引を適切に把握し、管理しております。加えて、お客様の状況や意向に沿わない販売が行われないよう、事務手続等に基づいた適正な業務運営を行います。
4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築
 - (1) 当会職員に対して F P 技能検定試験、預かり資産アドバイザー試験、投資信託試験、相続アドバイザー試験等の資格取得を推奨し、販売担当者からお客さまへの提案力向上に努めます。
 - (2) 外部研修機関を利用した各種研修等を受講することにより、高度な専門性を有し誠実・公正に業務を行うことができる人材を育成します。
 - (3) 金融商品取引法、その他の法令等の遵守状況および帳簿書類等の管理状況についてモニタリングする態勢を会内に構築し、法令・諸規則等違反の予防に努めます。

貸出についての考え方

J A 東京グループの一員として、「農業者の所得増大」及び「農業生産の拡大」に資することは、地域金融機関としての使命と考えております。

J A の組合員及びその地域の皆様からお預かりした大切なご資金は、J A 及び組合員に対する利便性の拡大並びに地域経済の発展に寄与するため、貸出金という形に変えてご利用いただいております。

今後も農業者の所得増大に資する金融仲介機能を発揮するため、農業者への資金供給、農業団体や農業関連企業をはじめとした取引先の拡大に努めるとともに、一般企業や J A の補完融資に対しても積極的に対応してまいります。

社会的責任と地域貢献活動

●はじめに

当会は、東京都を事業区域として、J A との強い絆とネットワークを形成し、地域社会の一員として地域経済の活性化、持続的発展に資する地域金融機関です。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

●地域への資金供給の状況

農業近代化資金、東京都中小企業制度融資、東京都環境保全資金融資等、各種制度融資を取り扱っており、農家組合員やその他農業者はもとより、地域の企業・個人向けの貸付も行っております。

●地域密着型金融への取組み

◆農業者や中小企業等の経営支援に関する取組方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、農業者の所得増大及び東京農業の振興に向けた金融サービス提供を行い、農業メインバンク機能を強化する等、今後の高齢化・人口減少を見据えたうえで農業者、農業関連団体及び農業関連企業等との取引の維持・拡大に取り組んでおります。

また、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本的方針をはじめ、関係規程等を制定し、遵守しております。

なお、経営者保証に依存しない融資の促進を行うため、「経営者保証に関する取組方針」を策定し、当会ホームページに掲示しております。

金融円滑化にかかる基本的方針（概要）

1. 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
2. お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
3. 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
4. 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
5. 金融円滑化の趣旨を踏まえた適切な対応
6. 当会の金融円滑化管理に対する体制

経営者保証に関する取組方針（概要）

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について
2. 経営者保証の契約時の対応について
3. 既存の保証契約の適切な見直しについて
4. 経営者保証を履行する時の対応について

◆農業者や中小企業等の経営支援に関する態勢整備の状況

お借入条件の変更等に関する相談・申込み及び苦情相談に関する態勢については、以下の通りになります。

・役員及び関係部署長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当会の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、必要に応じて理事会へ報告することとしております。

- ・営業本部担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握する体制となっております。
- ・融資部に「金融円滑化管理担当者」を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めております。
- ・当会では、お客さまからのご融資にかかるご相談の窓口を融資部に設置し、各種相談を受け付けております。

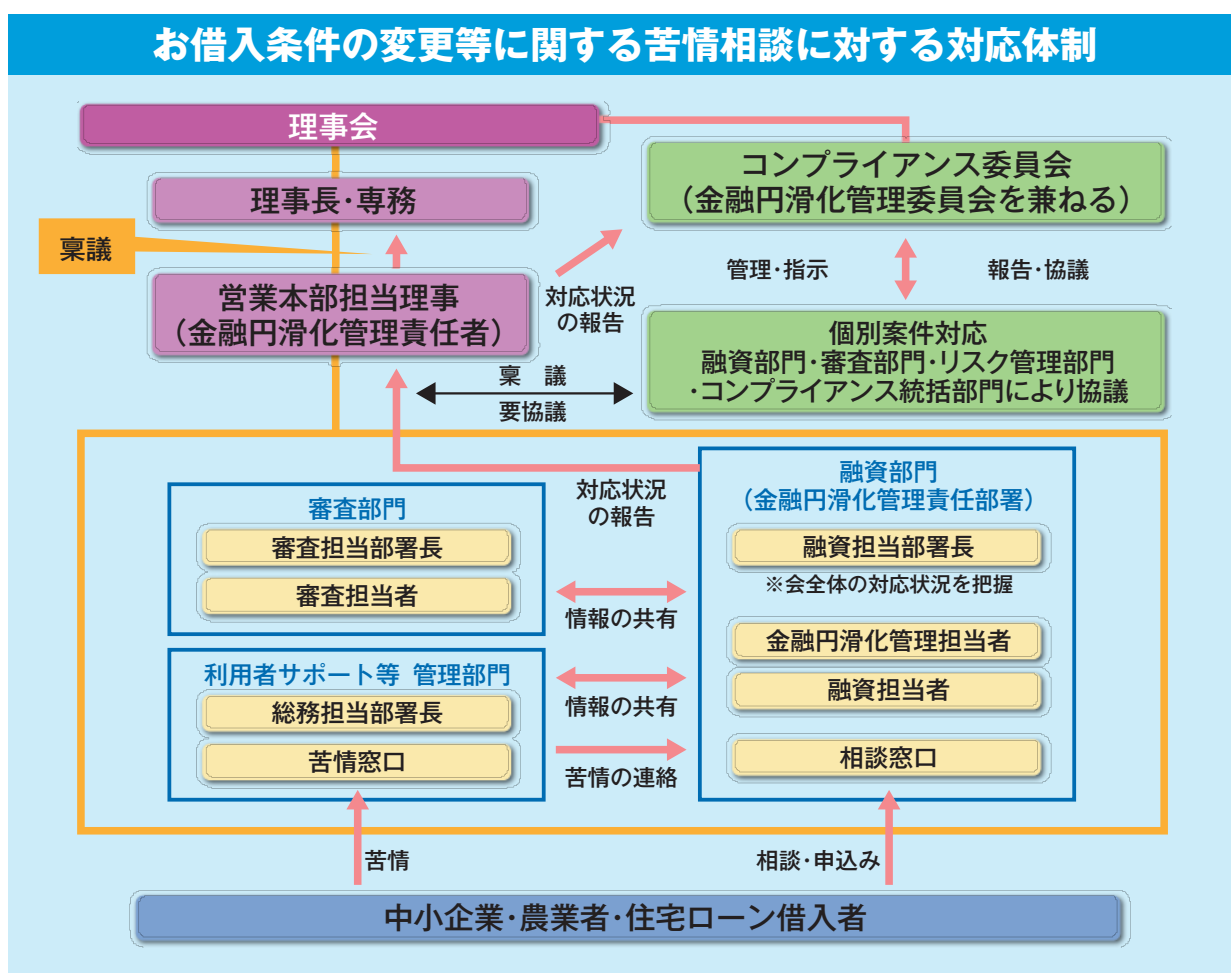
【相談窓口】

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本店	東京都立川市柴崎町3-5-25 J A東京第1ビル	融資部	042-523-3151

【ご相談受付時間：平日9：00～15：00】

※貸出条件変更等に係るご意見・苦情等につきましては、当会総務部にてお受けいたします。

・苦情相談窓口 TEL 042-528-1114（平日9：00～17：00）



●東京都農業祭

東京都で生産される農畜産物の品質改良、栽培技術の向上、生産意欲の高揚を図ると共に、東京農業の担う重要性をご理解いただくための催しものです。

特に10月の東京国際フォーラムで開かれる催しは、農畜産物の共進会や東京特産の農林水産物の展示即売が行われ、多くの来場者で賑わいました。また、共進会に出品された農産物は、社会貢献活動として都内フードバンクに無償提供いたしました。



●地域スポーツ活動への貢献

当会は地域スポーツ活動への貢献として、平成24年から「公益財団法人 東京都サッカー協会」及び「東京都少年サッカー連盟」が主催するJ A東京カップ 東京都U-11（小学5年生）サッカー大会を後援し、少年・少女のスポーツ活動を通じた健全育成支援・明るい街づくり・大きな夢の実現に向けたサポートを行っております。（開催日：令和7年12月20日・21日、令和8年1月11日）



●TCFD提言への取組み（気候変動に対する対応）

経営理念である「当会は、東京農業の発展に貢献する系統金融機関として、会員J Aとともに持続可能な地域社会づくりを目指します。」を達成するため「SDGs取組宣言」を掲げており、当該宣言の取組内容の一つである「自然環境の保全」では、気候変動に関連する機会やリスクに対する理解を深め、事業活動を通じて適切な対応を講じることが重要と考えています。つきましては、気候変動への対応の一環としてTCFD※が提言する気候変動に関連した項目の開示に取り組んでおります。

※TCFD

G20の要請を受け気候関連の情報開示及び金融機関の対応をどのように行うかを検討するため設立された「気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」のこと。気候変動が企業の財務に与える影響を詳らかにすることを目途とし、企業等に対し、気候変動関連リスクおよび機会等に関する項目について開示することを推奨している。

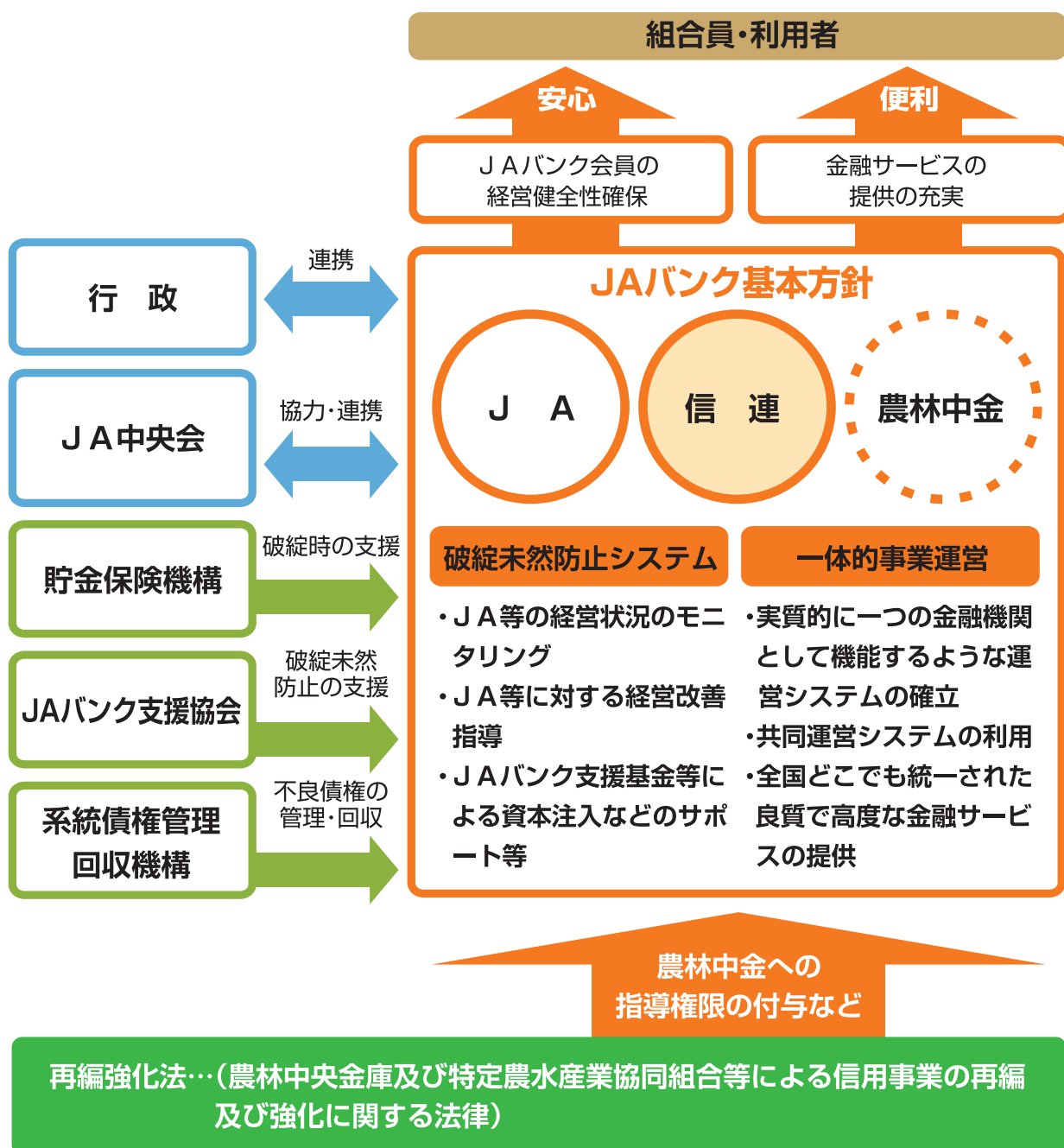
TCFD提言への取組み▶▶▶

http://shinren.jatokyo.or.jp/fs/2/4/8/2/_/tcfd.pdf

JAバンクシステム

「JAバンクシステム」とは、組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中央金庫）が「JAバンク基本方針」に基づき、一体的に事業運営に取り組む仕組みです。

JAバンクシステム



JA バンク・セーフティーネット

JAバンクグループ（JA・信連・農林中金）では、組合員・利用者の皆さまに、より一層の安心をご提供するため、「JAバンク・セーフティーネット」を構築しております。

JAバンク・セーフティーネットのしくみ

破綻未然防止システム

（JAバンク基本方針に基づく）

- 破綻未然防止のためのJAバンク独自の制度



貯金保険制度

（農水産業協同組合貯金保険制度）

- 貯金者等保護のための公的な制度

破綻未然防止システム

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。

具体的には以下のとおりです。

- (1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見。
- (2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施。
- (3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援。

貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

この制度は、銀行・信金・信組・労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

トピックス

「JAバンク東京中期戦略」の実践

令和6年12月開催の第34回JA東京大会にて決議した「持続可能な東京農業の実現とJAの発展」に向け、JAバンク東京中期戦略（令和7年度～令和9年度）では、JAが従来からの「農業」「くらし」「地域」の3領域とそれを支える「経営基盤」の枠組みを継続しながら、自らが考えた、果たすべき役割と目指す姿に基づき、地域の実情に応じた実施事項を展開するとしており、当会はこれらの実践を支援するとともに、中央会や各連合会とも連携し、JAの経営基盤の強化と経営の持続性確保に向けて、JAと一体となり取り組んでまいりました。

中期戦略の初年度である令和7年度は、農業融資の伸長、農業経営に関する提案等の「農業支援にかかる取組み」に加え、訪問活動を通じたライフイベントへの対応や、住宅ローン推進等の支援を行いました。

農業支援にかかる取組み

当会では、JAが農業融資の伸長を通じてJAバンクとしての役割を発揮し、持続可能な東京農業を確立できるよう、金融サービスだけでなく、総合事業者としての強みを活かした支援を行っております。

令和7年度は、農業者の借入負担を軽減する「JAバンク東京農業パワーアップ利子補給制度」や担い手の育成・都市農地の保全などに取り組むJAを対象に助成する「JA東京農業振興支援助成制度」を通じて、東京農業の振興に取り組みました。

令和7年12月15日に台風22号、23号の被害を受けた八丈島の農業者向け「被災施設再建事業説明会」に参加し、農業特別対策資金の説明を行うとともに、被災状況の確認を行いました。

また、令和8年2月27日に東京都農業法人協会及び東京都農業会議と共催で「農業経営セミナー」を開催しました。当セミナーでは、学校給食専門の食品卸会社の方より「学校給食向け地場産農産物の集荷・供給について」、八王子市の農家の方より「給食向け農産物の生産について」、八王子市教育委員会のご担当者より「八王子市における学校給食への地場産野菜利用の推進について」、青果物仲卸会社の方より「東京産農産物の需要に応えるために」の4つの講演を行いました。



食農教育応援の取組み

令和7年度は、小学5年生を対象に、農業に関する補助教材「農業とわたしたちの暮らし」を、都内の小学校1,347校へ134,705冊進呈しました。

JAバンク東京表彰式の開催

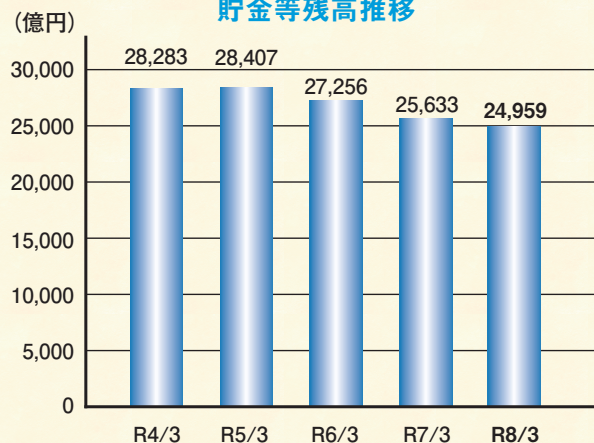
令和8年6月1日、ホテルエミシア東京立川にてJAバンク東京表彰式を開催しました。

当日は、JAの組合長をはじめとする役職員158名が参集し、令和7年度の優秀JAや店舗、業績担当者を表彰しました。

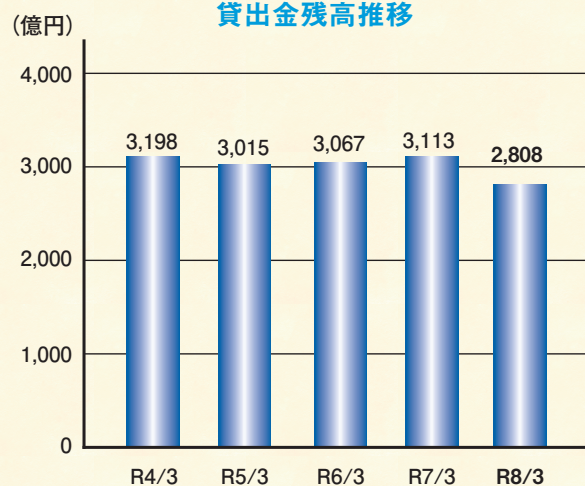


グラフで見る業績の推移

貯金等残高推移



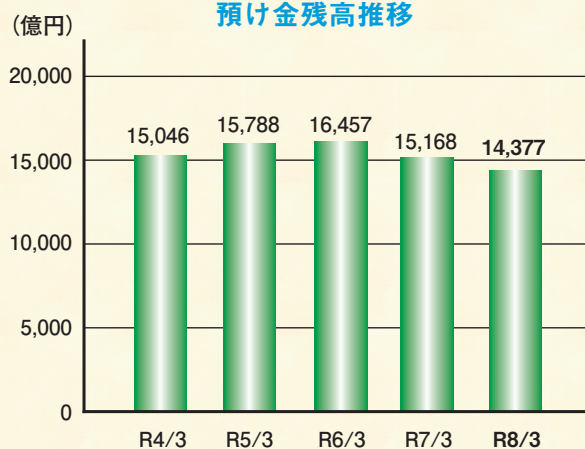
貸出金残高推移

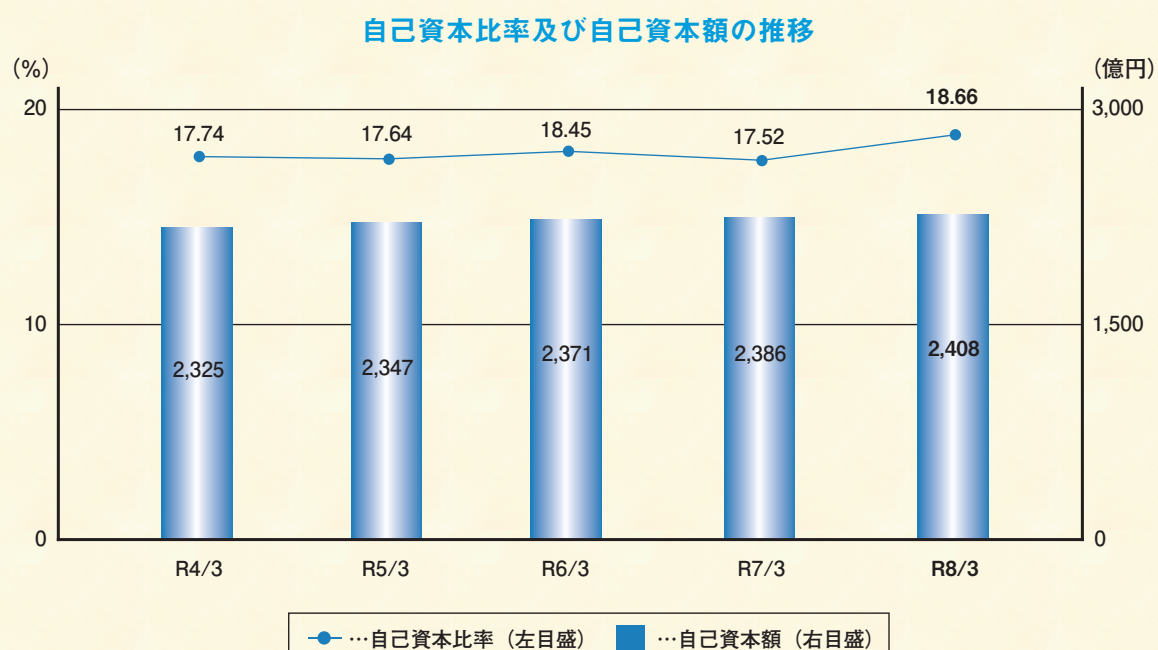
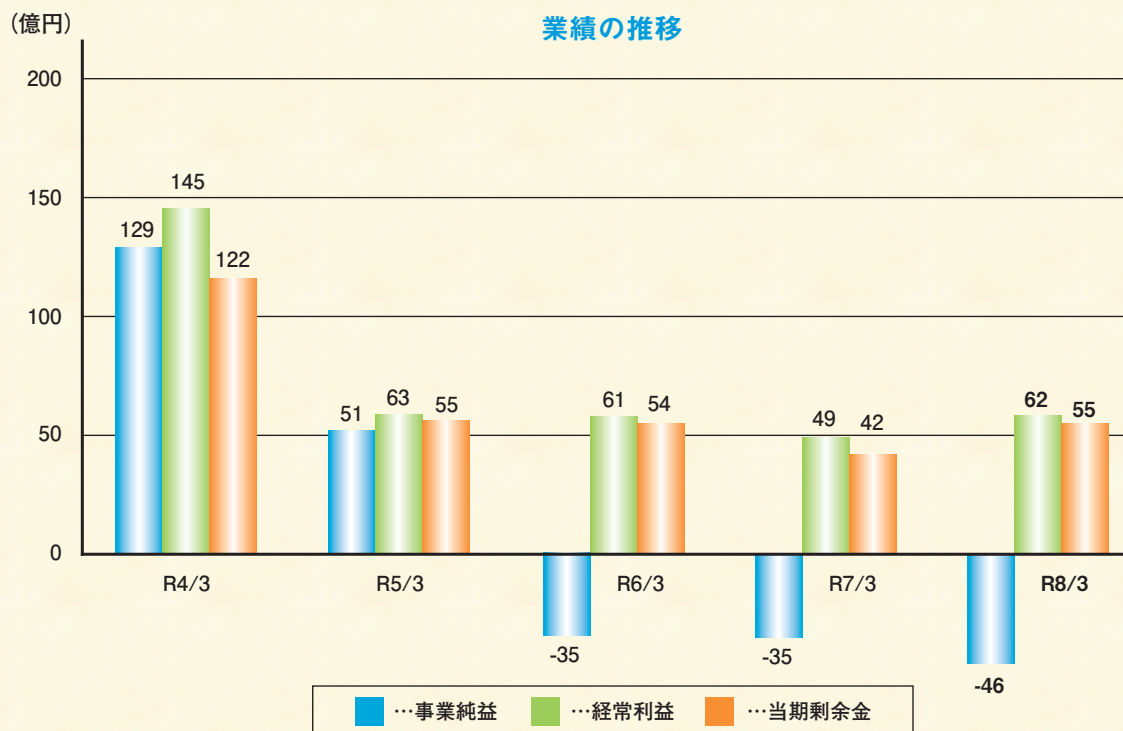


有価証券残高推移



預け金残高推移





資料編 1



組 織

会 員 数

	令和 6 年度	令和 7 年度
正 会 員	21	21
准 会 員	6	6
合 計	27	27

役 員

(令和8年7月1日現在)

経営管理委員会

会 長	経 営 管 理 委 員		
大 山 裕 視	眞利子 伊知郎	松 永 重 徳	下 田 祐 輔
副 会 長	田 中 幸 雄	中 村 勝 司	浅 見 知 秀
吉 川 英 明	穴 戸 幸 男	田 中 和 敏	

理 事 会

代表理事理事長	常 務 理 事
田 代 栄 一	篠 圭一郎
代 表 理 事 専 務	坂 本 幸 平
武 田 雅 信	前 田 学

監 事 会

代 表 監 事	監 事
馬 場 政 宏	河 原 正 幸
常 任 監 事	服 部 夕 紀
屋 代 知 延	

職 員 数

(単位:人)

	令和 6 年度	令和 7 年度
男 性 職 員	71	71
女 性 職 員	68	69
合 計	139	140

店 舗 一 覧

(令和8年7月1日現在)

	所 在 地	電 話 番 号
本 店	〒190-0023 東京都立川市柴崎町3丁目5番25号	(042)528-1114

特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

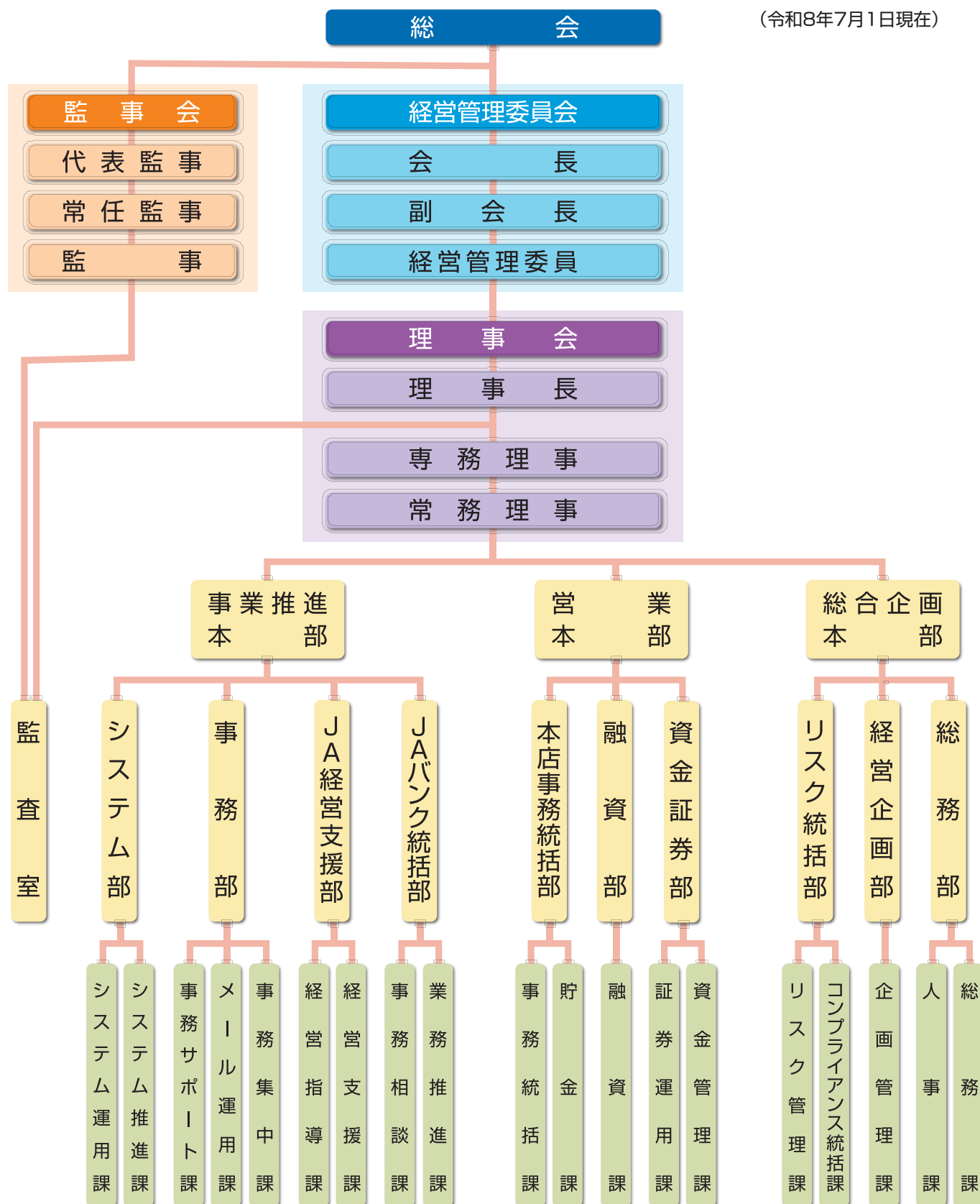
信用事業の業務代理を委託する代理店（業務代理組合）の状況

(令和8年7月1日現在)

業務代理組合の名称	八丈島農業協同組合
業務代理組合の住所	八丈島代理店 (八丈島農業協同組合本店) 東京都八丈島八丈町大賀郷1536番地
代理事業の開始年月日	平成28年5月23日(月)より

機 構

(令和8年7月1日現在)



事業のご案内

貯金業務

J Aの組合員や地域の皆さまからJ Aがお預かりした貯金は、皆さまの生活・事業資金に貸し出されるほか、J Aの余裕金として当会がお預かりしております。

また、農業団体や関連企業の資金をお預かりしており、普通貯金、定期貯金などの各種貯蓄商品を取り揃えております。

貸出業務

農業者や農業関連団体への融資、また、東京都に事務所・店舗・営業所を有する農業関連産業、地場産業や一般企業、国立大学法人等に貸出を行っております。

また、東京都をはじめ立川市、国立市、昭島市、西東京市の各制度資金の取扱指定金融機関及び日本政策金融公庫（農林水産事業・国民生活事業）の受託金融機関となっております。なお、J Aの店舗を窓口としております。

推進業務

J Aは、信用をはじめ、経済、共済等の幅広い事業活動を通じて、組合員や地域の皆さまに幅広いサービスを提供しています。なかでも信用事業は、貯金、貸出、為替決済等の金融サービスを通じて、農業および地域社会の発展に貢献しております。

当会は、J Aの信用事業を統括する機関として、その機能強化を目的とした各種支援・推進活動を行っております。

為替・決済業務

全国のJ A並びに、すべての民間金融機関への振込、代金取立等の内国為替業務をはじめ、各種口座振替、公金・公共料金等の収納事務などの決済業務を行っております。

国債・投資信託の窓口販売業務

個人向け国債、新窓販国債及び投資信託の取扱いを行っております。

東京都のJA（代理店JA含む）・信連でご利用いただける※

主な取扱商品・サービス

貯 金

種 類	内 容	期 間	お預け入れ金額
総 合 口 座	普通貯金と定期貯金を1冊の通帳で利用でき、便利な自動ご融資がセットされた口座です。自動ご融資は、普通貯金の残高が不足した場合に、定期貯金残高の90%以内で、自動的に最高200万円までご利用いただけます。	自 由	1円以上
普 通 貯 金	自由に出し入れできる貯金です。給与、年金などの自動受取りや各種公共料金などの自動支払いにもご利用いただけます。		
普通貯金無利息型（決済用）	貯金保険制度で全額保護され、自由に出し入れできる無利息の貯金です。		
貯 蓄 貯 金	自由に出し入れできる貯金です。お預け入れ残高に応じた金利となります。		
当 座 貯 金	お支払いに手形・小切手をお使いいただく貯金です。		
通 知 貯 金	まとまったお金の短期運用に最適な貯金です。	7日以上	5万円以上
納 税 準 備 貯 金	税金の納付資金専用の貯金。利息は非課税扱いです。	自 由	1円以上
期日指定定期貯金	お利息が1年複利で計算される定期貯金です。1年間の据置期間後はいつでもお引き出しできます。	最長3年	1円以上 300万円未満
スーパー定期貯金	最長5年間までニーズにあった期間でお預け入れできる定期貯金です。	1か月から5年 期日指定方式もあります。	1円以上
大口定期貯金	1,000万円以上のまとまった資金の運用に最適な商品です。	1か月から5年 期日指定方式もあります。	1,000万円以上
変動金利定期貯金	市場金利に応じて6か月ごとに金利が変更となる定期貯金です。	1年、2年、3年	1円以上
財 形 貯 金	勤労者の財産づくりを応援する貯金です。給与やボーナスから天引きで積み立てる貯蓄です。		
一般財形貯金	積立額、貯蓄目的ともご自由。お預け入れ後、1年経過すればいつでもお引き出しできます。	3年以上	1円以上
財形住宅貯金	住宅取得等を目的とした積立で、非課税が適用される有利な目的貯金です。	5年以上	
財形年金貯金	在職中に退職後のために積立を行い、60歳以降に年金方式でお受け取りできます。退職後も非課税が適用される有利な貯金です。	5年以上	
定 期 積 金 「定額式」	ライフプランに合わせ、こつこつ積み立てていくのに最適です。目的にあわせて、掛金・期間が選べます。	6ヶ月以上 5年以内	毎月1,000円以上
定 期 積 金 「満期分散式」	毎年満期がやってきて、貯めながら使える便利な定期積金です。	3年コース 4年コース 5年コース	毎月1,000円以上

※一部JAあるいは信連のみでお取り扱いしている商品がございます。

ローン商品

種 類	内 容
J A 住 宅 ロ ー ン	住宅の新築・購入をはじめ、増改築・外装工事など、住宅に関するさまざまな用途にご利用いただけます。また、すでにご利用の住宅ローンを借換える際にもご利用いただけます。
J A リ フ ォ ム ロ ー ン	住宅の増改築をはじめ、バリアフリー改装・耐震改修及び、太陽光発電・システムキッチン・物置など住宅関連設備にご利用いただけます。
J A マ イ カ ー ロ ー ン	新車や中古車の購入をはじめ、修理・車検費用など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。
J A 教 育 ロ ー ン	入学金や授業料等の学校教育費、アパート家賃等の住居費など、お子さまの教育に関する資金にご利用いただけます。
J A 多 目 的 ロ ー ン	結婚資金、旅行資金、電化製品等購入資金などの生活に必要なさまざまな資金としてご利用いただけます。
J A フ リ ー ロ ー ン	お使いみち自由で資金使途の証明も原則不要です。 さまざまな用途でご利用いただけます。
J A カ ー ド ロ ー ン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができます。使いみちは自由なので、さまざまな用途に利用できます。全国のJA及び他の提携金融機関のATMでご利用いただけます。
J A 農 機 ハ ウ ス ロ ー ン	農機具の購入やパイプハウスの建設等にご利用いただけます。
J A 賃 貸 住 宅 ロ ー ン	アパートなど賃貸住宅の建設、増改築及び他金融機関からのお借換えにご利用いただけます。

※各種ローンをご利用の際はお近くのJA・代理店JAの店舗へお問い合わせください。

一般資金等のご融資

種 類	ご利用いただける方	お使いみち	ご返済期間	ご返済方法	担保・保証
一 般 資 金	東京都に住所又は事業所をお持ちで事業を営まれている企業等の皆さま	設備資金・運転資金等資金の使途が明確となっている資金	短期資金から長期資金まで	一括返済又は分割返済があります。	ご相談のうえ決めさせていただきます。
制 度 資 金	農業近代化資金、東京都中小企業制度融資などをお取り扱いしております。				

※このほかにも、各種資金をご用意しておりますので、一般資金等をご利用の際は信連及びお近くのJA・代理店JAの店舗へお問い合わせください。

日本政策金融公庫の受託資金

金 融 機 関 等	資 金 名
日本政策金融公庫（農林水産事業）	農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農業基盤整備資金、農林漁業セーフティネット資金、青年等就農資金、農業改良資金等
日本政策金融公庫（国民生活事業）	教育資金

※各種資金をご利用の際は信連及びお近くのJA・代理店JAの店舗へお問い合わせください。

国債の窓口販売

種 類	期 間	金利タイプ	購入単位	発行頻度
個人向け国債	10年・5年・3年	固定金利 (10年のみ変動金利)	5万円	毎月
新 窓 販 国 債	10年・5年・2年	固定金利	1万円	毎月

※国債の窓口販売をご利用の際は信連及びお近くのJAの店舗へお問い合わせください。

※特別マル優制度がご利用になれます。

投資信託の窓口販売

種 類	主なリスク	販売単位	手 数 料	保護預り
公 社 債 投 信	金利変動リスク	1万円以上1円単位 投信つみたてサービ スでは5千円以上 1千円単位	ファンドにより手数料をいただくものが ございます。	原則として保護預りと させていただきます。
株 式 投 信	株価変動リスク			

※投資信託の窓口販売をご利用の際は信連及びお近くのJAの店舗へお問い合わせください。

※マル優適格商品もございます。

サービス

種 類	内 容
J A ネットバンク (個人のお客様向け)	パソコン、スマートフォンで、いつでもどこからでも 24 時間お取引できる、便利なサービスです。サービス内容は、口座情報照会（残高、入出金明細、振込・振替の結果及び予約状況）、資金移動（振込、振替、定期貯金中途解約、生活関連ローン一部繰上返済）等がご利用いただけます。
法人 J A ネットバンク (法人のお客様向け)	インターネットに接続されているオフィスのパソコンから、残高照会・入出金明細照会に加え、振込や振替の資金移動、口座振替データや、総合振込・給与振込による複数件のお振込データを1回の操作でまとめてご依頼できる伝送サービス等、豊富なサービスをご利用いただけます。
J A バンク アプリ	キャッシュカードをお持ちの個人のお客様を対象に、スマートフォンから貯金残高照会、入出金明細照会、投信取引等がご利用いただけます。また、お使いの口座を通帳レス口座としていただくことで最大10年間分の入出金明細が確認可能となります。 更に「JAバンクアプリプラス」のダウンロードにより振込・振替や住所変更などのお手続きができ、一層便利にご利用いただけます。
J A バンク 資産 運用 サービス (まかせるぞう)	投資一任契約を締結いただいた個人のお客様を対象に、ゴールベースアプローチ（お客様やご家族の人生目標達成に向けた資産運用・進捗管理をしていく手法）によるサービスをご利用いただけます。
J A バンク 投 信 ネット サービス	インターネットに接続可能なパソコンやスマートフォンから、投資信託の取引や照会などがご利用いただける便利なサービスです。スマートフォンの場合はJAバンクアプリからでも本サービスをご利用いただけます。
即時口座振替サービス	JAバンクと連携した各種キャッシュレス決済サービスに、お客様の口座から即時でチャージ（入金）や口座振替を行うことができるサービスをご利用いただけます。
J A キャッシュサービス	全国のJAキャッシュサービスコーナー（法人カードは東京都JAが設置しているATMに限りご利用できます）にてATM稼動時間内に、手数料無料で現金のお引出し、お預入れ、残高照会がご利用いただけます。また、JA以外のMICSマークの提携金融機関・ゆうちょ銀行・セブン銀行並びに提携しているコンビニ等でもお引出し、残高照会がご利用いただけます。 ※ご利用時に、所定の手数料をお支払いいただく場合があります。詳しくは、窓口にてお問い合わせください。
ATM振込・振替サービス	キャッシュカードがあればATMでお手軽にお振り込み・お振り替えができます。
ペイジー収納サービス	税金や公共料金、各種料金などのお支払いを、パソコン、スマートフォン、ATMからご利用いただけるサービスです。 ※取扱可能な収納機関については、窓口にてお問い合わせください。
デビットカードサービス	JAのキャッシュカードでお買い物・お支払いができます。あらたな申込や手数料・年会費は不要となっており、現金を持たずにお買い物・お支払いができますので、大変便利です。
スウィングサービス	貯蓄貯金・普通貯金双方向自由にスウィングできます。
J A カ ー ド (クレジットカード)	ショッピングだけでなく、電気料金や携帯電話料金などの公共料金のお支払いにご利用できます。ICキャッシュカード機能とクレジットカード機能が一枚になった一体型カードもございます。 ※JAカードのクレジットカード機能は、三菱UFJニコス株式会社が提供するサービスです。
自 動 支 払 い	電話料金・電気料金などの公共料金をはじめ、家賃・税金等を貯金口座から自動的に振り替えてお支払いします。

(前ページより続く)

種 類	内 容
給 与 振 込	毎月の給与やボーナスが、お客様の貯金口座に直接振り込まれます。出張中でも、当日の朝から全国の〈JA〉でお引き出しになれます。
年 金 自 動 受 取	一度のお手続きで、大切な年金が毎回お客様の貯金口座へ振り込まれます。一番早くて、確実なお受取方法です。
配 当 金 自 動 受 取	一度のお手続きで、配当金が每期お客様の貯金口座へ振り込まれます。
自 動 送 金	一度のお手続きで、ご指定の口座から自動的に送金します。お子さまへの仕送り、授業料、家賃、各種会費、リース料金等、送金額が一定している場合に便利です。
自 動 集 金	定期的に集金先の貯金口座から引き落とし、お客様の口座に自動的に入金します。賃貸住宅・駐車場などの賃貸料、各種授業料などの集金事務の効率化が図れます。
公 金 納 付	都民税、事業税、自動車税等の都公金、市町村民税、固定資産税等の市町村公金の納付をお取扱いいたします。この他に、法人税、所得税等の国税・歳入金のお取扱いもいたします。

※各種サービスをご利用の際は信連及びお近くのJA・代理店JAの店舗へお問い合わせください。

ATM設置状況

(令和8年7月1日現在)

	店舗内	店舗外
ATM (現金自動預入・支払機)	154	41

※東京都の信連及びJA・代理店JAが設置している台数です。

主な手数料

※各種手数料には、消費税相当額が含まれております。

当会のATM利用手数料

(令和8年7月1日現在)

ご利用のキャッシュカード		JAバンクの キャッシュカード		JFマリンバンクの キャッシュカード	提携金融機関の キャッシュカード	三菱UFJ銀行の キャッシュカード	ゆうちょ銀行の キャッシュカード
利用時間帯		お引き出し	お預入れ	お引き出し	お引き出し	お引き出し	お引き出し
平 日	8:00～ 8:45	無 料			220 円	110 円	220 円
	8:45～18:00				110 円	無 料	110 円
	18:00～19:00				220 円	110 円	220 円
土曜日	9:00～14:00						110 円
	14:00～17:00						220 円
日曜日・ 祝日	9:00～14:00						
	14:00～17:00						

提携先金融機関のATM利用手数料

(令和8年7月1日現在)

ご利用の金融機関		JAバンクのATM		JFマリンバンクのATM	セブン銀行・イーネット ローソン銀行のATM(注1)		提携金融機関のATM(注2)	三菱UFJ銀行のATM	ゆうちょ銀行のATM	
利用時間帯(注1)		お引き出し	お預入れ	お引き出し	お引き出し	お預入れ	お引き出し	お引き出し	お引き出し	お預入れ
平日	8:00～ 8:45	無 料			220円		110円			
	8:45～18:00				110円		無 料			
	18:00～21:00				220円		110円			
土曜日	8:00～ 9:00				220円					
	9:00～14:00				110円					
	14:00～21:00									
日曜日・ 祝日	8:00～ 9:00				220円					
	9:00～14:00									
	14:00～21:00									

(注) 1.セブン銀行・イーネット・ローソン銀行のATM利用手数料については、給与振込・JAカード決済・貯金残高50万円以上など、お客様の取引状況により最大月5回までの手数料を優遇する「JAバンク優遇プログラムサービス」があります。

2.都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫など他業態の金融機関のATMもご利用いただけます。ご利用になる金融機関によって手数料が異なる場合があります。

※利用時間は設置場所により異なります。

※キャッシングサービスご利用のATM利用手数料はお客様がお持ちのクレジットカードにより異なりますので、詳しくはクレジットカード発行会社にお問い合わせください。

内国為替の取扱手数料

(令和8年7月1日現在)

手数料の種類			手数料	
			5万円未満	5万円以上
振込(1件につき)	窓口扱	他金融機関あて	550円	770円
		電信扱 文書扱	440円	660円
	A T M扱	他金融機関あて	440円	660円
	インターネット扱	他金融機関あて	220円	330円
代金取立(1通につき) 他金融機関あて			電子交換所取立	990円
			個別取立	1,100円
その他 振込の組戻料(1件につき) 振込の訂正料(1件につき)			660円	

両替手数料

(令和8年7月1日現在)

ご希望合計枚数	手数料
1～100枚 (口座をお持ちの方)	無 料
1～100枚 (口座をお持ちでない方)	550円
101～500枚	880円
501枚～1,000枚	1,100円
1,001枚～ 以降1,000枚毎	1,100円

その他の諸手数料

(令和8年7月1日現在)

手数料の種類			手数料
残高証明書発行手数料	定例発行	1通につき	440円
	都度発行	1通につき	880円
	お客様指定様式	1通につき	3,300円
通帳・証書再発行手数料			1件につき 550円
キャッシュカード発行 手数料	発行		無 料
	再発行	1件につき	1,100円
キャッシュカードクレ ジットカード一体型発 行手数料	発行・再発行・更新再発行手数料		無 料
未利用口座管理手数料		年額	1,320円

※その他手数料の詳細については信連及び代理店 JA の店舗へお問い合わせください。

当会のあゆみ

昭和23年	東京都信用農業協同組合連合会設立
昭和39年	全国農協貯金者保護制度発足
昭和47年	第一次オンラインシステム稼働
昭和49年	全国農協信用事業相互援助制度発足
昭和52年	都内農協貯金ネットサービス取扱開始
昭和54年	全国銀行内国為替制度加盟、第二次オンラインシステム稼働
昭和58年	事務センター完成
昭和59年	系統決済データ通信システム稼働、全国農協貯金ネットサービス取扱開始
昭和60年	情報系オンライン開始
昭和61年	国債等窓口販売業務（代理窓販）開始
昭和62年	貯金量1兆円達成、ATM無人化コーナー集中監視開始
昭和63年	東京都民銀行とのCDオンライン提携、農協ローンテレホンサービス開設
平成元年	都内信組とのCDオンライン提携
平成2年	都銀・地銀とのCDオンライン提携
平成3年	第二地銀・信金・信組・労金とのCDオンライン提携、サンデーバンキング開始（入金取扱、全国ネット）、外貨両替業務開始
平成4年	愛称「JA」によるCI活動の展開
平成5年	第三次オンラインシステム稼働、全国銀行即日決済システム稼働、ATMによる振込・振替サービス開始
平成6年	国債等窓口販売業務（自己窓販）開始
平成7年	第四次全銀為替システム稼働
平成8年	純金積立取扱開始、日銀歳入金窓口受入（復代理）事務取扱開始
平成9年	新情報系オンライン稼働
平成10年	東京都中小企業制度融資取扱開始、「JAバンク」によるCI活動の展開
平成11年	有価証券の元引受け業務認可、投資信託窓口販売の取扱開始、JA全国ネット取引のCD・ATM顧客手数料の全国無料化実施
平成12年	郵便貯金とのCDオンライン提携、日本銀行歳入復代理店開始、インターネットバンキング・モバイルバンキングの取扱開始
平成13年	デビットカードの取扱開始
平成14年	JAバンクシステム始動（JAバンク基本方針の制定）、経営管理委員会制度導入
平成15年	個人向け国債の取扱開始
平成16年	決済用貯金取扱開始、長期固定金利型住宅ローン「JAあんしん計画」の取扱開始
平成17年	個人情報保護法施行に伴う体制整備、遺言信託代理店業務開始
平成18年	貯金量2兆円達成、JASTEMシステム(全国統一JAオンラインシステム)への移行、ICキャッシュカード・ATM生体認証導入
平成19年	三大疾病保障付き／長期入院保障付き住宅ローン取扱開始
平成20年	農協観光との提携商品の取扱開始
平成21年	自己資本増強計画に基づく劣後特約付借入金による資金調達開始
平成22年	JASTEMシステムの更改、ICキャッシュカード発行手数料無料化、株式会社信栄を子会社化（株式100%取得）
平成23年	新JA東京第1ビル竣工
平成26年	法人ネットバンク取扱開始
平成27年	でんさいネットサービス取扱開始
平成28年	旧東京島しょ農協から信用事業を譲受け併せて、旧東京島しょ農協の店舗を信用事業代理店として運営開始
平成29年	株式会社格付投資情報センター（R&I）より発行体格付「A」を取得
平成30年	ペイジー口座振替受付サービス取扱開始
令和元年	JAバンクアプリのサービス開始
令和3年	即時口座振替サービス取扱開始
令和4年	JAバンク資産運用サービス（まかせるぞう）取扱開始
	電子交換所（手形・小切手）の稼働
令和5年	JAバンク投信ネットサービス取扱開始
令和6年	JAバンクSmile Nav iの取扱開始
令和7年	子会社株式会社信栄の解散

資料編 2



貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)	負債・純資産の部	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)
現金	2,564	811	貯金	2,563,337	2,495,950
預け金	1,516,892	1,437,752	当座貯金	40,328	31,516
系統預け金	1,516,650	1,437,719	普通貯金	7,785	8,280
系統外預け金	241	32	貯蓄貯金	87	88
買入金銭債権	5,140	4,377	別段貯金	1,276	1,459
金銭の信託	48,059	48,272	定期貯金	2,513,850	2,454,598
有価証券	731,124	783,223	定期積金	9	7
国債	241,300	361,927	借入金	5,400	1,500
地方債	1,000	19,851	代理業務勘定	1	1
政府保証債	1,993	4,575	その他負債	6,676	9,229
社債	85,837	121,847	未払法人税等	256	333
外国証券	158,586	65,145	貯金利子諸税その他	20	21
株式	22,805	24,909	金融派生商品	779	—
受益証券	219,599	184,966	仮受金	3,444	3,440
貸出金	311,336	280,888	リース債務	263	199
手形貸付	633	—	未払金	0	8
証書貸付	202,984	180,411	その他の負債	21	21
当座貸越	1,121	1,661	約定取引未決済借	—	522
金融機関貸付	106,596	98,815	未決済為替借	25	9
その他資産	7,336	10,200	未払費用	1,857	4,664
差入保証金	4	—	前受収益	7	8
金融派生商品	181	390	諸引当金	7,149	7,325
仮払金	88	127	相互援助積立金	6,291	6,410
未収金	727	2,242	賞与引当金	69	73
その他の資産	1,519	1,506	退職給付引当金	740	784
未収収益	4,750	5,894	役員退職慰労引当金	48	56
前払費用	39	24	債務保証	42	69
未決済為替貸	25	15	〔負債の部合計〕	2,582,607	2,514,076
有形固定資産	3,682	3,466	出資金	135,683	136,782
建物	1,775	1,677	(うち後配出資金)	(77,841)	(78,939)
土地	1,376	1,376	再評価積立金	6	6
リース資産	278	204	利益剰余金	101,381	102,560
その他の有形固定資産	252	208	利益準備金	45,518	46,418
無形固定資産	847	476	その他利益剰余金	55,863	56,142
ソフトウェア	845	473	経営基盤安定化積立金	9,490	9,490
その他の無形固定資産	2	2	信用事業構造改革積立金	3,429	2,441
外部出資	157,152	157,092	JASTEM更改対応積立金	742	742
系統出資	156,482	156,482	IT基盤対応積立金	803	803
系統外出資	609	609	特別積立金	31,630	31,630
子会社等出資	60	—	当期末処分剰余金	9,769	11,036
繰延税金資産	736	746	(うち当期剰余金)	(4,265)	(5,508)
債務保証見返	42	69	会員資本合計	237,071	239,349
貸倒引当金	△585	△450	その他有価証券評価差額金	△35,348	△26,498
資産の部合計	2,784,331	2,726,927	評価・換算差額等合計	△35,348	△26,498
			〔純資産の部合計〕	201,723	212,851
			負債・純資産の部合計	2,784,331	2,726,927

損益計算書

(単位：百万円)

科目	令和6年度 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)	令和7年度 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
経常収益	33,656	38,989
資金運用収益	21,887	25,876
貸出金利息	1,684	2,733
預け金利息	972	3,748
有価証券利息配当金	10,150	9,697
コールローン利息	0	0
その他受入利息 (うち受取奨励金)	9,079 (9,044)	9,696 (9,663)
役務取引等収益	1,198	1,161
受入為替手数料	14	14
その他の受入手数料	1,183	1,146
その他事業収益	1,537	515
受取出資配当金	1	1
受取助成金	1	1
国債等債券売却益	1,534	513
その他経常収益	9,033	11,436
貸倒引当金戻入益	106	134
株式等売却益	7,340	9,453
金銭の信託運用益	1,536	1,795
その他の経常収益	50	53
経常費用	28,667	32,775
資金調達費用	12,832	17,125
貯金利息	799	5,387
その他支払利息 (うち支払奨励金)	12,033 (12,031)	11,737 (11,737)
役務取引等費用	243	252
支払為替手数料	3	3
その他の支払手数料	240	248
その他の役務取引等費用	0	0
その他事業費用	11,295	11,342
国債等債券売却損	8,294	10,194
外国為替売買損	3,001	1,148
経費	4,076	3,837
人件費	1,209	1,267
物件費	2,774	2,474
税	92	95
その他経常費用	219	217
相互援助積立金繰入額	121	119
株式等売却損	-	64
金銭の信託運用損	89	31
その他の経常費用	8	2
経常利益	4,988	6,213
特別利益	-	186
子会社清算分配金	-	186
特別損失	0	0
固定資産処分損	0	0
税引前当期利益	4,988	6,400
法人税、住民税及び事業税	711	900
法人税等調整額	11	△9
法人税等合計	722	891
当期剰余金	4,265	5,508
当期首繰越剰余金	4,409	4,539
JASTEM更改対応積立金取崩額	29	-
信用事業構造改革積立金取崩額	999	988
IT基盤対応積立金取崩額	66	-
当期末処分剰余金	9,769	11,036

注記表

令和7年度注記表

1 重要な会計方針に関する事項

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。

(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。

- ・ 売買目的有価証券 …時価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 満期保有目的の債券 …定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ その他有価証券 …時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。

(3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。

(4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(5) 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～30年

(6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、0としております。

(8) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(9) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先債権を含む）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。当該修正は、過去の実績率が期末日現在で保有する債権の信用リスクを反映しない場合において、債権を内部格付毎に区分し、当該区分に応じたデフォルト率等の外部情報を用いることにより、実施しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

- ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金算出基準」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
- ⑤ 相互援助積立金
相互援助積立金は、「東京都 J Aバンク支援制度要領」に基づき、J Aバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。
- (10) 収益及び費用の計上基準
 - ・有価証券利息配当金に含まれる株式配当金の認識基準
その他利益剰余金の処分による株式配当金（配当財産が金銭である場合に限る）の認識基準については、発行会社の株主総会、取締役会又はその他決定権限を有する機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した日の属する事業年度に計上しております。
ただし、決議の効力が発生した日の後、通常要する期間内に支払を受けるものであれば、その支払を受けた日の属する事業年度に認識しております。
 - ・顧客との契約から生じる収益の計上基準
約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
- (11) ヘッジ会計の方法
「為替リスクヘッジ規程」及び「余裕金運用規程」に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
 - ・為替変動リスクヘッジ
外貨建有価証券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は時価ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建有価証券における為替変動リスクを減殺する目的で行う先物為替予約取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建有価証券に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより有効性を評価しております。
- (12) 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。
- (13) 関連する会計基準等の定めが明らかな場合に採用した会計処理の原則及び手続
投資信託の解約・償還に伴う損益について、期中収益分配金等を含めた投資信託全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

- (1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額
貸倒引当金 450百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ① 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」「(9) 引当金の計上方法」「① 貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

上記「②主要な仮定」は不確実性を伴い、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、4,874百万円であります。
- (2) 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済等の取引として預け金 65,016百万円を差し入れております。
- (3) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債及び外国証券に合計35,296百万円含まれております。
- (4) 子会社等に対する金銭債権、債務はありません。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、債務はありません。
- (6) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	36百万円
危険債権額	61百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	0百万円
合計額	98百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (7) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は1,151百万円であります。
- (8) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金59,366百万円が含まれております。

4 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額は187百万円であります。
うち事業取引高 1百万円
うち事業取引以外の取引高 186百万円
- (2) 子会社等との取引による費用総額は1百万円であります。
うち事業取引高 1百万円

5 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、東京都を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

ＪＡは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体及び、都内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として都内の取引先及び個人に対する貸出金（当座貸越契約、貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金銭の信託は主に金外信託により運用しており、その構成資産は、受益証券及び投資証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。

有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、農林中央金庫から借り入れた日銀成長基盤強化支援資金であります。

このほか、一部の外貨建有価証券については、為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、時価ヘッジを適用しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、融資部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ＡＬＭによって金利の変動リスクを管理しております。

ＡＬＭに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会の協議を経て理事会において決定されたＡＬＭに関する方針に基づき、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会等へ報告を行っております。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件毎に管理しており、一部の外貨建有価証券に対して為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行っております。なお、これらの取引については時価ヘッジを適用しております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行っております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は理事会及びリスク管理委員会にて定期的に報告を行っております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、為替リスクヘッジ規程に基づき実施しております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をV a Rにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のV a Rは分散共分散法（保有期間1年、信頼区間99.0%、観測期間5年）により算出しており、令和8年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で50,443百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、V a R計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、下表には含めず②に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,437,752	1,433,675	△ 4,076
買入金銭債権			
その他目的	4,377	4,377	—
有価証券に該当しないもの	—	—	—
金銭の信託			
その他目的	48,272	48,272	—
有価証券			
満期保有目的の債券	187,187	172,342	△ 14,845
その他有価証券	596,035	596,035	—
貸出金	280,888		
貸倒引当金	△ 442		
貸倒引当金控除後	280,446	276,423	△ 4,022
資産計	2,554,072	2,531,127	△ 22,944
貯金	2,495,950	2,488,289	△ 7,661
借入金	1,500	1,497	△ 2
負債計	2,497,450	2,489,786	△ 7,663
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	390	390	—
デリバティブ取引計	390	390	—

(脚注) 1. 金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日) 第 24-3 項及び第 24-9 項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

② 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

非上場株式 7 百万円

その他外部出資 1 5 7, 0 8 5 百万円

(脚注) 非上場株式及びその他外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2024 年 9 月 13 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象としておりません。

③ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預け金	1,437,752	—	—	—	—	—
買入金銭債権						
その他目的のうち						
満期があるもの	—	—	—	—	—	5,067
有価証券に該当しないもの	—	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	600	300	—	—	8,500	192,896
その他有価証券のうち						
満期があるもの	42,575	62,894	10,641	37,904	35,981	413,553
貸出金	41,243	39,158	28,755	22,422	22,226	127,026
合 計	1,522,172	102,352	39,396	60,326	66,707	738,543

(脚注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越 1,661 百万円については「1 年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金 21,091 百万円については「5 年超」に含めております。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 55 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。
3. 貸出金のうち、不均等返済で返済金額が未定の案件については、償還日に合わせて記載しております。

④ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	2,495,753	49	81	41	25	—
借入金	1,500	—	—	—	—	—
合 計	2,497,253	49	81	41	25	—

(脚注) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分毎の内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	4,377	4,377
有価証券				
其他有価証券				
株式	24,909	—	—	24,909
国債	225,141	—	—	225,141
地方債	—	897	—	897
社債	—	94,976	—	94,976
その他	27,638	222,472	—	250,111
資産計	277,689	318,346	4,377	600,413
デリバティブ取引				
通貨関連	—	390	—	390
デリバティブ取引計	—	390	—	390

② 時価で貸借対照表に計上していない金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
有価証券				
満期保有有価証券				
国債	125,576	—	—	125,576
地方債	—	18,079	—	18,079
社債	—	24,820	—	24,820
その他	—	3,866	—	3,866
貸出金	—	—	276,423	276,423
資産計	125,576	46,766	276,423	448,766
貯金	—	2,488,289	—	2,488,289
借入金	—	1,497	—	1,497
負債計	—	2,489,786	—	2,489,786

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明は次のとおりであります。

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分毎に、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

これらの取引につきましては、レベル 2 の時価に分類しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関等から提示された価格によっております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル 3 の時価、そうでない場合はレベル 2 の時価に分類しております。

(3) 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記 (4) と同様の方法により評価しております。

(4) 有価証券

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に株式、国債がこれに含まれております。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。主に地方債がこれに含まれております。

投資信託については、市場における取引価格があり、活発な市場における無調整で利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に上場投資信託がこれに含まれております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル 2 の時価に分類しております。重要な解約制限等がある場合には基準価額を時価とみなして評価しており、レベル分類を省略しております。これらは主に私募投資信託がこれに含まれております。

(5) デリバティブ取引（通貨関連）

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用

状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。これらの取引につきましては、レベル3の時価に分類しております。

(7) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

これらの取引につきましては、レベル2の時価に分類しております。

(8) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報は次のとおりであります。

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

該当ありません。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期の損益又はその他有価証券評価差額金		購入、売却、発行及び決済の純額
		損益に計上(*1)	その他有価証券評価差額金に計上	
買入金銭債権	5,140	—	△ 322	△ 440
資産計	5,140	—	△ 322	△ 440

(単位：百万円)

区分	レベル3の時価への振替(*2)	レベル3の時価からの振替(*3)	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
買入金銭債権	—	—	4,377	—
資産計	—	—	4,377	—

(※1) 損益計算書の「その他事業収益」、「その他経常収益」及び「その他事業費用」、「その他経常費用」に含まれております。

(※2) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、当期は残高がございません。なお、振替を行う場合には当該振替は会計期間の末日に行っております。

(※3) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、当期は残高がございません。なお、振替を行う場合には当該振替は会計期間の末日に行っております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当会は、経営企画部にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価算定部署が時価を算定しております。算定された時価については、時価算定部署にて評価技法を検証し、経営企画部にてインプット及び計算結果を検証することで、時価の合理性及び正確性を確認しております。

時価の算定にあたって第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、時価提供業者にヒアリングを行い、利用されている評価技法及びインプットについての確認や、必要に応じて当会にて再計算した結果との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

該当ありません。

(注3) 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託は上記の表には含めておりません。なお、第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託を適用した令和8年3月31日における貸借対照表計上額はそれぞれ以下の通りであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額合計額
投資信託財産が金融商品である投資信託（第24-3項）	28,511
投資信託財産が不動産である投資信託（第24-9項）	19,760
合計	48,272

(注4) 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	金銭の信託		合計
	投資信託財産が金融商品である投資信託（第24-3項）	投資信託財産が不動産である投資信託（第24-9項）	
期首残高	27,288	20,771	48,059
当期の損益又はその他の包括利益			
損益に計上（*1）	△ 122	—	△ 122
その他の包括利益に計上	△ 62	20	△ 41
購入、売却、発行及び決済			
購入	1,408	970	2,378
売却	—	2,001	2,001
発行	—	—	—
決済	—	—	—
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	—	—	—
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	—	—	—
期末残高	28,511	19,760	48,272
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益（*1）	—	—	—

（※1）損益計算書の「その他経常収益」及び「その他経常費用」に含まれております。

(注5) 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-3項の取扱いを適用した投資信託財産が金融商品である投資信託の令和8年3月31日における解約等に関する制限の内容毎の内訳は以下の通りであります。

(単位：百万円)

解約等に関する制限	貸借対照表計上額
解約に係る承諾が必要であり、承諾に相当期間要する、もしくは承諾されないおそれがあるもの	28,511
合計	28,511

6 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の住宅ローン債権信託及び貸付債権信託等の受益権証書が含まれております。以下(2)まで同様であります。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	136,786	125,576	△ 11,210
	地方債	18,954	18,079	△ 874
	社債	26,871	24,820	△ 2,050
	外国証券	—	—	—
	その他	4,575	3,866	△ 709
	小 計	187,187	172,342	△ 14,845
合 計		187,187	172,342	△ 14,845

② その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	24,089	3,621	20,468
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	5,199	5,175	24
	外国証券	13,691	12,842	849
	その他	—	—	—
	その他	99,505	78,053	21,452
	小 計	142,486	99,691	42,794
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	820	924	△ 104
	債券	—	—	—
	国債	225,141	265,937	△ 40,796
	地方債	897	1,183	△ 286
	社債	89,776	95,319	△ 5,542
	外国証券	51,453	61,291	△ 9,838
	その他	—	—	—
	その他	89,838	102,019	△ 12,180
	小 計	457,927	526,675	△ 68,748
合 計		600,413	626,367	△ 25,953

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株 式	5,111百万円	3,747百万円	64百万円
債 券	145,719百万円	513百万円	10,194百万円
その他	15,599百万円	5,705百万円	－百万円
合 計	166,430百万円	9,966百万円	10,258百万円

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	48,272百万円	48,817百万円	△544百万円	1,960百万円	2,505百万円

(脚注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	740百万円
退職給付費用	73百万円
退職給付の支払額	△30百万円
期末における退職給付引当金	<u>784百万円</u>

b 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	73百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、14百万円となっており、存続組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、80百万円となっております。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	0 百万円
相互援助積立金	1,835 百万円
退職給付引当金超過額	224 百万円
減価償却超過額	35 百万円
未払事業税	59 百万円
未払費用否認額	294 百万円
その他有価証券評価差額金	7,586 百万円
その他	149 百万円
繰延税金資産小計	10,186 百万円
評価性引当額	△9,440 百万円
繰延税金資産合計 (A)	746 百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計 (B)	－ 百万円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	746 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	28.63%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.06%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.76%
事業分量配当金	△12.95%
住民税均等割等	0.10%
評価性引当額の増減	0.27%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0%
その他	△0.43%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>13.92%</u>

令和6年度注記表

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
 - ・売買目的有価証券 ……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・満期保有目的の債券 ……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他有価証券 ……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。

- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) テリパティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～30年

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、0としております。

- (8) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- (9) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先債権を含む）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。当該修正は、過去の実績率が期末日現在で保有する債権の信用リスクを反映しない場合において、債権を内部格付毎に区分し、当該区分に応じたデフォルト率等の外部情報を用いることにより、実施しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金算出基準」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しております。

⑤ 相互援助積立金

相互援助積立金は、「東京都」Aバンク支援制度要領」に基づき、J Aバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

- (10) 収益及び費用の計上基準

・有価証券利息配当金に含まれる株式配当金の認識基準
その他利益剰余金の処分による株式配当金（配当財産が金銭である場合に限り）の認識基準については、発行会社の株主総会、取締役会又はその他決定権限を有する機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した日の属する事業年度に計上しております。

ただし、決議の効力が発生した日の後、通常要する期間内に支払を受けるものであれば、その支払を受けた日の属する事業年度に認識しております。

・顧客との契約から生じる収益の計上基準
約束した財又はサービスの支配が利用者等に転移した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

- (11) ヘッジ会計の方法

「為替リスクヘッジ規程」及び「余裕金運用規程」に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

・為替変動リスクヘッジ

外貨建有価証券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は時価ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建有価証券における為替変動リスクを減殺する目的で行う先物為替予約取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建有価証券に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより有効性を評価しております。

- (12) 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

- (13) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約・償還に伴う損益について、期中収益分配金等を含めた投資信託全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

- (1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 585百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」 「（9）引当金の計上方法」 「①貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

上記「②主要な仮定」は不確実性を伴い、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、4,600百万円であります。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として空調設備等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	0百万円	0百万円	0百万円
オペレーティング・リース	2百万円	0百万円	2百万円

- (3) 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済等の取引として預け金 65,016百万円を差し入れております。なお、その他の資産には、保証金4百万円が含まれております。

- (4) 有価証券には、無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている国債が合計22,108百万円含まれております。

- (5) 子会社等に対する金銭債権の総額は47百万円であります。

- (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は332百万円であります。

- (7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、債務はありません。

- (8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	65百万円
危険債権額	69百万円
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	0百万円
合計額	135百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (9) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は3,026百万円であります。

- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金59,366百万円が含まれております。

4 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額は9百万円であります。
うち事業取引高 9百万円
- (2) 子会社等との取引による費用総額は35百万円であります。
うち事業取引高 35百万円

5 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 当会は、東京都を事業区域として、地元のJ A等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。
- J Aは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。
- 当会では、これを原資として、資金を必要とするJ Aや農業に関連する企業・団体及び、都内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。
- また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- 当会が保有する金融資産は、主として都内の取引先及び個人に対する貸出金（当座貸越契約、貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。
- 金銭の信託は主に金外信託により運用しており、その構成資産は、受益証券及び投資証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。
- 有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 借入金、農林中央金庫から借り入れた日銀成長基盤強化支援資金であります。
- このほか、一部の外貨建有価証券については、為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、時価ヘッジを適用しております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理
- 当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、融資部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- b 市場リスクの管理
- (a) 金利リスクの管理
- 当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会の協議を経て理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会等へ報告を行っております。
- (b) 為替リスクの管理
- 当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件毎に管理しており、一部の外貨建有価証券に対して為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行っております。
- なお、これらの取引については時価ヘッジを適用しております。
- (c) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行っております。
- 運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- 総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。
- これらの情報は理事会及びリスク管理委員会にて定期的に報告を行っております。
- (d) デリバティブ取引
- デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、為替リスクヘッジ規程に基づき実施しております。
- (e) 市場リスクに係る定量的情報
- 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。
- これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
- 当会のVaRは分散共分散法（保有期間1年、信頼区間99.0%、観測期間5年）により算出しており、令和7年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で69,251百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、下表には含めず②に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,516,892	1,513,601	△3,290
買入金銭債権			
その他目的	5,140	5,140	—
有価証券に該当しないもの	—	—	—
金銭の信託			
その他目的	48,059	48,059	—
有価証券			
満期保有目的の債券	61,139	58,115	△3,024
その他有価証券	669,984	669,984	—
貸出金	311,336		
貸倒引当金	△577		
貸倒引当金控除後	310,758	308,895	△1,862
資産計	2,611,975	2,603,797	△8,178
貯金	2,563,337	2,557,632	△5,704
借入金	5,400	5,372	△27
負債計	2,568,737	2,563,004	△5,732
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	△598	△598	—
デリバティブ取引計	△598	△598	—

- (脚注) 1.金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第 24-3 項及び第 24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- 2.貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- 3.デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

- ② 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

非上場株式 67百万円
その他外部出資 157,085百万円

- (脚注) 非上場株式及びその他外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

- ③ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,516,892	—	—	—	—	—
買入金銭債権						
その他目的のうち	—	—	—	26	—	5,480
満期があるもの	—	—	—	—	—	—
有価証券に該当しないもの	—	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	63,000
その他有価証券のうち満期があるもの	9,692	16,914	101,174	69,915	45,599	414,531
貸出金	63,229	31,645	36,822	26,072	19,715	133,761
合 計	1,589,815	48,559	138,023	95,987	65,315	616,774

- (脚注) 1.貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越1,121百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約貸出金2,109.1百万円については「5年超」に含めております。
- 2.貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等89百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。
- 3.貸出金のうち、不均等返済で返済金額が未定の案件については、償還日に合わせて記載しております。

- ④ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	2,563,123	121	26	21	44	—
借入金	3,900	1,500	—	—	—	—
合 計	2,567,023	1,621	26	21	44	—

- (脚注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分毎の内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	5,140	5,140
有価証券				
その他有価証券				
株式	22,805	—	—	22,805
国債	189,154	—	—	189,154
地方債	—	1,000	—	1,000
社債	—	78,837	—	78,837
その他	112,958	265,227	—	378,186
資産計	324,918	345,065	5,140	675,124
デリバティブ取引				
通貨関連	—	△598	—	△598
デリバティブ取引計	—	△598	—	△598

② 時価で貸借対照表に計上していない金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
有価証券				
満期保有有価証券				
国債	50,325	—	—	50,325
地方債	—	—	—	—
社債	—	6,127	—	6,127
その他	—	1,662	—	1,662
貸出金	—	—	308,895	308,895
資産計	50,325	7,790	308,895	367,010
貯金	—	2,557,632	—	2,557,632
借入金	—	5,372	—	5,372
負債計	—	2,563,004	—	2,563,004

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明は次のとおりであります。

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分毎に、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

これらの取引につきましては、レベル2の時価に分類しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関等から提示された価格によっております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

(3) 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記(4)と同様の方法により評価しております。

(4) 有価証券

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に株式、国債がこれに含まれております。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債がこれに含まれております。

投資信託については、市場における取引価格があり、活発な市場における無調整で利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場投資信託がこれに含まれております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。重要な解約制限等がある場合には基準価額を時価とみなして評価しており、レベル分類を省略しております。これらは主に私募投資信託がこれに含まれております。

(5) デリバティブ取引(通貨関連)

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。これらの取引につきましては、レベル3の時価に分類しております。

(7) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

これらの取引につきましては、レベル2の時価に分類しております。

(8) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報は次のとおりであります。

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

該当ありません。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期の損益又はその他有価証券評価差額金		購入、売却、発行及び決済の純額
		損益に計上(*1)	その他有価証券評価差額金に計上	
買入金銭債権	6,002	—	△126	△735
資産計	6,002	—	△126	△735

(単位：百万円)

区分	レベル3の時価への振替(*2)	レベル3の時価からの振替(*3)	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
買入金銭債権	—	—	5,140	—
資産計	—	—	5,140	—

(※1) 損益計算書の「その他事業収益」、「その他経常収益」及び「その他事業費用」、「その他経常費用」に含まれております。

(※2) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、当期は残高がございません。なお、振替を行う場合には当該振替は会計期間の末日に行っております。

(※3) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、当期は残高がございません。なお、振替を行う場合には当該振替は会計期間の末日に行っております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当会は、経営企画部にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価算定部署が時価を算定しております。算定された時価については、時価算定部署にて評価技法を検証し、経営企画部にてインプット及び計算結果を検証することで、時価の合理性及び正確性を確認しております。

時価の算定にあたって第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、時価提供者等にヒアリングを行い、利用されている評価技法及びインプットについての確認や、必要に応じて当会にて再計算した結果との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明
該当ありません。

(注3) 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託は上記の表には含まれておりません。なお、第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託を適用した令和7年3月31日における貸借対照表計上額はそれぞれ以下の通りであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額合計額
投資信託財産が金融商品である投資信託(第24-3項)	27,288
投資信託財産が不動産である投資信託(第24-9項)	20,771
合計	48,059

(注4) 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	金銭の信託		合計
	投資信託財産が金融商品である投資信託(第24-3項)	投資信託財産が不動産である投資信託(第24-9項)	
期首残高	23,637	19,677	43,314
当期の損益又はその他の包括利益			
損益に計上 (*1)	113	△17	96
その他の包括利益に計上	△608	232	△376
購入、売却、発行及び決済			
購入	4,145	879	5,024
売却	—	—	—
発行	—	—	—
決済	—	—	—
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	—	—	—
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	—	—	—
期末残高	27,288	20,771	48,059
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益 (*1)	—	—	—

- (※1) 損益計算書の「その他経常収益」及び「その他経常費用」に含まれております。
- (注5) 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-3項の取扱いを適用した投資信託財産が金融商品である投資信託の令和7年3月31日における解約等に関する制限の内容毎の内訳は以下の通りであります。

(単位：百万円)

解約等に関する制限	貸借対照表計上額
解約に係る承諾が必要であり、承諾に相当期間要する、もしくは承諾されないおそれがあるもの	27,288
合計	27,288

6 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の住宅ローン債権信託及び貸付債権信託等の受益権証書が含まれております。以下(2)まで同様であります。
- ① 満期保有目的の債券
- 満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	52,146	50,325	△1,821
	地方債	—	—	—
	社債	7,000	6,127	△872
	外国証券	—	—	—
	その他	1,993	1,662	△330
	小計	61,139	58,115	△3,024
合 計		61,139	58,115	△3,024

- ② その他有価証券
- その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	21,701	4,304	17,396
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,233	2,200	33
	外国証券	5,300	5,250	50
	その他	—	—	—
	小計	68,925	47,064	21,860
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,103	1,326	△223
	債券	—	—	—
	国債	189,154	217,575	△28,421
	地方債	1,000	1,174	△174
	社債	76,603	79,562	△2,958
	外国証券	153,286	173,659	△20,373
	その他	—	—	—
	小計	155,814	177,489	△22,034
合 計		675,124	709,969	△34,844

- (2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株 式	9,107百万円	6,662百万円	—百万円
債 券	106,809百万円	1,534百万円	8,294百万円
その他	2,939百万円	677百万円	—百万円
合 計	118,856百万円	8,874百万円	8,294百万円

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	48,059百万円	48,563百万円	△503百万円	1,904百万円	2,407百万円

- (脚注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

8 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付
- ① 採用している退職給付制度の概要
- 当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。
- 当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。
- ② 確定給付制度
- a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|---------------|---------|
| 期首における退職給付引当金 | 725 百万円 |
| 退職給付費用 | 71 百万円 |
| 退職給付の支払額 | △55 百万円 |
| 期末における退職給付引当金 | 740 百万円 |
- b 退職給付に関連する損益
- | | |
|----------------|--------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 71 百万円 |
|----------------|--------|

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため提出した特例業務負担金を含めて計上しております。
- なお、当年度において存続組合に対して提出した特例業務負担金の額は、13百万円となっており、存続組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、92百万円となっております。

9 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	2百万円
相互援助積立金	1,801百万円
退職給付引当金超過額	212百万円
減価償却超過額	42百万円
未払事業税	44百万円
未払費用否認額	278百万円
その他有価証券評価差額金	10,120百万円
その他	191百万円
繰延税金資産小計	12,692百万円
評価性引当額	△11,955百万円
繰延税金資産合計（A）	736百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計（B）	—百万円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	736百万円

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率（調整）	27.92 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.08 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.95 %
事業分量配当金	△13.42 %
住民税均等割等	0.13 %
評価性引当額の増減	0.57 %
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△0.17 %
その他	0.32 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.48 %

- (3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額
- 防衛特別法人税に関する規定を含む「所得税法等の一部を改正する法律（法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に解消が見込まれる一時差異について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、従来の27.92%から28.63%に変更されました。その結果、繰延税金資産が8,620千円増加し、法人税等調整額が8,620千円減少しています。

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	9,769	11,036
任 意 積 立 金 取 崩 額	1,094	988
剰 余 金 処 分 額	5,229	6,538
利 益 準 備 金	900	1,200
任 意 積 立 金	—	500
経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金	(—)	(—)
JASTEM 更 改 対 応 積 立 金	(—)	(500)
信 用 事 業 構 造 改 革 積 立 金	(—)	(—)
IT 基 盤 対 応 積 立 金	(—)	(—)
出 資 配 当 金	1,931	1,942
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	(1,156)	(1,156)
後 配 出 資 に 対 す る 配 当 金	(774)	(785)
事 業 分 量 配 当 金	2,397	2,896
次 期 繰 越 剰 余 金	4,539	4,497

- (注) 1. 普通出資に対する配当率は年2.0%の割合です。
2. 後配出資に対する配当率は年1.0%の割合です。
3. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。
令和 6 年度 1 年定期貯金（期限前解約及び担保差入分（当該貸出金相当分）を除く）の平均残高に対して年 0.0947%
令和 7 年度 1 年定期貯金（期限前解約及び担保差入分（当該貸出金相当分）を除く）の平均残高に対して年 0.119%
4. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、取崩基準は次のとおりです。

種 類	積立目的	積立目標額	取崩基準
経営基盤安定化積立金	本都信用事業の基盤の維持・強化に資するため予測しがたい諸リスクに備えて積立てるものとする。	150億円	経営管理委員会の決議に基づき、左記積立目的に照らして必要な額を取り崩す。
JASTEM 更改対応積立金	JASTEM の新システム基盤更改に伴う各種対応に備えて積立てるものとする。	30億円	JASTEM の新システム基盤更改に伴う都センターシステム対応及び奨励金等による JA への補完的支援、その他付随費用に充てる場合に取り崩す。
信用事業構造改革積立金	JA バンク東京の信用事業基盤を拡充し、事業のさらなる伸長に資するため、持続可能な収益性確保に向けた JA の信用事業構造改革に対する、各種奨励措置等に備えて積立てるものとする。	50億円	経営管理委員会の決議に基づき、左記積立目的に照らして必要な額を取り崩す。
IT 基盤対応積立金	JA の事務合理化や組合員の利便性向上等に資する IT 基盤・環境の構築等の対応に備えて積立てるものとする。	30億円	経営管理委員会の決議に基づき、左記積立目的に照らして必要な額を取り崩す。

貯 金

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
流 動 性 貯 金	36,170 (1.4)	37,034 (1.5)	865
定 期 性 貯 金	2,590,211 (98.5)	2,480,443 (98.4)	△ 109,769
そ の 他 の 貯 金	1,841 (0.1)	1,547 (0.1)	△ 294
計	2,628,223 (100.0)	2,519,025 (100.0)	△ 109,198
譲 渡 性 貯 金	0 (0)	0 (0)	0
合 計	2,628,223 (100.0)	2,519,025 (100.0)	△ 109,198

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. () 内は構成比です。構成比については小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
定 期 貯 金	2,513,850 (100.0)	2,454,598 (100.0)	△ 59,252
うち固定金利定期	2,513,850 (100.0)	2,454,598 (100.0)	△ 59,252
うち変動金利定期	－ (－)	－ (－)	－

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。構成比については小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しています。

貸出金

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
手 形 貸 付	688	634	△ 53
証 書 貸 付	204,421	193,450	△ 10,971
当 座 貸 越	1,055	1,023	△ 31
金 融 機 関 貸 付	93,725	102,264	8,539
割 引 手 形	—	—	—
合 計	299,890	297,372	△ 2,517

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	154,109 (49.5)	128,919 (45.9)	△ 25,190
変 動 金 利 貸 出	157,226 (50.5)	151,969 (54.1)	△ 5,257
合 計	311,336 (100.0)	280,888 (100.0)	△ 30,447

(注) () 内は構成比です。構成比については小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
設 備 資 金	13,711 (4.4)	11,930 (4.2)	△ 1,781
運 転 資 金	297,624 (95.6)	268,958 (95.8)	△ 28,665
合 計	311,336 (100.0)	280,888 (100.0)	△ 30,447

(注) () 内は構成比です。構成比については小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	209 (0.1)	105 (0.0)	△ 104
林 業	40 (0.0)	10 (0.0)	△ 30
水 産 業	2,840 (0.9)	1,840 (0.7)	△ 1,000
製 造 業	34,150 (11.0)	26,561 (9.5)	△ 7,588
鉱 業	— (—)	— (—)	—
建 設 業	3,037 (1.0)	2,907 (1.0)	△ 130
電気・ガス・熱供給・水道業	9,570 (3.1)	8,570 (3.1)	△ 1,000
運 輸 ・ 通 信 業	30,439 (9.8)	27,716 (9.9)	△ 2,722
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	31,186 (10.0)	28,052 (10.0)	△ 3,133
金 融 ・ 保 険 業	102,666 (33.0)	97,140 (34.6)	△ 5,525
不 動 産 業	30,108 (9.7)	27,474 (9.8)	△ 2,633
サ ー ビ ス 業	53,606 (17.2)	47,022 (16.7)	△ 6,583
地 方 公 共 団 体	— (—)	— (—)	—
そ の 他	13,483 (4.3)	13,488 (4.8)	4
合 計	311,336 (100.0)	280,888 (100.0)	△ 30,447

(注) 1. () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。構成比については小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。

2. 大口信用供与等規制に伴い、信託勘定を利用した貸付及びグループ企業向け貸付は、与信企業の業種に見直しております。

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	3	3	△ 0
有 価 証 券	—	—	—
動 産	310	310	—
不 動 産	173	163	△ 10
そ の 他 担 保 物	388	470	82
小 計	875	946	71
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	2	11	8
そ の 他 保 証	3,528	3,494	△ 33
小 計	3,531	3,506	△ 24
信 用	306,929	276,434	△ 30,494
合 計	311,336	280,888	△ 30,447

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	65	—	26	38	65
	令和7年度	36	—	30	6	36
危 険 債 権	令和6年度	69	13	8	47	69
	令和7年度	61	13	7	39	61
要 管 理 債 権	令和6年度	0	—	—	—	—
	令和7年度	0	—	—	—	—
	三月以上延滞債権	令和6年度	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和6年度	0	—	—	—
		令和7年度	0	—	—	—
小 計	令和6年度	135	13	35	85	135
	令和7年度	98	13	38	46	98
正 常 債 権	令和6年度	311,486				
	令和7年度	281,133				
合 計	令和6年度	311,621				
	令和7年度	281,232				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権とは、農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

種 類	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他	
令和 6 年度					
一 般 貸 倒 引 当 金	473	499	－	473	499
個 別 貸 倒 引 当 金	458	85	240	217	85
合 計	931	585	240	691	585
令和 7 年度					
一 般 貸 倒 引 当 金	499	404	－	499	404
個 別 貸 倒 引 当 金	85	46	－	85	46
合 計	585	450	－	585	450

貸出金償却額

該当する取引はありません。

主要な農業関係の貸出金残高

①営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	132	105	△ 26
穀 作	—	—	—
野 菜 ・ 園 芸	—	—	—
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	22	21	△ 1
養 鶏 ・ 養 卵	89	55	△ 33
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	20	28	8
農 業 関 連 団 体 等	816	753	△ 63
合 計	948	858	△ 201

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、前記の「貸出金の業種別残高」における貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JA や全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

②資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	935	838	△ 96
農 業 制 度 資 金	12	19	7
農 業 近 代 化 資 金	11	19	7
そ の 他 制 度 資 金	0	0	△ 0
合 計	948	858	△ 89

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
日本政策金融公庫資金	512	655	142
そ の 他	—	—	—
合 計	512	655	142

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

受託業務・為替業務

受託貸付金の残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度
日本政策金融公庫（農林水産事業）	512	655
日本政策金融公庫（国民生活事業）	0	0
独立行政法人住宅金融支援機構	7,986	6,209
独立行政法人福祉医療機構	13	11
合 計	8,513	6,877

国債等の窓口販売業務実績

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度
国 債	—	1
投 資 信 託	10	9

内国為替の取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送 金・振 込 為 替	件 数	44,617	32,732	46,575	32,620
	金 額	523,446	283,545	434,912	400,558
代 金 取 立	件 数	-	-	-	-
	金 額	-	-	-	-
雑 為 替	件 数	6,169	15,108	6,332	12,097
	金 額	317,314	316,363	283,974	283,601

債務保証

債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	—	—	—
信 用	42	69	26
合 計	42	69	26

有価証券

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国 債	286,211	307,862	21,650
地 方 債	1,166	6,085	4,919
短 期 社 債	—	—	—
社 債	93,162	105,660	12,498
株 式	6,745	4,825	△ 1,919
外 国 証 券	186,171	127,893	△ 58,278
そ の 他 の 証 券	216,537	197,401	△ 19,135
合 計	789,994	749,729	△ 40,264

(注)「その他の証券」には買入金銭債権（保有区分口）が含まれています。

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
令和6年度								
国債	－	－	－	13,408	67,410	160,482	－	241,300
地方債	－	－	－	－	－	1,000	－	1,000
短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	599	3,563	6,148	182	8,445	56,869	12,021	87,831
株式	－	－	－	－	－	－	22,805	22,805
外国証券	－	15,308	46,994	49,229	33,979	13,074	－	158,586
その他の証券	9,013	98,828	58,970	18,419	957	5,111	33,439	224,740
令和7年度								
国債	29,949	－	6,775	28,435	81,970	214,797	－	361,927
地方債	－	－	－	－	9,199	10,651	－	19,851
短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	3,793	5,286	7,261	2,974	17,368	71,684	18,055	126,423
株式	－	－	－	－	－	－	24,909	24,909
外国証券	1,093	－	－	19,697	44,353	－	－	65,145
その他の証券	6,404	68,435	67,885	2,502	14,138	4,477	25,500	189,344

(注)「その他の証券」には買入金銭債権（保有区分口）が含まれています。

有価証券の時価情報等

有価証券の時価情報

①売買目的有価証券

該当する取引はありません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	52,146	50,325	△ 1,821	136,786	125,576	△ 11,210
	地 方 債	—	—	—	18,954	18,079	△ 874
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	8,993	7,790	△ 1,203	31,447	28,686	△ 2,760
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	61,139	58,115	△ 3,024	187,187	172,342	△ 14,845
合 計		61,139	58,115	△ 3,024	187,187	172,342	△ 14,845

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	21,701	4,304	17,396	24,089	3,621	20,468
	債 券	2,233	2,200	33	5,199	5,175	24
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	2,233	2,200	33	5,199	5,175	24
	そ の 他	74,225	52,314	21,910	113,197	90,895	22,301
	外 国 証 券	5,300	5,250	50	13,691	12,842	849
	その他の証券	68,925	47,064	21,860	99,505	78,053	21,452
	小 計	98,161	58,819	39,341	142,486	99,691	42,794
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,103	1,326	△ 223	820	924	△ 104
	債 券	266,758	298,313	△ 31,554	315,814	362,440	△ 46,625
	国 債	189,154	217,575	△ 28,421	225,141	265,937	△ 40,796
	地 方 債	1,000	1,174	△ 174	897	1,183	△ 286
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	76,603	79,562	△ 2,958	89,776	95,319	△ 5,542
	そ の 他	309,101	351,509	△ 42,408	141,292	163,310	△ 22,018
	外 国 証 券	153,286	173,659	△ 20,373	51,453	61,291	△ 9,838
	その他の証券	155,814	177,849	△ 22,034	89,838	102,019	△ 12,180
	小 計	576,963	651,149	△ 74,186	457,927	526,675	△ 68,748
合 計		675,124	709,969	△ 34,844	600,413	626,367	△ 25,953

金銭の信託の時価情報

①運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

②満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和 6 年度					令和 7 年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	48,059	48,563	△ 503	1,904	△ 2,407	48,272	48,817	△ 544	1,960	△ 2,505

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

デリバティブ取引等の状況

①金利関連取引

該当する取引はありません。

②通貨関連取引

(単位：百万円)

区分			令和 6 年度			令和 7 年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	通貨先物	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ		—	—	—	—	—	—
	為替予約	売 建	93,174	93,772	△ 598	43,045	42,655	390
		買 建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	計		93,174	93,772	△ 598	43,045	42,655	390

(注) 上記取引はヘッジ会計が適用されています。ヘッジ会計が適用されていない取引はありません。

③株式関連取引

該当する取引はありません。

④債券関連取引

該当する取引はありません。

経営諸指標

主要な経営指標の推移

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	32,428	45,652	58,587	33,656	38,989
経 常 利 益	14,512	6,335	6,131	4,988	6,213
当 期 剰 余 金	12,238	5,541	5,432	4,265	5,508
出 資 金	132,435	133,489	134,586	135,683	136,782
(出 資 口 数)	(13,243,571)	(13,348,959)	(13,458,629)	(13,568,390)	(13,678,259)
純 資 産 額	275,060	226,657	231,360	201,723	212,851
総 資 産 額	3,247,494	3,119,039	2,987,745	2,784,331	2,726,927
貯 金 等 残 高	2,828,343	2,840,798	2,725,654	2,563,337	2,495,950
貸 出 金 残 高	319,807	301,517	306,767	311,336	280,888
預 け 金 残 高	1,504,673	1,578,875	1,645,788	1,516,892	1,437,752
有 価 証 券 残 高	1,202,933	1,025,572	826,000	731,124	783,223
剰余金配当金額					
・ 普通出資配当額	1,157	1,156	1,156	1,156	1,156
・ 後配出資配当額	741	752	763	774	785
・ 事業分量配当額	4,896	2,397	2,397	2,397	2,896
職 員 数	143	135	133	139	140
単体自己資本比率	17.74	17.64	18.45	17.52	18.66

- (注) 1. 残高計数は期末日現在のものであり、「総資産額」は貸倒引当金控除方式により表示しています。
 2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

事業純益

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
事 業 純 益	△ 3,593	△ 4,673	△ 1,079
実 質 事 業 純 益	△ 3,593	△ 4,673	△ 1,079
コ ア 事 業 純 益	3,166	5,008	1,841
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	432	4,197	3,764

- (注) 1. 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)－一般貸倒引当金繰入額
 2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
 3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	2,672,533	21,887	0.82	2,553,501	25,876	1.01
う ち 貸 出 金	299,890	1,684	0.56	297,372	2,733	0.92
う ち 預 け 金	1,582,635	10,016	0.63	1,506,386	13,411	0.89
う ち 有 価 証 券	784,155	10,150	1.29	744,438	9,697	1.30
資 金 調 達 勘 定	2,588,796	12,599	0.49	2,473,400	16,792	0.68
う ち 貯 金・定 積	2,628,223	12,830	0.49	2,519,025	17,125	0.68
う ち 譲 渡 性 貯 金	—	—	—	—	—	—
う ち 借 入 金	8,153	—	—	3,259	—	—

- (注) 1. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 2. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には支払奨励金が含まれています。
 3. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。
 4. 利回りについては小数点以下第3位を四捨五入して算出しています。

資金調達原価率、総資金利ざや

(単位：%)

項 目	令和6年度	令和7年度
資 金 運 用 利 回 り	0.82	1.01
資 金 調 達 原 価 率	0.64	0.83
総 資 金 利 ざ や	0.18	0.18

- (注) 資金調達原価率、総資金利ざやについては以下の計算式で求めています。
 1. 資金調達原価率 = (資金調達費用 (貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 売現先利息 + 債券貸借取引支払利息 + 借入金利息 + 金利スワップ支払利息 + その他支払利息 (支払雑利息等)) + 経費 - 金銭の信託運用見合費用) / (貯金 + 譲渡性貯金 + 売現先勘定 + 債券貸借取引受入担保金 + 借入金 + その他 (貸付留保金、従業員預り金等) - 金銭の信託運用見合額) × 100
 2. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率
 3. 資金運用利回り、資金調達原価率については小数点以下第3位を四捨五入して算出しています。

事業粗利益

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
資 金 運 用 収 支	9,287	9,083
役 務 取 引 等 収 支	954	908
そ の 他 事 業 収 支	△ 9,758	△ 10,827
事 業 粗 利 益	483	△ 835
事 業 粗 利 益 率	0.02	△ 0.03

- (注) 資金運用収支、役務取引等収支、その他事業収支、事業粗利益率については以下の計算式で求めています。
 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 2. 役務取引等収支 = 役務取引等収益 - 役務取引等費用
 3. その他事業収支 = その他事業収益 - その他事業費用
 4. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他事業収支
 5. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100
 6. 事業粗利益率については小数点以下第3位を四捨五入して算出しています。

その他諸指標

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
貯 貸 率 (期 末)	12.15	11.25
貯 貸 率 (期 中 平 均)	11.41	11.81
貯 証 率 (期 末)	28.52	31.38
貯 証 率 (期 中 平 均)	29.84	29.55
一 職 員 当 り 貯 金 残 高	18,441	17,828
一 職 員 当 り 貸 出 金 残 高	2,239	2,006
総 資 産 経 常 利 益 率	0.17	0.22
純 資 産 経 常 利 益 率	2.10	2.61
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.15	0.20
純 資 産 当 期 純 利 益 率	1.80	2.31

- (注) 1. 貯貸率(期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
2. 貯証率(期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100
3. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返除く) 平均残高 × 100
4. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
5. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返除く) 平均残高 × 100
6. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100
7. 貯貸率、貯証率、各種利益率については小数点以下第3位を四捨五入して算出しています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受 取 利 息	△ 9,703	3,988
貸 出 金	△ 742	1,049
預 け 金	940	2,775
有 価 証 券	△ 11,043	△ 453
コ ー ル オ ー ン	0	0
買 入 手 形	—	—
そ の 他	1,142	616
支 払 利 息	△ 475	4,292
貯 金 ・ 定 積	△ 454	4,294
譲 渡 性 貯 金	△ 20	—
借 用 金	—	—
そ の 他	△ 0	△ 2
差 引	△ 9,189	△ 205

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の「預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
3. 支払利息の「貯金・定積」には支払奨励金が含まれています。
4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の増減額です。

経費の内訳

(単位：百万円)

項 目		令和6年度	令和7年度
人	件 費	1,209	1,267
	役 員 報 酬	103	103
	給 料 手 当	856	900
	うち賞与引当金繰入額	69	73
	福 利 厚 生 費	169	181
	退 職 給 付 費 用	71	73
	役 員 退 職 慰 労 金	0	－
	役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入	8	8
物	件 費	2,774	2,474
	事 業 推 進 費	456	360
	債 権 管 理 費	0	0
	旅 費 ・ 交 通 費	5	5
	業 務 費	801	683
	負 担 金	154	158
	施 設 費	1,357	1,267
	雑 費	0	－
税	金	92	95
合	計	4,076	3,837

自己資本の充実の状況（単体）

自己資本の状況

（1）自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

令和8年3月末における自己資本比率は、内部留保の増加に努める一方、不良債権処理及び資本効率の向上に取り組んだ結果、18.66%となりました。

（2）経営の健全性確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	東京都信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	578 億円（前年度 578 億円）

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	東京都信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	789 億円（前年度 778 億円）

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(3) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	232,742	234,510
うち、出資金及び資本準備金の額	135,683	136,782
うち、再評価積立金の額	6	6
うち、利益剰余金の額	101,381	102,560
うち、外部流出予定額（△）	4,329	4,838
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,791	6,815
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	6,791	6,815
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	239,533	241,326
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	847	476
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	847	476
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	847	476
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	238,685	240,849
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,317,673	1,263,439
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	－	－

(前ページより続く)

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
マーケット・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	44,460	26,997
資本フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,362,133	1,290,437
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	17.52	18.66

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

(4) 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度			令和7年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4 %	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4 %
現金	2,564	—	—	811	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	269,986	—	—	403,209	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	118,522	—	—	30,396	—	—
国際決済銀行等向け	16,387	—	—	18,536	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,176	—	—	20,192	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,001	200	8	1,001	200	8
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	30,340	3,660	146	34,036	3,878	155
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,573,121	317,686	12,707	1,503,600	302,817	12,112
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	40,166	11,949	477	54,622	13,094	523
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	217,344	100,788	4,031	219,353	90,563	3,622
（うち特定貸付債権向け）	633	823	32	648	842	33
中堅中小企業等向け及び個人向け	61	57	2	83	80	3
（うちトランザクター向け）	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
（うち自己居住用不動産等向け）	—	—	—	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
（うち ADC 向け）	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	15,172	15,172	606	23,946	29,932	1,197
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	126	34	1	91	67	2
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	25	5	0	15	3	0
信用保証協会等による保証付	70	6	0	67	6	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	6,423	6,423	256	5,277	6,860	274
上記以外	288,707	683,300	27,332	276,593	675,149	27,005
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	41,123	102,808	4,112	51,503	128,758	5,150
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	212,456	531,141	21,245	212,454	531,135	21,245

(前ページより続く)

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度			令和7年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	736	1,842	73	746	1,865	74
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	26,235	39,352	1,574	3,000	4,500	180
	(うち上記以外のエクスポージャー)	8,155	8,155	326	8,889	8,889	355
	証券化	16,241	4,864	194	15,720	4,647	185
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	16,241	4,864	194	15,720	4,647	185
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	296,202	185,091	7,403	246,809	148,985	5,959
	(うちルックスルー方式)	293,821	155,322	6,212	246,033	139,277	5,571
	(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	2,381	29,768	1,190	776	9,707	388
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	2,853,476	1,317,291	52,691	2,799,744	1,263,193	50,527
	CVAリスク相当額 ÷ 8% (簡便法)	—	381	15	—	246	9
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	合計 (信用リスク・アセットの額)	2,853,476	1,317,673	52,706	2,799,744	1,263,439	50,537
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して 得た額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して 得た額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%		
		44,460	1,778	26,997	1,079		
所要自己資本額		リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己 資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己 資本額 b = a × 4%		
		1,362,133	54,485	1,290,437	51,617		

(5) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	44,460	26,997
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	1,778	1,079
B I	29,640	17,998
B I C	3,556	2,159

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する I L M I は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

(1) リスク管理方針及び手続の概要

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備しています。

信用リスク量は、V a Rにより計測し、当会が保有するリスク量やリスク内容について、常勤理事、各部の部署長で構成されたリスク管理委員会を毎月実施し、協議・報告及び対応方針を決定しています。

与信審査については、貸出営業部署から分離した審査担当部署を設置し、個別内部格付の審査・検証、自己査定における第2次査定の実施、個別与信審査、大口与信先等の信用状況のモニタリングを通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンの確保を図っています。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき次のとおり計上しています。

なお、資産の評価は貸出営業部署が行い、この査定結果を踏まえ審査担当部署が償却・引当額の妥当性について検証・とりまとめを行うことで、相互牽制を図り、適正に償却・引当を実施しています。

○一般貸倒引当金

自己査定における債務者区分が正常先及び要注意先に対する債権について、過去の貸倒実績率に基づき算出する将来発生が見込まれる損失額に相当する額を計上しています。

○個別貸倒引当金

自己査定における債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等について、債務者ごとに算出する予想損失額に相当する額を計上しています。

(2) 標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中 央 政 府 及 び 中 央 銀 行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向け エ ク ス ポ ー ジ ャ ー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(3) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和6年度					令和7年度				
		信用リスクに 関するエクスポ ージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	延滞エク スポージャー	信用リスクに 関するエクスポ ージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	延滞エク スポージャー
国	内	2,375,391	304,035	378,578	-	126	2,465,322	287,536	565,092	-	91
国	外	164,072	-	164,072	-	-	70,790	5,402	65,387	-	-
地 域 別 残 高 計		2,539,463	304,035	542,651	-	126	2,536,113	292,939	630,480	-	91
法 人	農 業	191	191	-	-	105	78	78	-	-	71
	林 業	40	40	-	-	-	10	10	-	-	-
	水 産 業	2,843	2,843	-	-	-	1,843	1,843	-	-	-
	製 造 業	46,633	29,979	13,626	-	-	45,683	26,129	17,390	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	34,499	32,051	1,876	-	-	40,721	30,151	10,166	-	-
	電気・ガス・熱 供給・水道業	11,560	7,571	3,989	-	-	10,564	6,571	3,993	-	-
	運輸・通信業	36,059	25,230	9,917	-	-	42,708	23,009	18,821	-	-
	金融・保険業	1,744,340	126,641	98,841	-	-	1,673,655	134,256	98,600	-	-
	卸売・小売・飲食・ サービス業	85,955	78,588	6,581	-	4	83,261	70,003	12,357	-	2
	日本国政府・ 地方公共団体	271,163	-	271,163	-	-	423,401	-	423,401	-	-
	上 記 以 外	302,352	762	136,656	-	-	209,360	725	45,749	-	-
個	人	134	134	-	-	16	159	159	-	-	16
そ	の 他	3,689	1	-	-	-	4,663	1	-	-	-
業 種 別 残 高 計		2,539,463	304,035	542,651	-	126	2,536,113	292,939	630,480	-	91
1	年 以 下	1,589,548	70,449	601	-		1,549,647	74,172	34,890	-	
1	年 超 3 年 以 下	64,870	45,312	19,557	-		52,879	47,468	5,411	-	
3	年 超 5 年 以 下	103,638	46,383	57,255	-		58,401	44,194	14,207	-	
5	年 超 7 年 以 下	99,353	30,275	69,077	-		84,876	30,267	54,608	-	
7	年 超 10 年 以 下	159,169	39,514	119,654	-		232,418	68,371	164,046	-	
1	0 年 超	326,753	62,399	264,354	-		367,349	28,389	338,960	-	
期限の定めのないもの		196,130	9,699	12,151	-		190,539	75	18,354	-	
残 存 期 間 別 残 高 計		2,539,463	304,035	542,651	-		2,536,113	292,939	630,480	-	

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことをいいます。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破綻更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(4) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

① 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他	
令和 6 年度					
一 般 貸 倒 引 当 金	473	499	－	473	499
個 別 貸 倒 引 当 金	458	85	240	217	85
合 計	931	585	240	691	585
令和 7 年度					
一 般 貸 倒 引 当 金	499	404	－	499	404
個 別 貸 倒 引 当 金	85	46	－	85	46
合 計	585	450	－	585	450

② 地域別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

③ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

			期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却
					目的使用	その他		
令和 6 年度								
法人	農 業		209	78	－	209	78	－
	林 業		－	－	－	－	－	－
	水 産 業		－	－	－	－	－	－
	製 造 業		－	－	－	－	－	－
	鉱 業		－	－	－	－	－	－
	建 設 ・ 不 動 産 業		240	－	240	－	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業		－	－	－	－	－	－
	運 輸 ・ 通 信 業		－	－	－	－	－	－
	金 融 ・ 保 険 業		－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業		6	4	－	6	4	－
上 記 以 外		－	－	－	－	－	－	
個 人			2	2	－	2	2	－
合 計			458	85	240	217	85	－
令和 7 年度								
法人	農 業		78	40	－	78	40	－
	林 業		－	－	－	－	－	－
	水 産 業		－	－	－	－	－	－
	製 造 業		－	－	－	－	－	－
	鉱 業		－	－	－	－	－	－
	建 設 ・ 不 動 産 業		－	－	－	－	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業		－	－	－	－	－	－
	運 輸 ・ 通 信 業		－	－	－	－	－	－
	金 融 ・ 保 険 業		－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業		4	2	－	4	2	－
上 記 以 外		－	－	－	－	－	－	
個 人			2	2	－	2	2	－
合 計			85	46	－	85	46	－

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(5) 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%) F(=E/(C+D))
		オン・バランス 資産項目 A	オフ・バランス 資産項目 B	オン・バランス 資産項目 C	オフ・バランス 資産項目 D	信用リスク・アセットの額 E	
現金	0	2,564	—	2,564	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	269,986	—	269,986	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	118,522	—	118,522	—	—	0
国際決済銀行等向け	0	16,387	—	16,387	—	—	0
我が国の地方公共団体向け	0	1,176	—	1,176	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	1,001	—	1,001	—	200	20
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	30,340	—	30,340	—	3,660	12
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	1,546,301	26,819	1,540,901	26,819	317,686	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	13,346	26,819	13,346	26,819	11,949	30
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	211,212	7,947	211,180	6,131	100,788	46
（うち特定貸付債権向け）	20～150	633	—	633	—	823	130
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	28	32	25	32	57	100
（うちトランザクター向け）	45	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	20～150	—	—	—	—	—	—
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	—	—	—	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	15,172	—	15,172	—	15,172	100
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	40	5	40	0	34	85
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	25	—	25	—	5	20
信用保証協会等による保証付	0～10	70	—	70	—	6	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	6,423	—	6,423	—	6,423	100

(前ページより続く)

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%) F(=E/(C+D))
		オン・バランス 資産項目 A	オフ・バランス 資産項目 B	オン・バランス 資産項目 C	オフ・バランス 資産項目 D	信用リスク・ アセットの額 E	
上記以外	100～1250	288,707	—	288,707	—	683,300	237
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	41,123	—	41,123	—	102,808	250
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	212,456	—	212,456	—	531,141	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	736	—	736	—	1,842	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	26,235	—	26,235	—	39,352	150
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	8,155	—	8,155	—	8,155	100
証券化	—	16,241	—	16,241	—	4,864	30
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	16,241	—	16,241	—	4,864	30
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	296,202	—	296,202	—	185,091	62
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	—					1,317,291	

[令和 7 年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%) $F(=E/(C+D))$
		オン・バランス 資産項目 A	オフ・バランス 資産項目 B	オン・バランス 資産項目 C	オフ・バランス 資産項目 D	信用リスク・ アセットの額 E	
現金	0	811	—	811	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	403,209	—	403,209	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	30,396	—	30,396	—	—	0
国際決済銀行等向け	0	18,536	—	18,536	—	—	0
我が国の地方公共団体向け	0	20,192	—	20,192	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	1,001	—	1,001	—	200	20
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	34,036	—	34,036	—	3,878	11
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	1,463,464	40,136	1,461,964	40,136	302,817	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	14,486	40,136	14,486	40,136	13,094	24
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	213,962	6,082	213,934	5,391	90,563	41
（うち特定貸付債権向け）	20～150	648	—	648	—	842	130
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	23	60	20	60	80	100
（うちトランザクター向け）	45	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	20～150	—	—	—	—	—	—
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	—	—	—	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うち ADC 向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	23,946	—	23,946	—	29,932	125
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	44	4	44	0	67	152
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	15	—	15	—	3	20
信用保証協会等による保証付	0～10	67	—	67	—	6	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	5,277	—	5,277	—	6,860	130

(前ページより続く)

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%) F(=E/(C+D))
		オン・バランス 資産項目 A	オフ・バランス 資産項目 B	オン・バランス 資産項目 C	オフ・バランス 資産項目 D	信用リスク・ アセットの額 E	
上記以外	100～1250	276,593	—	276,593	—	675,149	244
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	51,503	—	51,503	—	128,758	250
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	212,454	—	212,454	—	531,135	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	746	—	746	—	1,865	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	3,000	—	3,000	—	4,500	150
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	8,889	—	8,889	—	8,889	100
証券化	—	15,720	—	15,720	—	4,647	30
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	15,720	—	15,720	—	4,647	30
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	246,809	—	246,809	—	148,985	60
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	—					1,263,193	

(6) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和6年度]

(単位：百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%		50%	100%		150%	その他		合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	269,986	-	-	-	-	-	-	-	-	269,986			
外国の中央政府及び中央銀行向け	118,522	-	-	-	-	-	-	-	-	118,522			
国際決済銀行等向け	16,387	-	-	-	-	-	-	-	-	16,387			
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他		合計				
我が国の地方公共団体向け	1,176	-	-	-	-	-	-	-	1,176				
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	1,001	-	-	-	-	-	1,001				
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
我が国の政府関係機関向け	2,001	20,074	8,264	-	-	-	-	-	30,340				
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他		合計				
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,524,788	42,168	5	-	-	-	-	759	1,567,721				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	1,000	39,166	-	-	-	-	-	-	40,166				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	70,100	113,967	14,594	-	-	18,016	633	-	-	217,311			
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	633	-	-	633			
	100%	150%	250%	400%	その他		合計						
劣後債権及びその他資本性証券等	-	15,172	-	-	-	-	15,172						
株式等	-	-	6,423	-	-	-	6,423						
	45%	75%	100%	その他		合計							
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	0	57	0	57								
（うちトランザクター向け）	-	-	-	-	-								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他		合計					
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	60%			その他			合計						
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-			-			-						
	100%			150%			その他		合計				
不動産関連向け うちADC向け	-			-			-		-				
	50%		100%		150%		その他		合計				
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	26		-		14		-		41				
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-		-		-		-		-				
	0%		10%		20%		100%		その他	合計			
現金	2,564		-		-		-		-	2,564			
取立未済手形	-		-		25		-		-	25			
信用保証協会等による保証付	6		63		-		-		-	70			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-		-		-		-		-	-			

[令和 7 年度]

(単位：百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	403,209	-	-	-	-	-	403,209						
外国の中央政府及び中央銀行向け	30,396	-	-	-	-	-	30,396						
国際決済銀行等向け	18,536	-	-	-	-	-	18,536						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	20,192	-	-	-	-	-	-	20,192					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	1,001	-	-	-	-	1,001					
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
我が国の政府関係機関向け	4,594	20,099	9,342	-	-	-	-	34,036					
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,476,674	24,700	-	-	-	-	-	725	1,502,100				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	32,925	21,697	-	-	-	-	-	-	54,622				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	94,569	101,018	11,165	-	-	11,923	648	-	-	219,325			
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	648	-	-	648			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	-	23,946	-	-	-	23,946							
株式等	-	-	5,277	-	-	5,277							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	0	80	0	80								
（うちトランザクター向け）	-	-	-	-	-								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-	-	-										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うち A D C 向け	-	-	-	-									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	45	-	45								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	811	-	-	-	-	811							
取立未済手形	-	-	15	-	-	15							
信用保証協会等による保証付	5	62	-	-	-	67							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-							

(7) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円、%)

リスク・ ウェイト区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク 削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重 平均値 (%)	資産の額 及び与信 相当額の 合計額 (CCF・信 用リスク 削減効果 適用後)	CCF・信用リスク 削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重 平均値 (%)	資産の額 及び与信 相当額の 合計額 (CCF・信 用リスク 削減効果 適用後)
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目			オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目		
40%未満	2,051,189	32,736	98	2,077,893	2,060,979	46,062	99	2,104,938
40%～70%	113,400	1,502	40	114,000	101,018	2	100	101,018
75%	14,594	0	100	14,594	11,165	0	100	11,165
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	—	—	—	—	—	—	—	—
90%～100%	17,829	562	44	18,073	11,906	216	58	12,004
105%～130%	633	—	—	633	648	—	—	648
150%	15,186	2	100	15,186	23,991	2	100	23,991
250%	6,423	—	—	6,423	5,277	—	—	5,277
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	0	100	0	—	0	100	0
合 計	2,219,255	34,805	95	2,246,804	2,214,986	46,283	99	2,259,042

信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA－又はA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB－又はBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和6年度			令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	2,001	—	—	4,594	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	—	759	—	—	752	—
法人等向け（特定貸付債権向け を含む。）	—	100	—	—	1,101	—
中堅中小企業等向け及び個人 向け	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不 動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエ クスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	6	—	—	5	—
合 計	—	2,867	—	—	6,427	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引について

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

当会では、派生商品取引のうち、外国為替関連取引については、外国債券の為替リスクをヘッジする目的で外国為替先物予約を行っており、現物銘柄との紐づけ管理等により適切な管理を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。なお、当会では該当する取引はありません。

(2) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

与信相当額の算出に用いる方法	令和6年度	令和7年度
	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和6年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	181	1,113	—	—	—	1,113
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	181	1,113	—	—	—	1,113
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約 による与信相当額削除効果(△)		—				—
合 計	181	1,113	—	—	—	1,113

令和 7 年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	390	820	—	—	—	820
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	390	820	—	—	—	820
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約 による与信相当額削除効果（△）		—				—
合 計	390	820	—	—	—	820

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし 0 を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(3) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(4) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会では証券化エクスポージャーに関して、投資の体制、投資時のデューデリジェンス、投資後の管理体制について定めている「証券化案件にかかる管理要領」等に基づき取得・管理をしています。

また、証券化エクスポージャーの主なリスクとして流動性リスクが挙げられ、セカンダリー市場が発達していないため資金化する際に時間を要する可能性や、売却価格が時価からディスカウントされる可能性等が考えられます。

(2) 体制整備及びその運用状況の概要

当会では証券化エクスポージャーの取得時には、資金運用部署において外部格付の確認やプール債権の状況のほか、信用補完の安全性等を検証し、資金運用部署から独立した審査部署が審査を行うことにより内部牽制を図っています。また、取得後には資金運用部署は、時価・外部格付・プール債権の現況等を定期的に審査部署に報告する体制としています。

なお、その運用状況については、リスク管理委員会に報告しています。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当する取引はありません。

(4) 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当会では証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセット額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

(5) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

(6) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(7) 内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当はありません。

(8) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(9) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

① 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オン バ ラ ン ス	ク レ ジ ャ ッ ト カ ー ド 与 信	—	—	—	—
	住 宅 □ ー ン	8,150	—	7,403	—
	自 動 車 □ ー ン	8,091	—	8,317	—
	そ の 他	—	—	—	—
	合 計	16,241	—	15,720	—
オフ バ ラ ン ス	ク レ ジ ャ ッ ト カ ー ド 与 信	—	—	—	—
	住 宅 □ ー ン	—	—	—	—
	自 動 車 □ ー ン	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

② リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額
 <証券化エクスポージャー>

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分		令和6年度		令和7年度	
		残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
オン バランス	0%～15%未満	—	—	—	—
	15%～50%未満	14,142	148	13,779	143
	50%～100%未満	2,098	46	1,941	42
	100%～250%未満	—	—	—	—
	250%～400%未満	—	—	—	—
	400%～1250%未満	—	—	—	—
	1250%	—	—	—	—
	合 計	16,241	194	15,720	185
オフ バランス	0%～15%未満	—	—	—	—
	15%～50%未満	—	—	—	—
	50%～100%未満	—	—	—	—
	100%～250%未満	—	—	—	—
	250%～400%未満	—	—	—	—
	400%～1250%未満	—	—	—	—
	1250%	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

<再証券化エクスポージャー>

該当する取引はありません。

- ③ 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額
 該当する取引はありません。

- ④ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

CVAリスクに関する事項

(1) CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要

「CVAリスク」とは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクです。

当会では、派生商品取引にあたっては取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

(2) CVAリスク相当額の算出に使用する手法

当会では、CVAリスク相当額の算出にあたっては告示に定める簡便法により算出しております。

マーケット・リスクに関する事項

当会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクについて

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、次のとおりオペレーショナル・リスクを管理しています。

(1) オペレーショナル・リスクの総合的な管理

当会では、オペレーショナル・リスク管理体制及び管理対象とするリスク等を「オペレーショナル・リスク管理規程」に定めています。発生したオペレーショナル・リスクは、事後措置や再発防止策を付して四半期ごとにリスク管理委員会へ報告を行っています。なお、発生した事案に応じてコンプライアンス委員会や情報セキュリティ委員会にて詳細な報告を行うことでリスク管理態勢の強化に努めています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出方法

① B I の算出方法

B I（事業規模指標）の額は、I L D C（金利要素）、S C（役務要素）及びF C（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、I L D C、S C及びF Cの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

② I L M の算出方法

I L M（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

③ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B I の算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

④ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L M の算出から除外した特殊損失の有無該当ありません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等又は株式等エクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当会においては、これらをその他有価証券、系統出資、系統外出資、子会社等出資に区分して管理しています。

その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、経営管理委員会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するA L M委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は経営管理委員会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資・子会社等出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等又は株式等の評価等については、その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。系統及び系統外出資については、取得原価を記載しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	22,805	22,805	24,909	24,909
非上場	157,152	157,152	157,092	157,092
合計	179,958	179,958	182,002	182,002

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(3) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
6,662	—	—	3,747	64	—

(4) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
17,396	223	20,468	104

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	293,821	246,033
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	2,381	776

金利リスクに関する事項**(1) リスク管理の方針及び手続の概要**

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針及び手続きについては以下のとおりです。

① リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ② リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明
当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ③ 金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ ΔEVE ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しております。

- ① 流動性貯金に割り当てられた金利改正の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ② 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ③ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ④ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ⑥ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ⑦ 内部モデルの使用等、 ΔEVE 及び ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 ΔEVE の前事業年度末からの変動要因は、有価証券残高の減少によるものです。
- ⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

(3) ΔEVE 及び ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ① 金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ② 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII と大きく異なる点）
特段ありません。

(4) 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク

項番		イ		ハ	
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	44,421	58,086	1,162	3,244
2	下方パラレルシフト	—	—	5	19
3	ス テ ィ ー プ 化	36,951	35,959		
4	フ ラ ッ ト 化	—	658		
5	短 期 金 利 上 昇	4,479	8,958		
6	短 期 金 利 低 下	1,185	—		
7	最 大 値	44,421	58,086	1,162	3,244
8	自 己 資 本 の 額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		240,849		238,685	

グループの概況

(1) グループの事業系統図



(2) 子会社等の状況

当会の連結子会社であった「株式会社 信栄」は令和8年3月26日付で清算が終了いたしました。

(3) 連結事業の概況（令和7年度）

① 事業の概況

令和7年度の当会における連結決算は、子会社1社を連結しています。

連結決算の内容は、連結経常収益が39,009百万円、連結当期剰余金5,310百万円、連結純資産212,851百万円、連結総資産2,726,927百万円で、連結自己資本比率は18.66%となりました。

当期剰余金における単体と連結の金額差額△198百万円となっています。

② 連結子会社等の事業概況

○株式会社 信栄

株式会社信栄の当期の事業は、令和7年6月より新規リースの受付を停止し、同年9月1日にリース資産額276百万円分のリース債権を譲渡いたしました。その結果、譲渡益・譲渡損との差引では、662百万円の益となりました。

リース・商品販売・食堂受託業務により営業収益は108百万円に、営業費用は101百万円に、業務費・一般管理費は、事業譲渡や解散に伴う経費の増加により25百万円となりました。また、事業譲渡による営業外収益が17百万円、営業外費用が10百万円となり、最終的に税引後当期純損失は11百万円となりました。

(4) 最近 5 年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
連結経常収益	32,577	45,760	58,688	33,758	39,009
連結経常利益	14,512	6,340	6,134	4,991	6,202
連結当期剰余金	12,239	5,547	5,435	4,268	5,310
連結純資産額	275,257	226,860	231,566	201,931	212,851
連結総資産額	3,247,608	3,119,036	2,987,738	2,784,413	2,726,927
連結自己資本比率	17.75	17.66	18.47	17.53	18.66

(注) 1. 当会は平成22年度より連結決算を実施しております。

2. 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農林水産省告示第 2 号)に基づき算出しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)	負債・純資産の部	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)
現金	2,564	811	貯金	2,563,266	2,495,950
預け金	1,516,892	1,437,752	借入金	5,400	1,500
買入金銭債権	5,140	4,377	代理業務勘定	1	1
金銭の信託	48,059	48,272	その他負債	6,621	9,229
有価証券	731,124	783,223	諸引当金	7,149	7,325
貸出金	311,296	280,888	債務保証	42	69
その他資産	7,482	10,200	〔負債の部合計〕	2,582,481	2,514,076
有形固定資産	3,717	3,466	出資金	135,683	136,782
建物	1,775	1,677	資本剰余金	6	6
土地	1,376	1,376	利益剰余金	101,589	102,560
リース資産	35	204	会員資本合計	237,279	239,349
その他の有形固定資産	530	208	その他有価証券評価差額金	△ 35,348	△ 26,498
無形固定資産	847	476	評価・換算差額等合計	△ 35,348	△ 26,498
ソフトウェア	845	473	〔純資産の部合計〕	201,931	212,851
その他の無形固定資産	2	2	負債・純資産の部合計	2,784,413	2,726,927
外部出資	157,092	157,092			
繰延税金資産	736	746			
債務保証見返	42	69			
貸倒引当金	△ 585	△ 450			
資産の部合計	2,784,413	2,726,927			

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和 6 年度 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)	令和 7 年度 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
経 常 収 益	33,758	39,009
資 金 運 用 収 益	21,886	25,875
貸 出 金 利 息	1,683	2,733
預 け 金 利 息	972	3,748
有 価 証 券 利 息 配 当 金	10,150	9,697
コ ー ル ロ ー ン 利 息	0	0
そ の 他 受 入 利 息	9,079	9,696
(うち受取奨励金)	(9,044)	(9,663)
役 務 取 引 等 収 益	1,198	1,161
そ の 他 事 業 収 益	1,645	518
そ の 他 経 常 収 益	9,028	11,453
経 常 費 用	28,767	32,807
資 金 調 達 費 用	12,830	17,125
貯 金 利 息	799	5,387
そ の 他 支 払 利 息	12,031	11,737
(うち支払奨励金)	(12,031)	(11,737)
役 務 取 引 等 費 用	243	252
そ の 他 事 業 費 用	11,382	11,359
経 費	4,088	3,842
そ の 他 経 常 費 用	222	227
(うち貸倒引当金繰入額)	(3)	—
経 常 利 益	4,991	6,202
特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	0	0
固 定 資 産 処 分 損	0	0
税 金 等 調 整 前 当 期 利 益	4,991	6,202
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	711	900
法 人 税 等 調 整 額	11	△ 9
法 人 税 等 合 計	722	891
当 期 利 益	4,268	5,310
非支配株主に帰属する当期利益	—	—
当 期 剰 余 金	4,268	5,310

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)	令和7年度 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	4,991	6,202
減価償却費	804	705
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 346	△ 134
退職給付引当金の増減額(△は減少)	15	43
その他の引当金・積立金の増減額(△は減少)	130	132
資金運用収益	△ 21,886	△ 25,875
資金調達費用	12,830	17,125
有価証券関係損益(△は益)	△ 722	△ 1,543
金銭の信託の運用損益(△は益)	△ 1,447	△ 1,764
為替差損益(△は益)	△ 85	△ 9,699
固定資産処分損益(△は益)	△ 0	△ 0
貸出金の純増(△)減	△ 4,701	30,408
預け金の純増(△)減	8,909	115,000
貯金の純増減(△)	△ 162,239	△ 67,315
借入金の純増減(△)	△ 5,700	△ 3,900
コールローン等の純増減	735	440
事業分量配当金の支払額	△ 2,397	△ 2,397
その他	△ 4,080	△ 2,579
資金運用による収入	21,635	24,928
資金調達による支出	△ 12,177	△ 14,308
小計	△ 165,731	65,467
法人税等の支払額	△ 747	△ 824
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 166,479	64,642
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 108,338	△ 301,446
有価証券の売却による収入	117,533	161,857
有価証券の償還による収入	56,309	108,468
金銭の信託の増加による支出	△ 5,264	△ 2,378
金銭の信託の減少による収入	1,590	3,888
固定資産の取得による支出	△ 119	△ 126
固定資産の売却による収入	24	43
外部出資による支出	△ 12,725	—
外部出資の売却等による収入	—	50
投資活動によるキャッシュ・フロー	49,010	△ 29,643
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	1,097	1,098
出資配当金の支払額	△ 1,920	△ 1,991
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 822	△ 892
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額	△ 118,292	34,106
6 現金及び現金同等物の期首残高	191,637	73,345
7 現金及び現金同等物の期末残高	73,345	107,451

連結注記表

令和7年度連結注記表

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
連結子会社 株式会社信栄
以上1社
なお、連結子会社でありました株式会社信栄は、令和7年12月末をもって解散し、令和8年3月26日に清算終了したため、令和8年度の連結範囲からは除外されます。
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法適用の対象はありません。
- (3) 連結される子会社の事業年度に関する事項
連結子会社の決算日は令和7年12月31日であります。
連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。
- (4) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。
- (5) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

2 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
 - ・売買目的有価証券 …時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・満期保有目的の債券 …定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他有価証券 …時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、前頁（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当連結会計年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2 年～5 0 年
その他	2 年～3 0 年

(6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

(7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、0 としております。

(8) 外貨建資産は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(9) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先債権を含む）に相当する債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。当該修正は、過去の実績率が期末日現在で保有する債権の信用リスクを反映しない場合において、債権を内部格付毎に区分し、当該区分に応じたデフォルト率等の外部情報を用いることにより、実施しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金算出基準」に基づき、当連結会計年度末要支給見積額を計上しております。

⑤ 相互援助積立金

相互援助積立金は、「東京都 J A バンク 支援制度要領」に基づき、J A バンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

(10) 収益及び費用の計上基準

・有価証券利息配当金に含まれる株式配当金の認識基準

その他利益剰余金の処分による株式配当金（配当財産が金銭である場合に限る）の認識基準については、発行会社の株主総会、取締役会又はその他決定権限を有する機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した日の属する事業年度に計上しております。

ただし、決議の効力が発生した日の後、通常要する期間内に支払を受けるものであれば、その支払を受けた日の属する事業年度に認識しております。

・顧客との契約から生じる収益の計上基準

約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(11) ヘッジ会計の方法

「為替リスクヘッジ規程」及び「余裕金運用規程」に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

・為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は時価ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建有価証券における為替変動リスクを減殺する目的で行う先物為替予約取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建有価証券に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより有効性を評価しております。

(12) 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

(13) 関連する会計基準等の定めが明らかな場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約・償還に伴う損益について、期中収益分配金等を含めた投資信託全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 450百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」「(9) 引当金の計上方法」「① 貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

上記「②主要な仮定」は不確実性を伴い、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4 連結貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、4,874百万円であります。

(2) 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済等の取引として預け金 65,016百万円を差し入れております。

(3) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引、株式貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債及び外国証券に合計35,296百万円含まれております。

(4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、債務はありません。

- (5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3 6 百万円
危険債権額	6 1 百万円
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	0 百万円
合計額	9 8 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (6) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は1,151百万円であります。
- (7) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 59,366百万円が含まれております。

5 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、東京都を事業区域として、地元のJ A等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

J Aは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJ Aや農業に関連する企業・団体及び、都内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として都内の取引先及び個人に対する貸出金（当座貸越契約、貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金銭の信託は主に金外信託により運用しており、その構成資産は、受益証券及び投資証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。

有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は、農林中央金庫から借り入れた日銀成長基盤強化支援資金であります。

このほか、一部の外貨建有価証券については、為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、時価ヘッジを適用しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、融資部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会の協議を経て理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会等へ報告を行っております。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件毎に管理しており、一部の外貨建有価証券に対して為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行っております。なお、これらの取引については時価ヘッジを適用しております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従って行っております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は理事会及びリスク管理委員会にて定期的に報告を行っております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、為替リスクヘッジ規程に基づき実施しております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をV a Rにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のV a Rは分散共分散法（保有期間1年、信頼区間99.0%、観測期間5年）により算出しており、令和8年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で50,443百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、V a R計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、A L Mを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、下表には含めず②に記載しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,437,752	1,433,675	△ 4,076
買入金銭債権			
その他目的	4,377	4,377	—
有価証券に該当しないもの	—	—	—
金銭の信託			
その他目的	48,272	48,272	—
有価証券			
満期保有目的の債券	187,187	172,342	△ 14,845
その他有価証券	596,035	596,035	—
貸出金	280,888		
貸倒引当金	△ 442		
貸倒引当金控除後	280,446	276,423	△ 4,022
資産計	2,554,072	2,531,127	△ 22,944
貯金	2,495,950	2,488,289	△ 7,661
借入金	1,500	1,497	△ 2
負債計	2,497,450	2,489,786	△ 7,663
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	390	390	—
デリバティブ取引計	390	390	—

(脚注) 1. 金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

- ② 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

連結貸借対照表計上額

非上場株式 7百万円

その他外部出資 157,085百万円

(脚注) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2024年9月13日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

- ③ 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,437,752	-	-	-	-	-
買入金銭債権						
その他目的のうち						
満期があるもの	-	-	-	-	-	5,067
有価証券に該当しないもの	-	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	600	300	-	-	8,500	192,896
その他有価証券のうち						
満期があるもの	42,575	62,894	10,641	37,904	35,981	413,553
貸出金	41,243	39,158	28,755	22,422	22,226	127,026
合 計	1,522,172	102,352	39,396	60,326	66,707	738,543

- (脚注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越 1,661 百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金 21,091 百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 55 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。
3. 貸出金のうち、不均等返済で返済金額が未定の案件については、償還日に合わせて記載しております。

- ④ 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	2,495,753	49	81	41	25	-
借入金	1,500	-	-	-	-	-
合 計	2,497,253	49	81	41	25	-

(脚注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

- (3) 金融商品の時価の適切な区分毎の内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	4,377	4,377
有価証券				
その他有価証券				
株式	24,909	—	—	24,909
国債	225,141	—	—	225,141
地方債	—	897	—	897
社債	—	94,976	—	94,976
その他	27,638	222,472	—	250,111
資産計	277,689	318,346	4,377	600,413
デリバティブ取引				
通貨関連	—	390	—	390
デリバティブ取引計	—	390	—	390

② 時価で貸借対照表に計上していない金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
有価証券				
満期保有有価証券				
国債	125,576	—	—	125,576
地方債	—	18,079	—	18,079
社債	—	24,820	—	24,820
その他	—	3,866	—	3,866
貸出金	—	—	276,423	276,423
資産計	125,576	46,766	276,423	448,766
貯金	—	2,488,289	—	2,488,289
借入金	—	1,497	—	1,497
負債計	—	2,489,786	—	2,489,786

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明は次のとおりであります。

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分毎に、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

これらの取引につきましては、レベル 2 の時価に分類しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関等から提示された価格によっております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル 3 の時価、そうでない場合はレベル 2 の時価に分類しております。

(3) 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記 (4) と同様の方法により評価しております。

(4) 有価証券

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に株式、国債がこれに含まれております。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。

主に地方債がこれに含まれております。

投資信託については、市場における取引価格があり、活発な市場における無調整で利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場投資信託がこれに含まれております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。重要な解約制限等がある場合には基準価額を時価とみなして評価しており、レベル分類を省略しております。これらは主に私募投資信託がこれに含まれております。

(5) デリバティブ取引（通貨関連）

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。これらの取引につきましては、レベル3の時価に分類しております。

(7) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

これらの取引につきましては、レベル2の時価に分類しております。

(8) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報は次のとおりであります。

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

該当ありません。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期の損益又はその他有価証券評価差額金		購入、売却、発行及び決済の純額
		損益に計上 (*1)	その他有価証券評価差額金に計上	
買入金銭債権	5,140	—	△ 322	△ 440
資産計	5,140	—	△ 322	△ 440

(単位：百万円)

区分	レベル3の時価への振替 (*2)	レベル3の時価からの振替 (*3)	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
買入金銭債権	—	—	4,377	—
資産計	—	—	4,377	—

- (※ 1) 損益計算書の「その他事業収益」、「その他経常収益」及び「その他事業費用」、「その他経常費用」に含まれております。
- (※ 2) レベル 2 の時価からレベル 3 の時価への振替であり、当期は残高がございません。なお、振替を行う場合には当該振替は会計期間の末日に行っております。
- (※ 3) レベル 3 の時価からレベル 2 の時価への振替であり、当期は残高がございません。なお、振替を行う場合には当該振替は会計期間の末日に行っております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社は、経営企画部にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価算定部署が時価を算定しております。算定された時価については、時価算定部署にて評価技法の検証し、経営企画部にてインプット及び計算結果を検証することで、時価の合理性及び正確性を確認しております。

時価の算定にあたって第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、時価提供業者にヒアリングを行い、利用されている評価技法及びインプットについての確認や、必要に応じて当会にて再計算した結果との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

- (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明
該当ありません。

- (注 3) 企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第 24-3 項及び第 24-9 項の取扱いを適用した投資信託は上記の表には含めておりません。なお、第 24-3 項及び第 24-9 項の取扱いを適用した投資信託を適用した令和 8 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額はそれぞれ以下の通りであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額合計額
投資信託財産が金融商品である投資信託 (第 24-3 項)	28,511
投資信託財産が不動産である投資信託 (第 24-9 項)	19,760
合計	48,272

- (注 4) 企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第 24-3 項及び第 24-9 項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	金銭の信託		合計
	投資信託財産が金融商品である投資信託 (第 24-3 項)	投資信託財産が不動産である投資信託 (第 24-9 項)	
期首残高	27,288	20,771	48,059
当期の損益又はその他の包括利益			
損益に計上 (*1)	△ 122	—	△ 122
その他の包括利益に計上	△ 62	20	△ 41
購入、売却、発行及び決済			
購入	1,408	970	2,378
売却	-	2,001	2,001
発行	—	—	—
決済	—	—	—
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	—	—	—
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	—	—	—
期末残高	28,511	19,760	48,272
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益 (*1)	—	—	—

- (※ 1) 損益計算書の「その他経常収益」及び「その他経常費用」に含まれております。

(注5) 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-3項の取扱いを適用した投資信託財産が金融商品である投資信託の令和8年3月31日における解約等に関する制限の内容毎の内訳は以下の通りであります。

(単位：百万円)

解約等に関する制限	貸借対照表計上額
解約に係る承諾が必要であり、承諾に相当期間要する、もしくは承諾されないおそれがあるもの	28,511
合計	28,511

6 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の住宅ローン債権信託及び貸付債権信託等の受益権証券が含まれております。以下(2)まで同様であります。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	136,786	125,576	△ 11,210
	地方債	18,954	18,079	△ 874
	社債	26,871	24,820	△ 2,050
	外国証券	—	—	—
	その他	4,575	3,866	△ 709
	小 計	187,187	172,342	△ 14,845
合 計		187,187	172,342	△ 14,845

② その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	24,089	3,621	20,468
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	5,199	5,175	24
	外国証券	13,691	12,842	849
	その他	—	—	—
	その他	99,505	78,053	21,452
小 計		142,486	99,691	42,794

(前ページより続く)

	種 類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	820	924	△ 104
	債券			
	国債	225,141	265,937	△ 40,796
	地方債	897	1,183	△ 286
	社債	89,776	95,319	△ 5,542
	外国証券	51,453	61,291	△ 9,838
	その他	—	—	—
	その他	89,838	102,019	△ 12,180
	小 計	457,927	526,675	△ 68,748
合 計		600,413	626,367	△ 25,953

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株 式	5,111百万円	3,747百万円	64百万円
債 券	145,719百万円	513百万円	10,194百万円
その他	15,599百万円	5,705百万円	—百万円
合 計	166,430百万円	9,966百万円	10,258百万円

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

	連結貸借対照 表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	48,272百万円	48,817百万円	△544百万円	1,960百万円	2,505百万円

(脚注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	740百万円
退職給付費用	73百万円
退職給付の支払額	△30百万円
期末における退職給付引当金	<u>784百万円</u>

b 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	73百万円
----------------	-------

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、14百万円となっており、存続組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、80百万円となっております。

9 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	0百万円
相互援助積立金	1,835百万円
退職給付引当金超過額	224百万円
減価償却超過額	35百万円
未払事業税	59百万円
未払費用否認額	294百万円
その他有価証券評価差額金	7,586百万円
その他	149百万円
繰延税金資産小計	10,186百万円
評価性引当額	△9,440百万円
繰延税金資産合計（A）	746百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計（B）	-百万円
繰延税金資産の純額（A）+（B）	746百万円

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	28.63%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.06%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.76%
事業分量配当金	△12.95%
住民税均等割等	0.10%
評価性引当額の増減	0.27%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0%
その他	△0.43%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>13.92%</u>

連結注記表

令和6年度連結注記表

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
連結子会社 株式会社信栄
以上1社
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法適用の対象はありません。
- (3) 連結される子会社の事業年度に関する事項
連結子会社の決算日は令和6年12月31日であります。
連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。
- (4) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

2 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
 - ・ 売買目的有価証券 … 時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 満期保有目的の債券 … 定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券 … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。

- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当連結会計年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
 - (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 - (5) 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～30年

なお、連結子会社の賃貸資産の減価償却は、リース期間を償却年数とし、リース満了時のリース物件の処分見積価格を残存価格とするリース期間定額法であります。
また、業務用固定資産は、税法による定額法であります。
 - (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、0としております。
 - (8) 外貨建資産は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 - (9) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。
正常先債権及び要注意先債権（要管理先債権を含む）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。当該修正は、過去の実績率が期末日現在で保有する債権の信用リスクを反映しない場合において、債権を内部格付毎に区分し、当該区分に応じたデフォルト率等の外部情報を用いることにより、実施しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、連結子会社においては、貸倒損失に備えるため、子会社が定めた計上基準に従い計上しております。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。

- ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金算出基準」に基づき、当連結会計年度末要支給見積額を計上しております。
- ⑤ 相互援助積立金
相互援助積立金は、「東京都」Aバンク支援制度要領に基づき、J Aバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。
- (10) 収益及び費用の計上基準
 - ・ 有価証券利息配当金に含まれる株式配当金の認識基準
その他利益剰余金の処分による株式配当金（配当財産が金銭である場合に限る）の認識基準については、発行会社の株主総会、取締役会又はその他決定権限を有する機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した日の属する事業年度に計上しております。
ただし、決議の効力が発生した日の後、通常要する期間内に支払を受けるものであれば、その支払を受けた日の属する事業年度に認識しております。
 - ・ 顧客との契約から生じる収益の計上基準
約束した財又はサービスの支配が利用者等に転移した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。
- (11) ヘッジ会計の方法
「為替リスクヘッジ規程」及び「余裕金運用規程」に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
 - ・ 為替変動リスクヘッジ
外貨建有価証券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は時価ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建有価証券における為替変動リスクを減殺する目的で行う先物為替予約取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建有価証券に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより有効性を評価しております。
- (12) 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
- (13) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
投資信託の解約・償還に伴う損益について、期中収益分配金等を含めた投資信託全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

- (1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額
貸倒引当金 585百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ① 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」「（9）引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。
 - ② 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 - ③ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響
上記「②主要な仮定」は不確実性を伴い、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4 連結貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、4,780百万円であります。
- (2) 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として空調設備等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	0百万円	0百万円	0百万円
オペレーティング・リース	2百万円	0百万円	2百万円

- (3) 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済等の取引として預け金 65,016百万円を差し入れております。
なお、その他の資産には、保証金4百万円が含まれております。
- (4) 有価証券には、無担保の消費貸借契約（債券貸借取引、株式貸借取引）により貸し付けている国債及び株式、外国証券が合計22,108百万円含まれております。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、債務はありません。
- (6) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	65百万円
危険債権額	69百万円
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	0百万円
合計額	135百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (7) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は3,026百万円であります。
- (8) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 59,366百万円が含まれております。

5 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、東京都を事業区域として、地元の J A 等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

J A は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とする J A や農業に関連する企業・団体及び、都内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として都内の取引先及び個人に対する貸出金（当座貸越契約、貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金銭の信託は主に金外信託により運用しており、その構成資産は、受益証券及び投資証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。

有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金金は、農林中央金庫から借り入れた日銀成長基盤強化支援資金であります。

このほか、一部の外貨建有価証券については、為替変動を相殺する目的で先物が替予約取引を行い、時価ヘッジを適用しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、融資部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会の協議を経て理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会等へ報告を行っております。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件毎に管理しており、一部の外貨建有価証券に対して為替変動を相殺する目的で先物が替予約取引を行っております。なお、これらの取引については時価ヘッジを適用しております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行っております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は理事会及びリスク管理委員会にて定期的に報告を行っております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、為替リスクヘッジ規程に基づき実施しております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他の有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量を V a R により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会の V a R は分散共分散法（保有期間1年、信頼区間99.0%、観測期間5年）により算出しており、令和7年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で69,251百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、V a R 計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、V a R は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、下表には含めず②に記載しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,516,892	1,513,601	△3,290
買入金銭債権			
その他目的	5,140	5,140	－
有価証券に該当しないもの	－	－	－
金銭の信託			
その他目的	48,059	48,059	－
有価証券			
満期保有目的の債券	61,139	58,115	△3,024
その他有価証券	669,984	669,984	－
貸出金	311,336		
貸倒引当金	△577		
貸倒引当金控除後	310,758	308,895	△1,862
資産計	2,611,975	2,603,797	△8,178
貯金	2,563,337	2,557,632	△5,704
借入金	5,400	5,372	△27
負債計	2,568,737	2,563,004	△5,732
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	△598	△598	－
デリバティブ取引計	△598	△598	－

(脚注) 1.金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第 24-3 項及び第 24-9 項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

2.貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3.デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

② 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

連結貸借対照表計上額

非上場株式 7百万円
その他外部出資 157,085百万円

(脚注) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針 第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

③ 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,516,892	－	－	－	－	－
買入金銭債権						
その他目的のうち						
満期があるもの	－	－	26	－	－	5,480
有価証券に該当しないもの	－	－	－	－	－	－
有価証券						
満期保有目的の債券	－	－	－	－	－	63,000
その他有価証券のうち						
満期があるもの	9,692	16,914	101,174	69,915	45,599	414,531
貸出金	63,229	31,645	36,822	26,072	19,715	133,761
合 計	1,589,815	48,559	138,023	95,987	65,315	616,774

(脚注) 1.貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越1,121百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金21,091百万円については「5年超」に含めております。

2.貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等89百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

3.貸出金のうち、不均等返済で返済金額が未定の案件については、償還日に合わせて記載しております。

④ 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	2,563,123	121	26	21	44	-
借入金	3,900	1,500	-	-	-	-
合 計	2,567,023	1,621	26	21	44	-

(脚注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分毎の内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位: 百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	5,140	5,140
有価証券				
その他有価証券				
株式	22,805	-	-	22,805
国債	189,154	-	-	189,154
地方債	-	1,000	-	1,000
社債	-	78,837	-	78,837
その他	112,958	265,227	-	378,186
資産計	324,918	345,065	5,140	675,124
デリバティブ取引				
通貨関連	-	△598	-	△598
デリバティブ取引	-	△598	-	△598

② 時価で貸借対照表に計上していない金融商品

(単位: 百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-
有価証券				
満期保有有価証券				
国債	50,325	-	-	50,325
地方債	-	-	-	-
社債	-	6,127	-	6,127
その他	-	1,662	-	1,662
貸出金	-	-	308,895	308,895
資産計	50,325	7,790	308,895	367,010
貯金	-	2,557,632	-	2,557,632
借入金	-	5,372	-	5,372
負債計	-	2,563,004	-	2,563,004

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明は次のとおりであります。

- (1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分毎に、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。これらの取引につきましては、レベル2の時価に分類しております。

- (2) 買入金銭債権
買入金銭債権については、取引金融機関等から提示された価格によっております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

- (3) 金銭の信託
信託財産を構成している有価証券の時価は、下記 (4) と同様の方法により評価しております。

- (4) 有価証券
活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に株式、国債がこれに含まれております。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

主に地方債がこれに含まれております。

投資信託については、市場における取引価格があり、活発な市場における無調整で利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場投資信託がこれに含まれております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。重要な解約制限等がある場合には基準価額を時価とみなして評価しており、レベル分類を省略しております。これらは主に私募投資信託がこれに含まれております。

- (5) デリバティブ取引 (通貨関連)

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

- (6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。これらの取引につきましては、レベル3の時価に分類しております。

- (7) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

これらの取引につきましては、レベル2の時価に分類しております。

- (8) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報は次のとおりであります。

- (1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報
該当ありません。

- (2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益
(単位: 百万円)

区分	期首残高	当期の損益又はその他有価証券評価差額金		購入、売却、発行及び決済の純額
		損益に計上(*1)	その他有価証券評価差額金に計上	
買入金銭債権	6,002	-	△126	△735
資産計	6,002	-	△126	△735

(単位: 百万円)

区分	レベル3の時価への振替(*2)	レベル3の時価からの振替(*3)	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
買入金銭債権	-	-	5,140	-
資産計	-	-	5,140	-

(脚注) 1. 損益計算書の「その他事業収益」、「その他経常収益」及び「その他事業費用」、「その他経常費用」に含まれております。

2. レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、当期は残高がございません。なお、振替を行う場合には当該振替は会計期間の末日に行っております。

3. レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、当期は残高がございません。なお、振替を行う場合には当該振替は会計期間の末日に行っております。

- (3) 時価の評価プロセスの説明
当会は、経営企画部にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価算定部署が時価を算定しております。算定された時価については、時価算定部署にて評価技法の検証し、経営企画部にてインプット及び計算結果を検証することで、時価の合理性及び正確性を確認しております。

時価の算定にあたって第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、時価提供者にヒアリングを行い、利用されている評価技法及びインプットについての確認や、必要に応じて当会にて再計算した結果との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

- (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明
該当ありません。

- (注3) 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託は上記の表には含まれておりません。なお、第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託を適用した令和7年3月31日における貸借対照表計上額はそれぞれ以下の通りであります。

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額合計額
投資信託財産が金融商品である投資信託 (第24-3項)	27,288
投資信託財産が不動産である投資信託 (第24-9項)	20,771
合計	48,059

- (注4) 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	金銭の信託		合計
	投資信託財産が金融商品である投資信託(第24-3項)	投資信託財産が不動産である投資信託(第24-9項)	
期首残高	23,637	19,677	43,314
当期の損益又はその他の包括利益			
損益に計上(*1)	113	△17	96
その他の包括利益に計上	△608	232	△376
購入、売却、発行及び決済			
購入	4,145	879	5,024
売却	—	—	—
発行	—	—	—
決済	—	—	—
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	—	—	—
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	—	—	—
期末残高	27,288	20,771	48,059
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益(*1)	—	—	—

(※1) 損益計算書の「その他経常収益」及び「その他経常費用」に含まれております。

(注5) 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-3項の取扱いを適用した投資信託財産が金融商品である投資信託の令和7年3月31日における解約等に関する制限の内容毎の内訳は以下の通りであります。

(単位：百万円)

解約等に関する制限	貸借対照表計上額
解約に係る承諾が必要であり、承諾に相当期間要する、もしくは承諾されないおそれがあるもの	27,288
合計	27,288

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の住宅ローン債権信託及び貸付債権信託等の受益権証書が含まれております。以下(2)まで同様であります。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	52,146	50,325	△1,821
	地方債	—	—	—
	社債	7,000	6,127	△872
	外国証券	—	—	—
	その他	1,993	1,662	△330
	小計	61,139	58,115	△3,024
合 計		61,139	58,115	△3,024

② その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	21,701	4,304	17,396
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,233	2,200	33
	外国証券	5,300	5,250	50
	その他	—	—	—
	その他	68,925	47,064	21,860
	小計	98,161	58,819	39,341
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,103	1,326	△223
	債券	—	—	—
	国債	189,154	217,575	△28,421
	地方債	1,000	1,174	△174
	社債	76,603	79,562	△2,958
	外国証券	153,286	173,659	△20,373
	その他	—	—	—
	その他	155,814	177,849	△22,034
	小計	576,963	651,149	△74,186
合 計		675,124	709,969	△34,844

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株 式	9,107百万円	6,662百万円	— 百万円
債 券	106,809百万円	1,534百万円	8,294百万円
その他	2,939百万円	677百万円	— 百万円
合 計	118,856百万円	8,874百万円	8,294百万円

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	48,059百万円	48,563百万円	△503百万円	1,904百万円	2,407百万円

(脚注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	725 百万円
退職給付費用	71 百万円
退職給付の支払額	△55 百万円
期末における退職給付引当金	740 百万円

b 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 71 百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため提出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して提出した特例業務負担金の額は、13百万円となっており、存続組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、92百万円となっております。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	2百万円
相互援助積立金	1,801百万円
退職給付引当金超過額	212百万円
減価償却超過額	42百万円
未払事業税	44百万円
未払費用否認額	278百万円
その他有価証券評価差額金	10,120百万円
その他	191百万円
繰延税金資産小計	12,692百万円
評価性引当額	△11,955百万円
繰延税金資産合計(A)	736百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計(B)	— 百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	736百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.08 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.95 %
事業分当配当金	△13.42 %
住民税均等割等	0.13 %
評価性引当額の増減	0.57 %
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△0.17 %
その他	0.32 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.48 %

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

防衛特別法人税に関する規定を含む「所得税法等の一部を改正する法律(法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に解消が見込まれる一時差異について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、従来の27.92%から28.63%に変更されました。その結果、繰延税金資産が8,620千円増加し、法人税等調整額が8,620千円減少しています。

連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
(資本剰余金の部)		
1. 資本剰余金期首残高	6	6
2. 資本剰余金増加高	—	—
3. 資本剰余金減少高	—	—
4. 資本剰余金期末残高	6	6
(利益剰余金の部)		
1. 利益剰余金期首残高	101,638	101,639
2. 利益剰余金増加高	4,268	5,310
当期剰余金	4,268	5,310
3. 利益剰余金減少高	4,317	4,329
配当金	4,317	4,329
4. 利益剰余金期末残高	101,589	102,620

連結事業年度の農協法に基づく開示債権の状況

連結子会社等に農協法に基づく開示債権はありませんので、当会単体の農協法に基づく開示債権と同額です。

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	65	36	△ 28
危 険 債 権 額	69	61	△ 8
三 月 以 上 延 滞 債 権 額	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額	0	0	△ 0
小 計	135	98	△ 36
正 常 債 権 額	311,486	281,133	△ 30,352
合 計	311,621	281,232	△ 30,389

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1. から 4. までの掲げる債権以外のものに区分されるものをいいます。

事業の種類別情報

連結子会社の営む信用事業以外の事業は、全事業に占める割合が僅少であるため事業の種類別情報は記載していません。

自己資本の充実の状況（連結）

連結の範囲に関する事項

（１）連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点

連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則の連結の範囲は同一となっています。
連結の範囲は当会及び子会社１社です。

（２）連結子会社数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務内容

- ① 連結子会社数 1 社
- ② 主要な連結子会社

名 称	主要な業務内容
株式会社 信栄	農業用機器、事務用機器、情報機器・同関連機器、車両、室内備品・什器類等のリース業

（３）比例連結が適用される関連法人

該当する関連法人はありません。

（４）連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれない会社

該当する会社はありません。

（５）連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれる会社

該当する会社はありません。

（６）連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等

該当する制限等はありません。

（７）規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する会社はありません。

連結自己資本の状況

(1) 連結自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

令和8年3月末における連結自己資本比率は、内部留保の増加に努める一方、不良債権処理及び資本効率の向上に取り組んだ結果、18.66%となりました。

(2) 経営の健全性確保と自己資本の充実

当連結グループの自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	東京都信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	578 億円（前年度 578 億円）

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	東京都信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	789 億円（前年度 778 億円）

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。これに基づき、当連結グループにおける信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(3) 連結自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	232,950	234,510
うち、出資金及び資本準備金の額	135,683	136,782
うち、再評価積立金の額	6	6
うち、利益剰余金の額	101,589	102,560
うち、外部流出予定額(△)	4,329	4,838
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,791	6,815
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	6,791	6,815
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	239,741	241,326
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	847	476
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	847	476
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	847	476
自己資本		
自己資本の額 ((イ) — (ロ)) (ハ)	238,893	240,849
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,317,754	1,263,439
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—	—

(前ページより続く)

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	44,454	27,000
資本フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,362,209	1,290,440
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((八) / (二))	17.53	18.66

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第一項第3号に基づき「1」を使用しています。

(4) 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和6年度			令和7年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4 %	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4 %
現金	2,564	—	—	811	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	269,986	—	—	403,209	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	118,522	—	—	30,396	—	—
国際決済銀行等向け	16,387	—	—	18,536	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,176	—	—	20,192	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,001	200	8	1,001	200	8
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	30,340	3,660	146	34,036	3,878	155
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,573,121	317,686	12,707	1,503,600	302,817	12,112
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	40,166	11,949	477	54,622	13,094	523
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	217,304	100,749	4,029	219,353	90,563	3,622
（うち特定貸付債権向け）	633	823	32	648	842	33
中堅中小企業等向け及び個人向け	61	57	2	83	80	3
（うちトランザクター向け）	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
（うち自己居住用不動産等向け）	—	—	—	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
（うち ADC 向け）	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	15,172	15,172	606	23,946	29,932	1,197
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	126	34	1	91	67	2
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	25	5	0	15	3	0
信用保証協会等による保証付	70	6	0	67	6	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	6,363	6,363	254	5,277	6,860	274
上記以外	288,889	683,481	27,339	276,593	675,149	27,005
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	41,123	102,808	4,112	51,503	128,758	5,150
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	212,456	531,141	21,245	212,454	531,135	21,245

(前ページより続く)

(単位：百万円)

		令和6年度			令和7年度		
		エクスポ ジャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%	エクスポ ジャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	736	1,842	73	746	1,865	74
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	26,235	39,352	1,574	3,000	4,500	180
	(うち上記以外のエクスポージャー)	8,337	8,337	333	8,889	8,889	355
	証券化	16,241	4,864	194	15,720	4,647	185
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	16,241	4,864	194	15,720	4,647	185
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	296,202	185,091	7,403	246,809	148,985	5,959
	(うちルックスルー方式)	293,821	155,322	6,212	246,033	139,277	5,571
	(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	2,381	29,768	1,190	776	9,707	388
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	2,853,558	1,317,373	52,694	2,799,744	1,263,193	50,527
	CVAリスク相当額 ÷ 8% (簡便法)	—	381	15	—	246	9
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	合計 (信用リスク・アセットの額)	2,853,558	1,317,754	52,710	2,799,744	1,263,439	50,537
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して 得た額 a		所要自己 資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して 得た額 a		所要自己 資本額 b = a × 4%
		44,454		1,778	27,000		1,080
	所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 合計 a		所要自己 資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等 (分母) 合計 a		所要自己 資本額 b = a × 4%
		1,362,209		54,488	1,290,440		51,617

(5) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	44,454	27,000
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	1,778	1,080
B I	29,636	18,000
B I C	3,556	2,160

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する I L M I は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連における信用リスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は単体の開示内容（P 78）をご参照ください。

（１）信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和６年度					令和７年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国	内	2,375,473	303,995	378,578	-	126	2,465,322	287,536	565,092	-	91
国	外	164,072	-	164,072	-	-	70,790	5,402	65,387	-	-
地域別残高計		2,539,545	303,995	542,651	-	126	2,536,113	292,939	630,480	-	91
法人	農業	191	191	-	-	105	78	78	-	-	71
	林業	40	40	-	-	-	10	10	-	-	-
	水産業	2,843	2,843	-	-	-	1,843	1,843	-	-	-
	製造業	46,633	29,979	13,626	-	-	45,683	26,129	17,390	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産	34,499	32,051	1,876	-	-	40,721	30,151	10,166	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	11,560	7,571	3,989	-	-	10,564	6,571	3,993	-	-
	運輸・通信業	36,059	25,230	9,917	-	-	42,708	23,009	18,821	-	-
	金融・保険業	1,744,269	126,641	98,841	-	-	1,673,655	134,256	98,600	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	85,916	78,549	6,581	-	4	83,261	70,003	12,357	-	2
	日本国政府・地方公共団体	271,163	-	271,163	-	-	423,401	-	423,401	-	-
	上記以外	302,292	762	136,656	-	-	209,360	725	45,749	-	-
個人		134	134	-	-	16	159	159	-	-	16
その他		3,523	1	-	-	-	4,663	1	-	-	-
連結子会社分		418	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別残高計		2,539,545	303,995	542,651	-	126	2,536,113	292,939	630,480	-	91

(前ページより続く)

(単位：百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
1 年 以 下	1,589,446	70,418	601	-		1,549,647	74,172	34,890	-	
1 年 超 3 年 以 下	64,861	45,304	19,557	-		52,879	47,468	5,411	-	
3 年 超 5 年 以 下	103,638	46,383	57,255	-		58,401	44,194	14,207	-	
5 年 超 7 年 以 下	99,353	30,275	69,077	-		84,876	30,267	54,608	-	
7 年 超 10 年 以 下	159,169	39,514	119,654	-		232,418	68,371	164,046	-	
1 0 年 超	326,753	62,399	264,354	-		367,349	28,389	338,960	-	
期限の定めのないもの	195,904	9,699	12,151	-		190,539	75	18,354	-	
連 結 子 会 社 分	418	-	-	-		-	-	-	-	
残存期間別残高計	2,539,545	303,995	542,651	-		2,536,113	292,939	630,480	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残高のことをいいます。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

① 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他	
令和 6 年度					
一 般 貸 倒 引 当 金	473	499	－	473	499
個 別 貸 倒 引 当 金	458	85	240	217	85
合 計	931	585	240	691	585
令和 7 年度					
一 般 貸 倒 引 当 金	499	404	－	499	404
個 別 貸 倒 引 当 金	85	46	－	85	46
合 計	585	450	－	585	450

② 地域別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額

当連結グループでは国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しております。

③ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額 (単位：百万円)

		期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却
				目的使用	その他		
令和 6 年度							
法人	農 業	209	78	—	209	78	—
	林 業	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	240	—	240	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	6	4	—	6	4	—
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—
個 人		2	2	—	2	2	—
合 計		458	85	240	217	85	—
令和 7 年度							
法人	農 業	78	40	—	78	40	—
	林 業	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	4	2	—	4	2	—
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—
個 人		2	2	—	2	2	—
合 計		85	46	—	85	46	—

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%) F(=E/(C+D))
		オン・バランス 資産項目 A	オフ・バランス 資産項目 B	オン・バランス 資産項目 C	オフ・バランス 資産項目 D	信用リスク・アセットの額 E	
現金	0	2,564	—	2,564	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	269,986	—	269,986	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	118,522	—	118,522	—	—	0
国際決済銀行等向け	0	16,387	—	16,387	—	—	0
我が国の地方公共団体向け	0	1,176	—	1,176	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	1,001	—	1,001	—	200	20
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	30,340	—	30,340	—	3,660	12
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	1,546,301	26,819	1,540,901	26,819	317,686	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	13,346	26,819	13,346	26,819	11,949	30
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	211,172	7,947	211,140	6,131	100,749	46
（うち特定貸付債権向け）	20～150	633	—	633	—	823	130
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	28	32	25	32	57	100
（うちトランザクター向け）	45	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	20～150	—	—	—	—	—	—
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	—	—	—	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	15,172	—	15,172	—	15,172	100
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	40	5	40	0	34	85
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	25	—	25	—	5	20
信用保証協会等による保証付	0～10	70	—	70	—	6	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	6,363	—	6,363	—	6,363	100

(前ページより続く)

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%) F(=E/(C+D))
		オン・バランス 資産項目 A	オフ・バランス 資産項目 B	オン・バランス 資産項目 C	オフ・バランス 資産項目 D	信用リスク・ アセットの額 E	
上記以外	100～1250	288,889	—	288,889	—	683,481	237
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	41,123	—	41,123	—	102,808	250
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	212,456	—	212,456	—	531,141	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	736	—	736	—	1,842	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	26,235	—	26,235	—	39,352	150
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	8,337	—	8,337	—	8,337	100
証券化	—	16,241	—	16,241	—	4,864	30
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	16,241	—	16,241	—	4,864	30
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	296,202	—	296,202	—	185,091	62
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	—					1,317,373	

[令和 7 年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%) F(=E/(C+D))
		オン・バランス 資産項目 A	オフ・バランス 資産項目 B	オン・バランス 資産項目 C	オフ・バランス 資産項目 D	信用リスク・ アセットの額 E	
現金	0	811	—	811	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	403,209	—	403,209	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	30,396	—	30,396	—	—	0
国際決済銀行等向け	0	18,536	—	18,536	—	—	0
我が国の地方公共団体向け	0	20,192	—	20,192	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	1,001	—	1,001	—	200	20
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	34,036	—	34,036	—	3,878	11
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	1,463,464	40,136	1,461,964	40,136	302,817	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	14,486	40,136	14,486	40,136	13,094	24
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	213,962	6,082	213,934	5,391	90,563	41
（うち特定貸付債権向け）	20～150	648	—	648	—	842	130
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	23	60	20	60	80	100
（うちトランザクター向け）	45	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	20～150	—	—	—	—	—	—
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	—	—	—	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うち ADC 向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	23,946	—	23,946	—	29,932	125
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	44	4	44	0	67	152
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	15	—	15	—	3	20
信用保証協会等による保証付	0～10	67	—	67	—	6	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	5,277	—	5,277	—	6,860	130

(前ページより続く)

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%) F(=E/(C+D))
		オン・バランス 資産項目 A	オフ・バランス 資産項目 B	オン・バランス 資産項目 C	オフ・バランス 資産項目 D	信用リスク・ アセットの額 E	
上記以外	100～1250	276,593	—	276,593	—	675,149	244
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	51,503	—	51,503	—	128,758	250
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	212,454	—	212,454	—	531,135	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	746	—	746	—	1,865	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	3,000	—	3,000	—	4,500	150
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	8,889	—	8,889	—	8,889	100
証券化	—	15,720	—	15,720	—	4,647	30
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	15,720	—	15,720	—	4,647	30
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	246,809	—	246,809	—	148,985	60
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	—					1,263,193	

(4) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和6年度]

(単位：百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	269,986	-	-	-	-	-	269,986						
外国の中央政府及び中央銀行向け	118,522	-	-	-	-	-	118,522						
国際決済銀行等向け	16,387	-	-	-	-	-	16,387						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	1,176	-	-	-	-	-	-	1,176					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	1,001	-	-	-	-	1,001					
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
我が国の政府関係機関向け	2,001	20,074	8,264	-	-	-	-	30,340					
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,524,788	42,168	5	-	-	-	-	759	1,567,721				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	1,000	39,166	-	-	-	-	-	-	40,166				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	70,100	113,967	14,594	-	-	17,976	633	-	-	217,272			
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	633	-	-	633			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	-	15,172	-	-	-	15,172							
株式等	-	-	6,363	-	-	6,363							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	0	57	0	57								
（うちトランザクター向け）	-	-	-	-	-								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-	-	-										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うちADC向け	-	-	-	-									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	26	-	14	-	41								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	2,564	-	-	-	-	2,564							
取立未済手形	-	-	25	-	-	25							
信用保証協会等による保証付	6	63	-	-	-	70							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-							

[令和 7 年度]

(単位：百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	403,209	-	-	-	-	-	403,209						
外国の中央政府及び中央銀行向け	30,396	-	-	-	-	-	30,396						
国際決済銀行等向け	18,536	-	-	-	-	-	18,536						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	20,192	-	-	-	-	-	-	20,192					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	1,001	-	-	-	-	1,001					
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
我が国の政府関係機関向け	4,594	20,099	9,342	-	-	-	-	34,036					
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,476,674	24,700	-	-	-	-	-	725	1,502,100				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	32,925	21,697	-	-	-	-	-	-	54,622				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	94,569	101,018	11,165	-	-	11,923	648	-	-	219,325			
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	648	-	-	648			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	-	23,946	-	-	-	23,946							
株式等	-	-	5,277	-	-	5,277							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	0	80	0	80								
（うちトランザクター向け）	-	-	-	-	-								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-	-	-										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うち A D C 向け	-	-	-	-									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	45	-	45								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	811	-	-	-	-	811							
取立未済手形	-	-	15	-	-	15							
信用保証協会等による保証付	5	62	-	-	-	67							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-							

(5) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円、%)

リスク・ウェイト区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額 及び与信 相当額の 合計額 (CCF・信用リスク 削減効果 適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額 及び与信 相当額の 合計額 (CCF・信用リスク 削減効果 適用後)
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目			オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目		
40%未満	2,051,189	32,736	98	2,077,893	2,060,979	46,062	99	2,104,938
40%～70%	113,400	1,502	40	114,000	101,018	2	100	101,018
75%	14,594	0	100	14,594	11,165	0	100	11,165
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	—	—	—	—	—	—	—	—
90%～100%	17,971	562	44	18,215	11,906	216	58	12,004
105%～130%	633	—	—	633	648	—	—	648
150%	15,186	2	100	15,186	23,991	2	100	23,991
250%	6,363	—	—	6,363	5,277	—	—	5,277
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	0	100	0	—	0	100	0
合 計	2,219,337	34,805	95	2,246,886	2,214,986	46,283	99	2,259,042

信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続等については、信連に準じて管理しています。具体的内容は単体の開示内容（P 88）をご参照ください。

（１）信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

	令和6年度			令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	2,001	—	—	4,594	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	—	759	—	—	752	—
法人等向け（特定貸付債権向け を含む。）	—	100	—	—	1,101	—
中堅中小企業等向け及び個人 向け	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不 動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエ クスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	6	—	—	5	—
合 計	—	2,867	—	—	6,427	—

- （注） 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で派生商品取引及び長期決済期間取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針及び手続は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P 90）をご参照ください。

（１）派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

与信相当額の算出に用いる方法	令和6年度	令和7年度
	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和6年度

(単位：百万円)

	グロス 再構築 コストの額	信用リスク 削減効果勘案前 の与信相当額	担保			信用リスク 削減効果勘案後 の与信相当額
			現金・自会 貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	181	1,113	—	—	—	1,113
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5)貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	181	1,113	—	—	—	1,113
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削除効果(△)		—				—
合 計	181	1,113	—	—	—	1,113

(前ページより続く)

令和 7 年度

(単位：百万円)

	グロス 再構築 コストの額	信用リスク 削減効果勘案前 の与信相当額	担 保			信用リスク 削減効果勘案後 の与信相当額
			現金・自会 貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	390	820	—	—	—	820
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金 関 連 取 引	—	—	—	—	—	—
(4) 株 式 関 連 取 引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派 生 商 品 合 計	390	820	—	—	—	820
長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削除効果（△）		—				—
合 計	390	820	—	—	—	820

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし 0 を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、信連以外で証券化エクスポージャーを取り扱っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針及びリスク特性等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及びリスク特性等の具体的内容は単体の開示内容（P 91, 92）をご参照ください。

（１）当連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

（２）当連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

① 保有する証券化エクスポージャーの額

（単位：百万円）

		令和6年度		令和7年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オン バランス	クレジットカード与信	－	－	－	－
	住 宅 □ ー ン	8,150	－	7,403	－
	自 動 車 □ ー ン	8,091	－	8,317	－
	そ の 他	－	－	－	－
	合 計	16,241	－	15,720	－
オフ バランス	クレジットカード与信	－	－	－	－
	住 宅 □ ー ン	－	－	－	－
	自 動 車 □ ー ン	－	－	－	－
	そ の 他	－	－	－	－
	合 計	－	－	－	－

（注）証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

② リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

＜証券化エクスポージャー＞

（単位：百万円）

	リスク・ウェイト区分	令和6年度		令和7年度	
		残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
オン バランス	0%～15%未満	－	－	－	－
	15%～50%未満	14,142	148	13,779	143
	50%～100%未満	2,098	46	1,941	42
	100%～250%未満	－	－	－	－
	250%～400%未満	－	－	－	－
	400%～1250%未満	－	－	－	－
	1250%	－	－	－	－
	合 計	16,241	194	15,720	185
オフ バランス	0%～15%未満	－	－	－	－
	15%～50%未満	－	－	－	－
	50%～100%未満	－	－	－	－
	100%～250%未満	－	－	－	－
	250%～400%未満	－	－	－	－
	400%～1250%未満	－	－	－	－
	1250%	－	－	－	－
	合 計	－	－	－	－

＜再証券化エクスポージャー＞

該当する取引はありません。

- ③ 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額
該当する取引はありません。

- ④ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

CVAリスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で派生商品取引を行っておりません。信連におけるリスク管理の方針等の具体的内容は単体の開示内容（P93）をご参照ください。

マーケット・リスクに関する事項

当連結グループでは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方法や手続については、信連に準じた内容としています。信連におけるオペレーショナル・リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P94）をご参照ください。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、子法人等が信連以外の出資等又は株式等エクスポージャーを保有していないため、連結グループにおける当該エクスポージャーにかかるリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P94）をご参照ください。

(1) 出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上	場	22,805	22,805	24,909	24,909
非	上 場	157,092	157,092	157,092	157,092
合	計	179,898	179,898	182,002	182,002

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
6,662	—	—	3,747	64	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
17,396	223	20,468	104

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	293,821	246,033
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	2,381	776

金利リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクにかかるリスク管理の方針及び手続等は定めていません。

信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P 95、96）をご参照ください。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	44,421	58,087	1,162	3,243
2	下方パラレルシフト	—	—	5	19
3	ス テ ィ ー プ 化	36,951	35,959		
4	フ ラ ッ ト 化	—	658		
5	短 期 金 利 上 昇	4,479	8,958		
6	短 期 金 利 低 下	1,185	—		
7	最 大 値	44,421	58,087	1,162	3,243
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自 己 資 本 の 額	240,849		238,893	

役員等の報酬体系にかかる開示について

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	92	7

(注1) 対象役員は、理事5名、監事1名です。

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、JA東京総合審議委員会（構成：当会の会員JA組合長から選出された委員8人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等（注1）」の範囲は、当会の職員及び当会の主要な連結子法人等（注2）の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額（注3）以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等の該当者はおりません。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2) 「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

(注3) 「同等額」は、令和7年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

以上

財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - ・ 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・ 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・ 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年7月1日
東京都信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 田代栄一

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、注記表、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結注記表を指しております。

会計監査人の監査

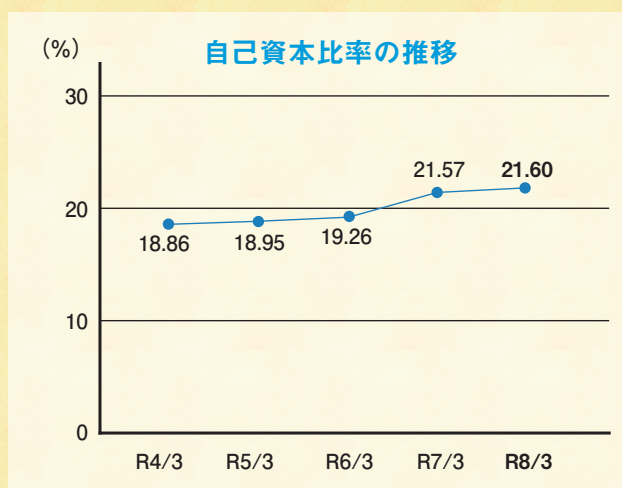
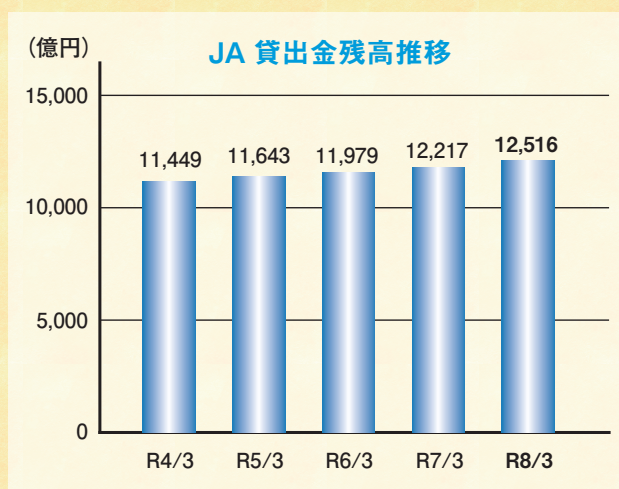
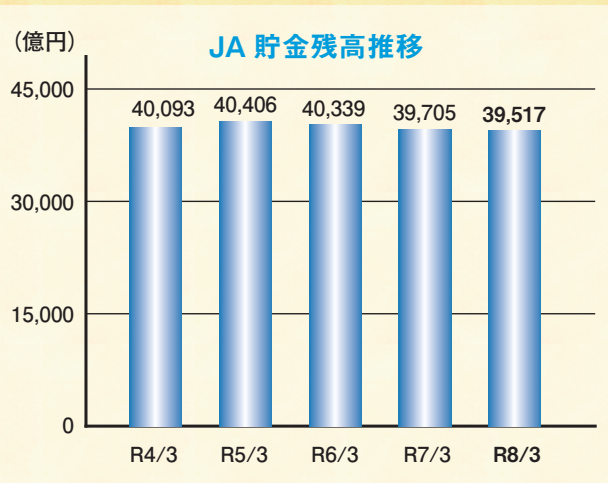
令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。



參考資料



東京都 JA の業績の推移



- (注) 1. グラフにおける金額・率につきましては、当会において把握している数値を使用しております。
 2. JA 貸出金につきましては、劣後ローンを除いて算出しております。
 3. JA 自己資本率につきましては、合算した自己資本額とリスクアセットにて算出しております。
 また、代理店 JA (業務代理組合) となった JA の自己資本は合算しておりません。

JA 東京グループエリアマップ

(令和8年7月1日現在)



法定開示基準項目の掲載ページ

本誌は、「農業協同組合法第54条の3」の規定に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

農協法施行規則第204条第1項第1号、第205条第1項第1号及び第207条第2項により規定されている開示項目については、以下のページに掲載しています。

単 体 情 報

I. 概況及び組織に関する事項

1. 業務の運営の組織 28
2. 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名 27
3. 事務所名称及び所在地 27
4. 特定信用事業代理者に関する事項 27

II. 主要な業務の内容 29

III. 主要な業務に関する事項

1. 直近の事業年度における事業の概況 4
2. 直近5事業年度における主要な業務の状況 68
 - (1)経常収益
 - (2)経常利益又は経常損失
 - (3)当期剰余金又は当期損失金
 - (4)出資金及び出資口数
 - (5)純資産額
 - (6)総資産額
 - (7)貯金等残高
 - (8)貸出金残高
 - (9)有価証券残高
 - (10)単体自己資本比率
 - (11)剰余金の配当の金額
 - (12)職員数
3. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標 59、60、64、68
 - (1)主要な業務の状況
 - (2)貯金に関する指標
 - (3)貸出金等に関する指標
 - (4)有価証券に関する指標

IV. 業務の運営に関する事項

1. リスク管理の体制 8
2. 法令遵守の体制 10
3. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 16
4. 金融 ADR 制度への対応 14

V. 直近2事業年度における財産の状況に関する事項

1. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 39、40、58
2. 債権にかかる事項（以下に該当する金額とその合計額） 61
 - (1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権
 - (2)危険債権に該当する債権
 - (3)三月以上延滞債権に該当する債権
 - (4)貸出条件緩和債権に該当する債権
3. 元本補てん契約のある信託に係る債権に関する事項 62
4. 自己資本の充実の状況 72
 - 自己資本の構成に関する開示事項
 - 定性的開示事項
 - (1)自己資本調達手段の概要
 - (2)信連の自己資本の充実度に関する評価方法の概要
 - (3)信用リスクに関する事項
 - (4)信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
 - (5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
 - (6)証券化エクスポージャーに関する事項
 - (7)CVA リスクに関する事項
 - (8)マーケット・リスクに関する事項

（自己資本比率告示 第2条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

- (9)オペレーショナル・リスクに関する事項
- (10)株式及び自己資本比率告示第47条第2項に規定する株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人のうち、不動産に対する投資を目的とするもの（以下「不動産投資法人」という。）への出資及びこれに類する出資のリスク・ウェイトの判定に係る基準を含む。）
- (11)金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。）に関する事項

●定量的開示事項

- (1)自己資本の充実度に関する事項
- (2)信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）
- (3)信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- (5)証券化エクスポージャーに関する事項
- (6)CVA リスクに関する事項
- (7)マーケット・リスクに関する事項
- (8)出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- (9)金利リスクに関する事項
5. 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 65、67
 - (1)有価証券
 - (2)金銭の信託
 - (3)デリバティブ取引
 - (4)金融等デリバティブ取引
 - (5)有価証券店頭デリバティブ取引
6. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 62
7. 貸出金償却の額 62

連 結 情 報

I. 信連及びその子会社等の概況に関する事項

1. 信連及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 97
2. 信連の子会社等に関する事項 97
 - (1)名称
 - (2)主たる営業所又は事業所の所在地
 - (3)資本金又は出資金
 - (4)事業の内容
 - (5)設立年月日
 - (6)信連が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合
 - (7)信連の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

II. 信連及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの

1. 直近の事業年度における事業の概況 97
2. 直近5連結会計年度における主要な業務の状況 98

- (1)経常収益
- (2)経常利益又は経常損失
- (3)当期利益又は当期損失
- (4)純資産額
- (5)総資産額
- (6)連結自己資本比率

III. 信連及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況

1. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書 98、99、118
2. 債権にかかる事項（以下に該当する金額とその合計額） 118
 - (1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権
 - (2)危険債権に該当する債権
 - (3)三月以上延滞債権に該当する債権
 - (4)貸出条件緩和債権に該当する債権
3. 自己資本の充実の状況 119
 - 自己資本の構成に関する開示事項
 - 定性的開示事項
 - (1)連結の範囲に関する事項
 - (2)自己資本調達手段の概要
 - (3)信連連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要
 - (4)信用リスクに関する事項
 - (5)信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
 - (6)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
 - (7)証券化エクスポージャーに関する事項
 - (8)CVA リスクに関する事項
 - (9)マーケット・リスクに関する事項（自己資本比率告示 第10条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）
 - (10)オペレーショナル・リスクに関する事項
 - (11)出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（不動産投資法人への出資及びこれに類する出資のリスク・ウェイトの判定に係る基準を含む。）
 - (12)金利リスクに関する事項
 - 定量的開示事項
 - (1)その他金融機関等であって信連の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
 - (2)自己資本の充実度に関する事項
 - (3)信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）
 - (4)信用リスク削減手法に関する事項
 - (5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
 - (6)証券化エクスポージャーに関する事項
 - (7)CVA リスクに関する事項
 - (8)マーケット・リスクに関する事項
 - (9)出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
 - (10)金利リスクに関する事項

4. 事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額 118

その他重要な事項

1. 役員等の報酬体系 142
2. 会計監査人の監査を受けている旨 143



「JA(愛称)」と「JAマーク」について

JA（ジェイエイ）は、Japan Agricultural Cooperative（ジャパン アグリカル チュアル コーポレイティブ）の略で、皆様により親しまれるよう、国際性、現代性などの意味を含めた愛称として 1991 年に制定されました。

JA マークの三角形は、「自然」を、A の部分は「人間」をそれぞれ表しています。さらに、J の左端の円は、「豊かさ・実り・人の和」を象徴しています。色は、JA グリーンと呼ばれる、自然環境と成長を象徴した色彩となっています。

「JAバンク」について

JA バンクは、金融システムの一員として他の金融機関と同等の総合金融サービス（貯金、ローン、決済等のフルバンキング）機能を提供することを表しています。

□ホームページのご案内

ホームページには、当会の概要や経営・財務情報をはじめ、各種金融商品の最新情報、JA バンク東京信連の各種お知らせなどを掲載しております。

皆様からの積極的なアクセスをお待ちしております。



<http://shinren.jatokyo.or.jp>

東京都信用農業協同組合連合会

〒190-0023 東京都立川市柴崎町 3-5-25
TEL.042-528-1114
<http://shinren.jatokyo.or.jp>

JA バンク東京ホームページ
<http://www.jatokyo.or.jp>



今も昔も
人と人との
ぬくもりを